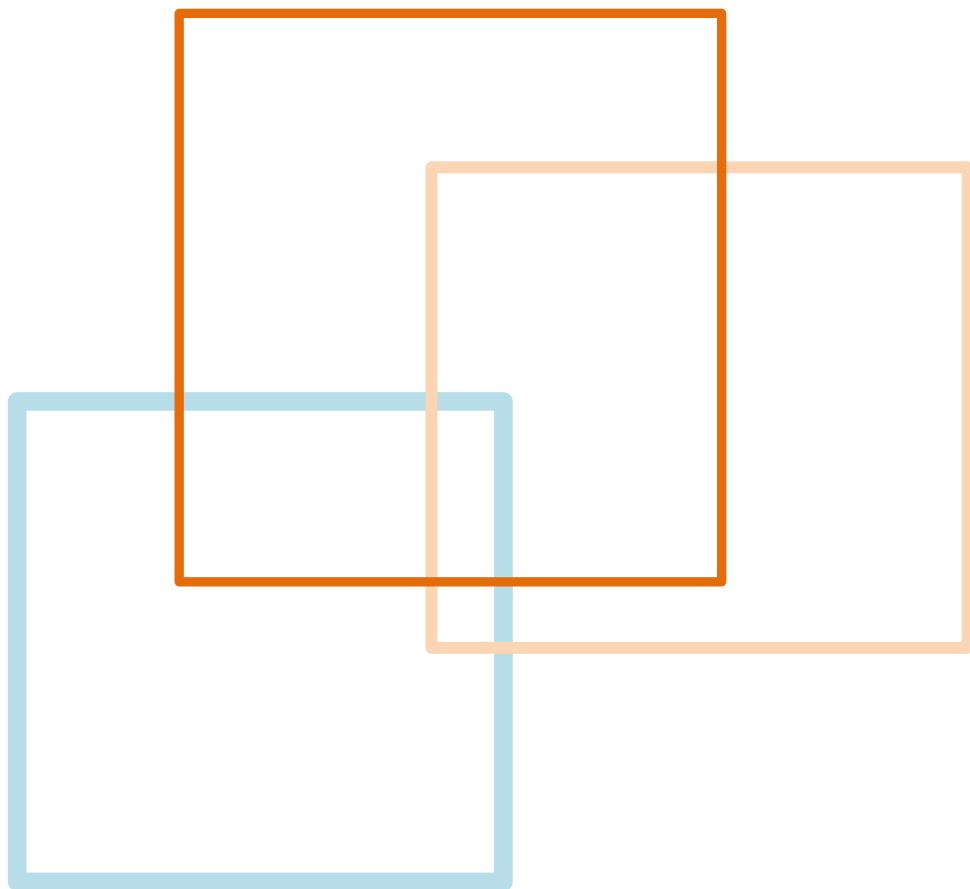


民間の強靭化の取組のための 国・都道府県の支援施策集



令和7年4月

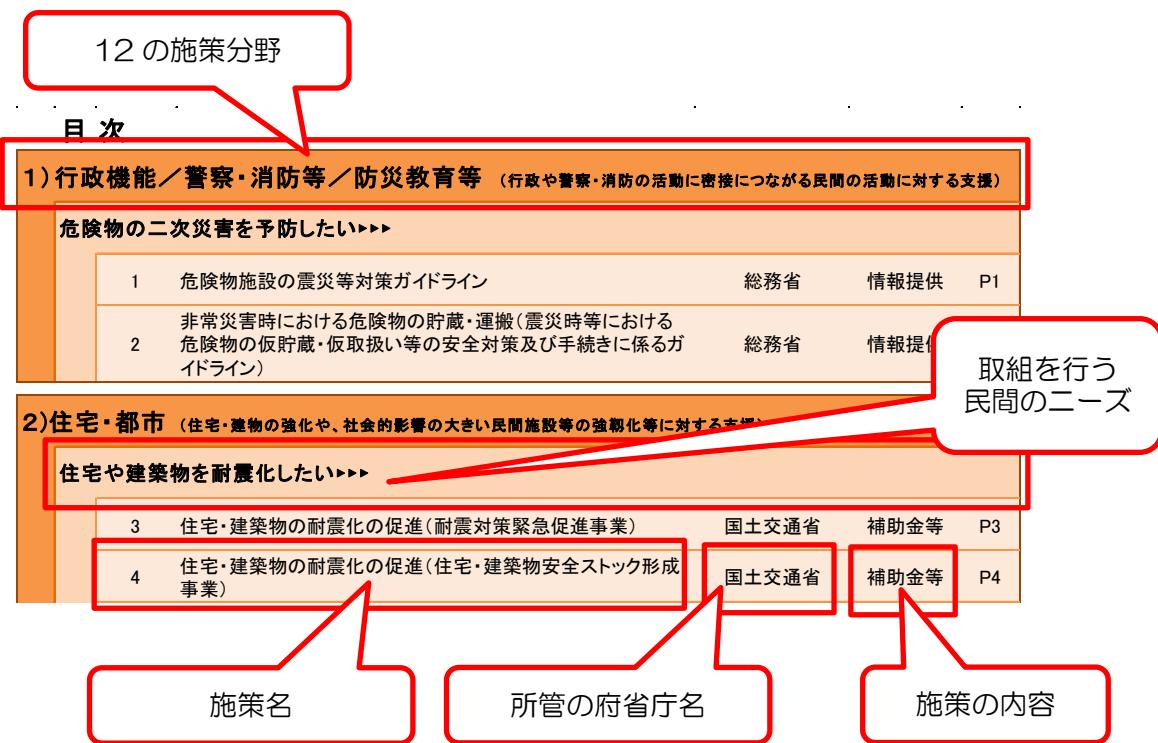
内閣官房 国土強靭化推進室

本施策集について

○本施策集は、民間主体による強靭化の取組の促進を図るため、国の各府省庁において実施される民間の取組促進施策について、施策分野やニーズごとに整理したものです。掲載されている施策を用いて実際に強靭化の取組を進めて頂くほか、施策を用いた取組手段を知る材料としても、お使いになれます。

○本施策集は、国の「国土強靭化基本計画」における12の施策分野順に掲載されています。さらに、取組を行う民間のニーズ、所管の府省庁名、施策の内容を目次に記載しています。

【目次の構成】



※強靭化の施策分野は12種類ありますが、本施策集における各府省庁の施策には、5) 金融 分野については該当する施策はありません。

※なお、参考として都道府県が行っている施策を紹介しており、5) 金融 分野についても該当する施策が掲載されています。

○本施策集では、施策の内容を下記にて分類しています。

本施策集での表記	意味	備考
情報提供	民間で行う強靭化対策について、ガイドラインや「手引き」等の情報提供を行うものです。	
補助金等	民間で行う強靭化対策に係る費用について、一定額を補助するものです。	条件によって補助額が異なる場合もあります。
税制優遇	強靭化対策を行った民間主体に対して、固定資産税や事業税等を減免するものです。	
資金融資	地域の強靭化に資する民間主体に対し、資金を融資するものです。	
規制緩和	地域の強靭化に資する民間主体に対し、法律上の規制を特例として緩和するものです。	
技能提供・人材派遣	強靭化に取組むため、特別な技能を持った人材を派遣する等の支援を行います。	
格付け・表彰	地域の強靭化に資する、一定の要件を満たした民間主体に対して、格付けや表彰を行うものです。	左記の格付けを持つ主体への特典等がある場合もあります。
その他	強靭化に資する取組で上記に分類されないものです。	

○本施策には、制度の趣旨や目的、内容の概略を記載しています。問い合わせ先や参考 URL も記載していますので、詳しく知りたい方はそちらにご連絡ください。

行政機能 監察・ 消防		住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
危険物の二次災害を予防したい												
No.1		総務省		情報提供		(開始年度) 平成26年度						
施策名		危険物施設の震災等対策ガイドライン										
制度の趣旨・背景		東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時の対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。										
制度の内容		危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。 近年、危険物施設における火災・流出事故が増加傾向にあり、最近においても深刻な人的被害を生じる事故が続発するなど大きな問題となっています。このような状況を踏まえ、危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行います。 ■ガイドラインの構成 ガイドラインの使い方 製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編 参考資料 1~6 ■主な内容 ・東日本大震災の被害と課題 ・事前対策 ・施設の使用再開に向けた対応										
制度の対象となる方		危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者										
問い合わせ先 参考 URL		総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL : 03-5253-7524 (内線 42-631) ■関連 URL • 危険物施設の震災等対策ガイドライン http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html										

○巻末には、府省庁名や支援内容、対象となる方ごとに施策を整理した索引を設けています。

○本施策の利用にあたり、以下の点にご注意ください。

- ・本施策集の内容は、令和6年3月現在の調査結果であり、今後、変更される場合があります。
- ・本施策集は、民間主体の強靭化を促進する全ての取組を網羅しているものではありません。

目次

1)行政機能／警察・消防等／防災教育等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)

危険物の二次災害を予防したい▶▶▶

1 危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供	P1
2 非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	総務省	情報提供	P2

2)住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靭化等に対する支援)

住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶

3 住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	国土交通省	補助金等 税制優遇	P3
4 住宅・建築物の耐震化の促進(建築物耐震対策緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P5
5 住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	国土交通省 内閣府	税制優遇	P6
6 老朽化マンションの建替え等の促進	国土交通省	補助金等 情報提供	P7

密集市街地の防災性を高めたい▶▶▶

7 密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	国土交通省	補助金等 税制優遇	P9
---	-------	--------------	----

人が集まる施設の安全を確保したい▶▶▶

8 主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	国土交通省	補助金等	P10
9 地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	国土交通省	補助金等	P11
10 防災性に優れた業務継続地区の構築 (国際競争業務継続拠点整備事業)	国土交通省	補助金等	P12

都市の防災機能の強化に貢献したい▶▶▶

11 防災性能や省エネルギー性能の向上等の緊急的な政策課題等への対策の推進(防災・省エネまちづくり緊急促進事業(政策課題対応タイプ))	国土交通省	補助金等	P14
12 サスティナブル建築物等先導事業	国土交通省	補助金等	P16
13 帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靭化緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P17
14 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	内閣府 国土交通省	税制優遇	P18
15 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	国土交通省 内閣府	税制優遇	P19
16 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	国土交通省	税制優遇	P20
17 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	国土交通省	税制優遇	P21
18 特定地域都市浸水被害対策事業	国土交通省	補助金等	P22
19 都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保	内閣府	その他	P23
20 水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進 (一時避難場所整備緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P25

	21 官民連携浸水対策下水道事業	国土交通省	補助金等	P26
	22 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置	国土交通省	税制優遇	P27
	23 優良木造建築物等整備推進事業	国土交通省	補助金等	P28
	24 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業	国土交通省	補助金等	P29

3) 保健医療・福祉 (災害時医療の機能及びマネジメントの強化に対する支援)

医療・社会福祉施設を耐震化したい▶▶▶

25 社会福祉施設等の耐震化	厚生労働省	資金融資	P30
26 医療施設の耐震化	厚生労働省	補助金等	P31

4) エネルギー (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)

石油製品の供給事業者に対する支援▶▶▶

27 災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	経済産業省	補助金等	P32
28 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	経済産業省	補助金等	P33

バックアップのための燃料を確保したい▶▶▶

29 災害時等に備えた需要家側のLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	経済産業省	補助金等	P34
---	-------	------	-----

新たなエネルギー源を確保したい▶▶▶

30 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち木質バイオマス利用環境整備事業	農林水産省	補助金等	P35
31 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	経済産業省 環境省 農林水産省	税制優遇	P36

6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

地域の情報ネットワークづくりに貢献したい▶▶▶

32 ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	総務省	税制優遇	P37
-------------------------------	-----	------	-----

災害時でもテレビ放送を止めないようにしたい▶▶▶

33 耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化等を推進(ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業)	総務省	補助金等	P38
---	-----	------	-----

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい▶▶▶

34 災害対策としてのラジオに係る予備送信所設備等の整備の推進(放送ネットワーク整備支援事業)	総務省	補助金等	P39
35 難聴対策としてのラジオ中継局の整備の推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	総務省	補助金等	P41
36 放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	総務省	補助金等	P43

人工衛星を活用した防災機能の強化を図りたい▶▶▶

37 準天頂衛星システムの開発・整備・運用

内閣府

情報提供 P45

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靭化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

38 地方拠点強化税制

内閣府

税制優遇 P46

中小企業の災害への事前対策を強化したい▶▶▶

39 中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置(中小企業防災・減災投資促進税制)

経済産業省

税制優遇 P47

8) 交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靭化することに対する支援)

港湾の津波対策を行いたい▶▶▶

40 港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)

国土交通省

補助金等 P48

41 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

国土交通省
内閣府

税制優遇 P49

港湾の浸水対策を強化したい▶▶▶

42 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置

国土交通省
内閣府

税制優遇 P51

港湾の防災対策を強化したい▶▶▶

43 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置

国土交通省

税制優遇 P53

災害時に重要な道路を守りたい▶▶▶

44 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置

国土交通省

税制優遇 P54

内閣府

総務省

経済産業省

港湾施設の地震対策を行いたい▶▶▶

45 護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度

国土交通省
内閣府

資金融資 P55

鉄道駅・鉄道施設を強靭化したい▶▶▶

46 鉄道施設の耐震補強(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道の耐震対策に係る特例措置(固定資産税))

国土交通省
内閣府

補助金等
税制優遇 P57

47 鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)

国土交通省

補助金等 P59

48 地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道施設総合安全対策事業費補助)

国土交通省

補助金等 P60

49 鉄道の豪雨対策(河川橋梁、斜面)(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置(固定資産税))

国土交通省

補助金等
税制優遇 P61

50 鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置(固定資産税)

国土交通省

税制優遇 P63

9) 農林水産 (国土強靭化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

農業基盤を守りたい▶▶▶

51	官民連携新技術研究開発事業	農林水産省	補助金等	P64
52	多面的機能支払交付金	農林水産省	補助金等	P65
53	中山間地域等直接支払交付金	農林水産省	補助金等	P66
54	土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	農林水産省	情報提供	P67
55	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消	農林水産省	補助金等	P68

農山漁村のコミュニティを活性化させたい▶▶▶

56	農山漁村振興交付金	農林水産省	補助金等	P69
----	-----------	-------	------	-----

農業用ハウスの防災、減災対策を行いたい▶▶▶

57	園芸産地事業継続強化対策	農林水産省	補助金等	P70
----	--------------	-------	------	-----

山を守るために林業を活性化させたい▶▶▶

58	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策	農林水産省	補助金等	P71
59	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち建築用木材供給・利用強化対策	農林水産省	補助金等	P72
60	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策	農林水産省	補助金等	P73

地域住民等が協力して森林の保全活動を行いたい▶▶▶

61	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策	農林水産省	補助金等	P74
----	--	-------	------	-----

10) 国土保全 (防災施設や警戒避難体制の整備等に対する支援)

水害から人命を守りたい▶▶▶

62	津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	国土交通省 内閣府	税制優遇	P75
63	高規格堤防整備事業の促進に係る不動産取得税および固定資産税の特例措置	国土交通省	税制優遇	P76
64	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	国土交通省	税制優遇	P77
65	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	国土交通省	税制優遇	P78
66	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置	国土交通省	税制優遇	P79

11)環境

非常時への対策も兼ね備えた環境負荷の低い建築物を確保したい▶▶▶

67 脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援

環境省

補助金等 P80

12)土地利用(国土利用) (地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援)

貯留機能を有する土地の指定促進を図りたい▶▶▶

68 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置

国土交通省

税制優遇 P82

所有者不明土地を活用して安全を確保したい▶▶▶

69 所有者不明土地等対策の推進

国土交通省

補助金等
税制優遇 P83

〈参考〉 都道府県における代表的な民間支援施策

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)

地域の防災力向上に役立ちたい♪♪♪

1 県原子力防災訓練	福島県	その他	P 84
2 地域防災活動促進事業	福島県	技能提供 人材派遣 補助金等	P 85
3 地域防災サポーター養成事業	福島県	技能提供 人材派遣	P 86
4 地域防災力向上事業(地域防災を担う人材育成)	福井県	技能提供 人材派遣	P 87
5 滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座	滋賀県	技能提供 人材派遣	P 88
6 自主防災組織リーダー育成研修	大阪府	技能提供 人材派遣	P 89
7 奈良県自主防犯・防災リーダー育成研修(防災士養成講座)	奈良県	技能提供 人材派遣	P 90
8 地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金	徳島県	補助金等	P 91
9 香川県自主防災組織リーダー研修会	香川県	技能提供 人材派遣	P 92
10 地域防災力強化促進事業	香川県	その他	P 93
11 自主防災組織育成強化事業	福岡県	技能提供 人材派遣	P 94
12 自主防災組織活性化事業	福岡県	技能提供 人材派遣	P 95
13 佐賀県地域防災リーダー養成講座	佐賀県	技能提供 人材派遣	P 96
14 佐賀県地域防災リーダーフォローアップ研修会	佐賀県	技能提供 人材派遣	P 97
15 佐賀県自主防災組織リーダー研修会	佐賀県	技能提供 人材派遣	P 98
16 佐賀県地域防災力向上促進事業補助金	佐賀県	補助金等	P 99

2) 住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靭化等に対する支援)

安心して暮らせる住環境を整備したい♪♪♪

17 がけ地近接等危険住宅移転事業	岩手県	補助金等	P 100
18 木造住宅耐震改修支援事業	岩手県	補助金等	P 101
19 みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業	宮城県	補助金等	P 102
20 がけ地近接等危険住宅移転事業	山形県	補助金等	P 103
21 福島県建築物耐震化促進事業	福島県	補助金等	P 104
22 福島県木造住宅等耐震化支援事業	福島県	補助金等	P 105
23 アスベスト対策推進費	埼玉県	補助金等	P 106
24 ブロック塀等安全対策支援事業	新潟県	補助金等	P 107

25 克雪すまいづくり支援事業	新潟県	補助金等	P 108
26 耐震すまいづくり支援事業(耐震改修補助事業)	新潟県	補助金等	P 109
27 木造住宅耐震診断・改修支援事業	富山県	補助金等	P 110
28 大規模建築物の耐震改修の補助	石川県	補助金等	P 111
29 住宅の耐震診断や改修の補助	石川県	補助金等	P 112
30 木造住宅耐震化促進事業	福井県	補助金等	P 113
31 木造住宅居住安心支援事業	山梨県	補助金等	P 114
32 みんなで耐震化支援事業	愛知県	補助金等	P 115
33 感電ブレーカー設置促進事業	滋賀県	補助金等	P 116
34 耐震シェルター等普及事業	滋賀県	補助金等	P 117
35 木造住宅耐震補強案作成事業費補助事業	滋賀県	補助金等	P 118
36 滋賀県空き家対策総合支援事業	滋賀県	補助金等	P 119
37 大阪府防災力強化マンション認定制度	大阪府	格付け 表彰	P 120
38 中規模多数利用建築物等の耐震化の促進	兵庫県	補助金等	P 121
39 震災に強いまちづくり促進事業	鳥取県	補助金等	P 122
40 緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業	香川県	補助金等	P 123
41 佐賀県耐震診断等事業費補助金	佐賀県	補助金等	P 124
42 ノンアスベスト推進事業(アスベスト分析事業、住宅ノンアス ベスト推進事業)	佐賀県	補助金等	P 125
43 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例	長崎県	補助金等	P 126
44 長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業	長崎県	補助金等	P 127
45 要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成	熊本県	補助金等	P 128
46 土砂災害危険住宅移転促進事業	熊本県	補助金等	P 129
47 がけ地近接等危険住宅移転事業	鹿児島県	補助金等	P 130

3) 保健医療・福祉(要配慮者の防災力強化に民間が関わるための支援)

災害に強い医療拠点を整備したい▶▶

48 災害拠点病院施設設備整備事業	千葉県	補助金等	P 131
49 医療機関におけるBCP(業務継続計画)策定支援事業	福井県	情報提供	P 132

4) エネルギー（燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援）

クリーンなエネルギーを活用したまちづくりを支援したい▶▶▶

50 エコタウン形成促進事業費補助金(3ステップ事業)	宮城県	補助金等	P 133
-----------------------------	-----	------	-------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい▶▶▶

51 エネルギーレジリエンス強化促進支援事業	埼玉県	補助金等	P 134
52 神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金	神奈川県	補助金等	P 135
53 再エネ活用地域振興プロジェクト事業	福井県	補助金等	P 136
54 ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金	静岡県	補助金等	P 137
55 事業所省エネ・再エネ等推進加速化事業（省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金）	滋賀県	補助金等	P 139
56 スマート・ライフスタイル普及促進事業（スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金）	滋賀県	補助金等	P 140
57 しがZEH新築支援事業費補助金	滋賀県	補助金等	P 141
58 スマートハウス普及促進事業補助金	奈良県	補助金等	P 142
59 事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金	奈良県	補助金等	P 143

5) 金融

地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい▶▶▶

60 連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催	京都府	情報提供	P 144
------------------------------------	-----	------	-------

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

61 山梨県商工業振興資金 環境対策融資	山梨県	資金融資	P 145
62 チャレンジ企業支援資金	愛媛県	資金融資	P 146
63 経営安定化貸付(災害復旧資金)	佐賀県	資金融資	P 147

6) 情報通信（情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援）

データセンター・コールセンターを分散・増設したい▶▶▶

64 企業立地促進費補助金(データセンター事業、コールセンタ一事業)	北海道	補助金等	P 148
------------------------------------	-----	------	-------

地域の防災力向上に役立ちたい▶▶▶

65 防災学習システムによる情報提供	愛知県	情報提供	P 149
--------------------	-----	------	-------

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靭化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

66 やまなし防災バックアップ	山梨県	情報提供	P 150
67 首都圏企業への大阪・関西でのバックアップ拠点形成への働きかけ	大阪府	情報提供	P 151

地元に貢献できる建設業を続けていきたい▶▶▶

68 徳島県建設業BCP認定制度	徳島県	格付け 表彰	P 153
69 愛媛県建設業BCP等審査	愛媛県	格付け 表彰	P 154

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい▶▶▶

70 中小企業等のBCP策定・実践支援(中小企業BCP策定支援事業、中小企業BCP・事業継続力強化計画実践支援事業)	宮城県	補助金等	P 155
71 商工団体・損害保険会社との連携によるBCP策定支援	福井県	情報提供	P 156
72 中小企業BCP策定支援事業	愛知県	技能提供 人材派遣	P 157
73 事業継続計画(BCP)策定支援事業	滋賀県	情報提供	P 158
74 京都BCPの推進、京都BCP行動指針の策定	京都府	情報提供	P 159
75 企業等のBCP策定支援、BCP勉強会・研修会への講師派遣	大阪府	技能提供 人材派遣	P 160
76 企業BCP・BCM伴走型支援事業	兵庫県	情報提供 技能提供	P 161
77 事業継続計画(BCP)策定支援事業	奈良県	情報提供	P 162
78 中小企業リスク対策強化推進事業	鳥取県	補助金等	P 163
79 中小企業BCP(事業継続計画)推進・策定支援事業 岡山県小規模事業者事業継続力強化支援事業	岡山県	補助金等	P 164
80 商工業者のBCP策定支援	高知県	情報提供	P 166
81 中小企業事業継続力強化支援事業	鹿児島県	補助金等	P 167

従業員の命を守るとともに、事業の早期復旧につなげたい▶▶▶

82 中小企業耐震診断等支援事業費補助金	高知県	補助金等	P 168
----------------------	-----	------	-------

事業者が行う防災設備の導入やサイバーセキュリティの強化を支援します▶▶▶

83 山形県中小企業まるっとサポート補助金(事業継続力強化支援事業)	山形県	補助金等	P 170
------------------------------------	-----	------	-------

事業者の防災・減災のための設備投資を支援します▶▶▶

84 佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金	佐賀県	補助金等	P 171
-----------------------------	-----	------	-------

8)交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靭化することに対する支援)

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい▶▶▶

85 企業立地促進費補助金(高度物流関連事業)	北海道	補助金等	P 172
86 三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	岩手県	補助金等	P 173
87 鉄道安全輸送設備整備費補助	埼玉県	補助金等	P 174
88 第三セクター鉄道等安全輸送設備等整備事業費補助金	福岡県	補助金等	P 175

外国人が安心して旅行できる環境を整えたい▶▶▶

89 外国人旅行者の安全確保に関する取組	大阪府	情報提供	P 176
----------------------	-----	------	-------

9)農林水産 (国土強靭化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい▶▶▶

90 土地改良施設BCPの普及	静岡県	技能提供 人材派遣	P 177
91 徳島県農業版業務継続計画(農業版BCP)の公表	徳島県	情報提供	P 179
92 農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助	高知県	補助金等	P 180

田んぼダム・農業用ため池を活用し防災力の向上を図りたい▶▶▶

93 田んぼダム普及拡大推進事業	宮城県	その他	P 182
94 田んぼダム技術マニュアル	福島県	情報提供	P 183
95 ため池治水活用拡大促進事業	兵庫県	補助金等	P 184

森林を保全することにより防災力の向上を図りたい▶▶▶

96 森林・山村多面的機能発揮対策事業	岩手県	補助金等	P 185
---------------------	-----	------	-------

10)国土保全 (河川等と共生していくために民間が取組むための支援)

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい▶▶▶

97 火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策	岐阜県	情報提供	P 186
98 土砂災害 マイ・ハザードマップ作成支援	愛知県	技能提供 人材派遣	P 187
99 土砂災害地域防災マップづくり	奈良県	技能提供 人材派遣	P 188

水害から人命を守りたい▶▶▶

100 流域治水協働推進事業	福岡県	補助金等	P 189
----------------	-----	------	-------

11)環境

海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい▶▶▶

101 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動

宮城県

その他

P 190

12)土地利用(国土利用) (地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援)

被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい▶▶▶

102 ひょうご防災特別推進員制度
(ひょうご安全の日推進県民会議事業)

兵庫県

技能提供
人材派遣

P 191

津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい▶▶▶

103 津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築等に対する
市街化調整区域における開発許可の規制緩和

高知県

規制緩和

P 192

府省庁による民間支援施策

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

危険物の二次災害を予防したい

No. 1

総務省

情報提供

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	危険物施設の震災等対策ガイドライン
制度の 趣旨・背景	東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。
制度の 内容	<p>危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。</p> <p>■ガイドラインの構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの使い方 製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編 参考資料 1～6 <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被害と課題 ・事前対策 ・施設の使用再開に向けた対応
対象となる方	危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者
問い合わせ先など	<p>総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL：03-5253-7524（内線 42-631）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の震災等対策ガイドライン https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/countermeasures/countermeasures01.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

危険物の二次災害を予防したい

No.2

総務省

情報提供

(開始年度) 平成 25 年度

支援の名称	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬 (震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係るガイドライン)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知しました。
制度の 内容	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に、本ガイドラインをとりまとめました。</p> <p>■主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策 <ol style="list-style-type: none"> 共通対策 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い <ol style="list-style-type: none"> 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い 事前の対応 発災後の対応 その他 <ol style="list-style-type: none"> 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について
対象と なる方	危険物を取り扱う事業者
問い合わせ 先など	<p>総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL : 03-5253-7524 (内線 42-631)</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/251003_sai364_ki171.pdf

住宅や建築物を耐震化したい

No.3

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成 17 年度

支援の名称	<h2>住宅・建築物の耐震化の促進 (住宅・建築物安全ストック形成事業)</h2>								
制度の 趣旨・背景	<p>住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るために、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う制度です。</p>								
制度の 内容	<p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断：国1／3（地方1／3） <p>※地方公共団体は、住宅ごとに以下の「■個別支援」と「■パッケージ支援」を選択して適用することが可能</p> <p>■個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補強設計等：国1／3（地方1／3） ○耐震改修等：国11.5%、1／6* (地方11.5%、1／6*) <p>※：マンション</p> <p>■パッケージ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象：補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額 ・交付額： <table border="1" data-bbox="476 1347 1111 1617"> <thead> <tr> <th data-bbox="476 1347 809 1459">耐震改修の種別</th><th data-bbox="809 1347 1111 1459">交付額 (国と地方で定額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="476 1459 809 1549">・密集市街地等 (防火改修含む)</td><td data-bbox="809 1459 1111 1549">175万円</td></tr> <tr> <td data-bbox="476 1549 809 1594">・多雪区域</td><td data-bbox="809 1549 1111 1594">140万円</td></tr> <tr> <td data-bbox="476 1594 809 1617">・その他</td><td data-bbox="809 1594 1111 1617">115万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ただし、上記金額と補助対象工事費の8割のいずれか低い額を限度</p> <p>※住宅金融支援機構の「リ・バース60」による利子補給（無利子化等）を利用する場合は、交付額より最大57.5万円を減じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる市区町村：以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。 <ul style="list-style-type: none"> ①戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組 ②耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組 ③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組 ④耐震化の必要性に係る普及・啓発 <p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断等：国1／3（地方1／3） 	耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)	・密集市街地等 (防火改修含む)	175万円	・多雪区域	140万円	・その他	115万円
耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)								
・密集市街地等 (防火改修含む)	175万円								
・多雪区域	140万円								
・その他	115万円								

	<p>○耐震改修等：国11.5%（地方11.5%）</p> <p>ブロック塀等</p> <p>○耐震診断：国1／3（地方1／3）</p> <p>○除却、改修等：国1／3（地方1／3）</p> <p>補助対象限度額は耐震診断、除却、改修等の合計事業費 80,000円／m</p>
対象となる方	住宅・建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者（地方公共団体からの補助）
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-677）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.4

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成25年度

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (建築物耐震対策緊急促進事業)
制度の趣旨・背景	多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断や耐震改修、建替えや合意形成等に対して支援する制度です。
制度の内容	<p>■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断等：国1/2（地方1/3～） <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末までの措置 ○耐震改修等（合意形成を含む） <ul style="list-style-type: none"> ：国1/3、2/5※ 等（地方11.5%～、1/3※～等）※防災拠点等 ・令和7年度末までに事業に着手したものに限る ・上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援 <p>■補助対象限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断 <ul style="list-style-type: none"> ・面積1,000m²以内の部分は3,670円/m² ・面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1,570円/m²以内 ・面積2,000m²を超える部分は1,050円/m²以内 <p>※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することが出来ます。</p> ○耐震改修等 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物：延べ床面積×57,000円/m² (特に倒壊の危険性が高い場合、62,700円/m²) ・マンション：延べ床面積×51,700円/m² (特に倒壊の危険性が高い場合、56,900円/m²)
対象となる方	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物や災害時の一時滞在施設等となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-677）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

住宅や建築物を耐震化したい

No.5	国土交通省・内閣府	税制優遇	(開始年度) 住宅：平成 18 年度 建築物：平成 26 年度
------	-----------	------	---------------------------------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震改修促進税制(住宅・建築物))
制度の趣旨・背景	住宅・建築物の耐震化を促進するため、一定の住宅・建築物の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度です。
制度の内容	<p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税（所得税） <p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、令和 7 年 12 月 31 日までに耐震改修工事含む一定の増改築等をした場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額(上限 250 万円) の 10% 等を、下記(ア)、(イ) の合計額のとおり工事年分の所得税額から控除</p> <p>(ア) 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額(上限 : 250 万円) : 10% を控除 (イ) 下記①、②の合計額(上限 : (ア) と合計で 1,000 万円) : 5% を所得税額から控除 ① (ア) の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち 250 万円を超える額 ② (ア) 以外の一定の増改築等の費用に要した額((ア) と同額を限度)</p> 地方税（固定資産税） <p>昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、令和 8 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から 1 年間、固定資産税の税額を 1/2 減額（工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2 年間、1/2 減額）</p> <p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税（固定資産税） <p>耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、令和 8 年 3 月 31 日までに政府の補助（建築物耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から 2 年間、固定資産税の税額を 1/2 減額（改修工事費の 2.5% を限度）</p>
対象となる方	上記により住宅・建築物の耐震改修を行った者
問い合わせ先など	<p>【住宅について】 国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-443)</p> <p>【建築物について】 国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-534)</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html ・住宅をリフォームした場合に使える減税制度について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000251.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.6

国土交通省

補助金等、情報提供

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	老朽化マンションの建替え等の促進
制度の趣旨・背景	老朽化マンションの建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、マンションの再生事業に対する支援を強化するとともに、専門家による相談体制等を整備する。
制度の内容	<p>■マンション建替円滑化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション敷地売却制度 区分所有者集会における4/5以上の賛成でマンションとその敷地の売却が可能 ・建替え時における容積率の緩和特例 ※より一層の建替え等の円滑化のため、令和2年6月の改正により、耐震性不足のマンションに加え、火災安全性不足、外壁等剥落危険性のあるマンション等を上記の対象とともに、団地型マンションの敷地分割制度を創設しています。 <p>■相談窓口の設置</p> <p>「住まいのダイヤル」((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)による電話相談及び法律や制度等に関する専門的な相談に対する弁護士・建築士による無料の対面相談を行っています。</p> <p>■マンション敷地売却ガイドライン（令和4年3月改訂）</p> <p>耐震性不足等のマンションに係るマンション敷地売却に関し、一般的と考えられる手順（基本プロセス）、事業手法を判断する考え方、合意形成の進め方、法律上の手続、支援制度の活用などに関する基本的な指針です。</p> <p>■団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン（令和3年12月公表）</p> <p>団地型マンション再生のための敷地分割事業の円滑な実施を推進するため、敷地分割事業の手順（準備・検討から計画・実施に至るまでの基本プロセス）や留意点等を示した指針です。</p> <p>■優良建築物等整備事業（マンション建替タイプ）</p> <p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の高度化等に寄与するマンション建替え事業について、共用通行部分の整備等に対して助成します。</p> <p>■マンションストック長寿命化等モデル事業</p> <p>今後、急増する高経年マンションについて、適正な維持管理を促進するとともに、マンションの円滑な再生を推進するため、先導的な長寿命化の建替え等に対して支援を行い、先導事例・ノウハウを収集し、全国への水平展開を図ります。</p>
対象となる方	マンション管理組合、区分所有者、事業者

問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） TEL : 03-5253-8111（内線 39-915）</p> <p>国土交通省 住宅局 市街地建築課（優良建築物等整備事業） TEL : 03-5253-8111（内線 39-655）</p> <p>住まいのダイヤル TEL : 0570-016-100</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none">• マンション敷地売却ガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001229202.pdf• 団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001445297.pdf• マンション管理・再生ポータルサイト https://2021mansionkan-web.com/
----------	---

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

密集市街地の防災性を高めたい

No. 7

国土交通省

補助金等、税制優遇

(開始年度) 平成 7 年度

支援の名称	密集市街地の改善に向けた対策の推進 (住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) 等)
制度の趣旨・背景	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行います。
制度の内容	<p>交付金</p> <p>■交付率 国1／3（地方1／3） 等</p> <p>■対象となる取組</p> <p>○地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上の地区（概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上））で行う以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の作成、調査設計 ・建替えに伴う共同施設の整備 ・老朽建築物等の除却 ・コミュニティ施設（集会所、子育て支援施設等）の整備 ・防災関連施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備 ・道路、公園、緑地、広場等の整備 ・延焼遮断帯形成事業（道路整備と一緒に建築物の不燃化を図る事業） ・従前居住者用の受け皿住宅の整備（民間の場合は賃貸住宅のみ） <p>○防災街区整備事業（密集市街地整備法にもとづく事業）</p> <p>融資制度</p> <p>住宅金融支援機のまちづくり融資（建設工事費、土地取得費の融資）など</p> <p>税制</p> <p>防災街区整備事業について、施行者、地権者、床取得者、地区外転出者等に対し、所得税、法人税、不動産取得税等の特例措置があります。</p> <p>債務保証制度</p> <p>公益社団法人全国市街地再開発協会において、計画準備段階及び建設段階の民間金融機関からの融資について債務保証を行っています。</p>
対象となる方	上記の取組みを行う民間事業者（地方公共団体からの補助）、地方公共団体
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-676）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478287.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.8

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成24年度

支援の名称	主要駅周辺等における帰宅困難者対策 (都市安全確保促進事業)
制度の趣旨・背景	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図ります。
	<p>計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援します。</p> <p>■補助対象及び補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市再生安全確保計画・エリア防災計画※に係る支援 補助率：1/4（ただし、PLATEAU を活用する場合は1/2） 2. 計画に基づくソフト事業に対する支援（退避方法や退避施設の確保等に関するルールの作成 等） 補助率：1/3 3. 計画に記載された非常用通信・情報提供施設の整備に対する支援（建築物の躯体工事を伴う場合を除く） 補助率：1/3
制度の内容	<p>※都市再生安全確保計画・エリア防災計画</p> <p>＜都市再生安全確保計画＞</p> <p>都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画</p> <p>＜エリア防災計画＞</p> <p>以下の地域において帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域 ・指定都市及び特別区内の1日当たりの乗降客数が20万人以上の駅周辺地域 ・中核市、施行時特例市若しくは県庁所在都市の乗降客数が最も多い駅周辺地域
対象となる方	市町村（特別区を含む）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人（計画素案の作成のみ対象）
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線32-563）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画制度 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi Tk_000049.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.9

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	地下街の防災対策の推進 (地下街防災推進事業)
制度の趣旨・背景	地下街について大規模地震や浸水発生時の安全性の向上を図るため、地下街管理者が行う地下街の安全点検や、「地下街等防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の支援を目的とします。
制度の内容	<p>「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ地下街管理者が行う地下街等防災推進計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づき地下街管理者が行う防災・安全対策の取組を支援します。</p> <p>■補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下街等防災推進計画策定費 補助率：1/3 地下街等防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用が補助対象となります。 地下街防災推進事業費 補助率：1/3 地下街等防災推進計画に基づき実施される事業に要する費用が補助対象となります。 <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策（地下街管理会社又は協議会が所有又は管理する施設に限る） 避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）の整備 防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、換気設備・開口部、非常用発電設備等）の整備 利用者等への避難啓発活動
対象となる方	地下街管理会社、協議会
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL：03-5253-8416（内線32-843）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下街の安心避難対策ガイドライン https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000062.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.10

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成29年度

支援の名称	防災性に優れた業務継続地区の構築 (国際競争業務継続拠点整備事業)
制度の 趣旨・背景	大都市の業務中枢拠点において、災害に対する対応力の強化として、都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する特定都市緊急整備地域において、災害時の業務継続機能の確保に資するエネルギーの自立化・多重化を図り、大都市の国際競争力の強化、都市の防災性向上を促進することを目的とします。
	<p>災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される「業務継続地区(BCD : Business Continuity District)」の構築のため、エネルギー導管等の整備を支援します。</p> <p>■地域要件</p> <p>次のすべての要件を満たす地区</p> <p>特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に位置づけられた事業 ○災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設（※）を含む地区で実施される事業 ○エネルギー・マネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られる事業 ○道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的にエネルギー導管の整備を行う事業、又は、既存建築物を更新・改修する際に既存のエネルギーネットワークに接続する場合、導管等整備を目的として公共空間の改編を要しない事業 <p>※災害対策基本法も規定する指定公共機関の施設、災害拠点病院、一時滞在施設</p> <p>■補助対象及び補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 整備計画事業調査 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象：エネルギー導管等整備計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用 ○補助率：1／2 2) エネルギー導管等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象： <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー導管（熱導管、自営線、未利用熱を取得する導管） ・エネルギー貯留施設（蓄熱槽、蓄電池） ・エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設（※）、コージェネレーションシステム等） ・既存の指定公共機関等の施設へエネルギー導管を接続するために必要となる設備（熱交換器、受変電設備） ・都市再生特別措置法に基づく脱炭素都市再生整備事業に係る計画として国土交通大臣認定を受けた事業かつその他一定の要件を満たす場合は高度なエネルギー・マネジメントシステム ・上記の付帯施設の整備に要する経費
制度の 内容	

	<p>※特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合も補助対象とする</p> <p>○補助率：2／5</p>
対象となる方	<p>1) 地方公共団体、法律に基づく協議会</p> <p>2) 地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会、民間事業者等</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL：03-5253-8412（内線 32-738）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国際競争業務継続拠点整備事業 http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainete_tk_000045.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.11

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成23年度

支援の名称	防災性能や省エネルギー性能の向上等の緊急的な政策課題等への対策の推進 (防災・省エネまちづくり緊急促進事業(政策課題対応タイプ))									
制度の趣旨・背景	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る制度です。									
制度の内容	<p>■補助対象事業</p> <p>以下の事業により整備される施設建築物等のうち、一定の要件に適合するものが対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・地域優良賃貸住宅整備事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・防災街区整備事業 ・都市再生整備計画事業の交付対象事業※₁ ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業※₁ ※₁住宅部分に限る。 ・認定集約都市開発事業 <p>■補助率</p> <p>補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く）に対し、要件の充足数に応じて、下記割合を乗じて得た額の範囲内となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>必須要件のみ</td> <td>・・・</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>必須要件 + 選択要件の2項目</td> <td>・・・</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>必須要件 + 選択要件の3項目</td> <td>・・・</td> <td>7%</td> </tr> </table> <p>■事業要件</p> <p>地域要件等に加え、以下の要件があります。</p> <p>○必須要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等配慮対策（バリアフリー化） ・子育て対策（バリアフリー化、防犯性、共働き世帯支援、可変性等） ・防災対策（帰宅困難者支援【都市部】、浸水対策【都市部】、構造安全性） ・省エネルギー対策（ZEH・ZEB 水準への適合） ・環境対策（リサイクル性への配慮、劣化対策、ライフサイクルコスト） <p>○選択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策※₂（帰宅困難者支援【地方部】、延焼遮断、津波に対する構造安全性、浸水対策【地方部】、給水関連施設） ・省エネルギー対策（ZEH-M Ready・ZEB Ready 水準への適合） ・環境対策（都市緑化、木材利用、優良緑地確保計画） ・子育て対策（遮音性向上、居住環境） ・生産性向上（BIMの導入） ・働き方対策※₂（テレワーク拠点の整備） <p>※₂国と地方公共団体で同額を支援。</p>	必須要件のみ	・・・	3%	必須要件 + 選択要件の2項目	・・・	5%	必須要件 + 選択要件の3項目	・・・	7%
必須要件のみ	・・・	3%								
必須要件 + 選択要件の2項目	・・・	5%								
必須要件 + 選択要件の3項目	・・・	7%								

	<p>■適用期限 令和 12 年 3 月 31 日まで (令和 14 年 3 月 31 日において完了しないものにあっては、同日後実施される事業の部分を除く。)</p>
対象となる方	補助対象事業の施行者等
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 市街地整備課 再開発事業対策室 TEL : 03-5253-8111 (内線 32-743) 国土交通省 住宅局 市街地建築課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-654) ○関連 URL https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte Tk_000046.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.12

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	サステナブル建築物等先導事業
制度の趣旨・背景	住宅及び建築物の省エネ・省CO ₂ 等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディング・プロジェクトに対し支援します。
制度の内容	<p>住宅及び建築物の省エネ・省CO₂、健康・介護、災害時の継続性等に寄与する先導的な技術が導入されるプロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を採択します。</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先導的な省エネ・省CO₂技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援（省CO₂先導型）：補助率：1/2 (但し、3億円以内の額であって、かつ、新築のプロジェクトの建設工事費に係る補助額については総事業費の5%以内の額を上限) ・IoT技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行うプロジェクトに対する支援（次世代住宅型）：補助率：1/2
対象となる方	<p>下記の取組みを行う民間事業者</p> <p>①省CO₂先導型：住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修などにおいて、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者</p> <p>②次世代住宅型：IoT技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行うプロジェクトであって、モデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 TEL：03-5253-8111 内線39-437（省CO₂先導型）</p> <p>国土交通省 住宅局 住宅生産課 内線39-435（次世代住宅型）</p> <p>■関連URL（サステナブル建築物等先導事業） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000053.htm</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地利用
都市の防災機能の強化に貢献したい											

No.13

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進 (災害時拠点強靭化緊急促進事業)										
制度の 趣旨・背景	南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する制度です。										
制度の 内容	<p>■補助対象・補助率 帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要となるスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽や防災井戸等の整備に要する費用（掛け増し費用）について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 <p>■対象となる取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一時滞在施設の整備 主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等 ・対象地域：都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域、国土強靭化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域、その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域 2. 災害拠点病院等の整備 大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院等の整備を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院及び災害拠点精神科病院 ・対象地域：全国 <p>○1、2 の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等 										
対象と なる方	地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点病院等を整備する者										
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 TEL：03-5253-8111（内線39-654）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時拠点強靭化緊急促進事業 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk5_000045.html 										

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.14

内閣府・国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 58 年度

支援の名称	地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	大規模地震対策が必要とされる地域内で、地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）を取得した場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3 年度分の固定資産税について課税標準額を 2/3 に減額する。</p> <p>【対象資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急地震速報受信装置（専用の報知装置を含む。） ② 緊急遮断装置（①と同時に設置される場合） ③ 感震装置（①②と同時に設置される場合） <p>【適用対象となる地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 南海トラフ地震防災対策推進地域〔南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項〕 ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域〔日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項〕 ③ 首都直下地震緊急対策区域〔首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項〕
対象となる方	<p>以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営している者 〔大規模地震特別措置法施行令第 4 条各号で掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 物品販売業を営む店舗（収容人員 30 人以上）、飲食店（同 30 人以上）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設 ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 ④ その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
問い合わせ先など	<p>内閣府防災担当 調査・企画担当参事官室 TEL : 03-3501-5693</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地震防災対策に係る税制優遇制度 http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No. 15

国土交通省・内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
制度の 趣旨・背景	地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きく、また、浸水が発生した場合には、都市・経済活動が機能不全に陥ってしまいます。これらをふまえて、地下街等における浸水防止用設備を設置した場合の特例措置を講じて、浸水防止対策等を推進します。
制度の 内容	<p>洪水、雨水出水又は高潮の浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者が、避難確保・浸水防止計画に基づき、取得した浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置になります。</p> <p>■特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備 (防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機) <p>■特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の5年間、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とします。 <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
対象と なる方	浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等※の所有者又は管理者 ※地下街のほか、地下駅、デパートの地下売場、これらと地下で接続しているビルの地下フロア等で、従業者以外の不特定かつ多数の者が利用する施設
問い合わせ 先など	<p>国土交通省水管・国土保全局河川環境課水防企画室 TEL : 03-5253-8460</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下空間の浸水対策 http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou01.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No. 16

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 44 年度

支援の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、事業用資産を市街地再開発事業による保留床に買換えた場合に税制上の特例措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>個人又は法人が事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得して事業の用に供した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税を繰り延べることができます。これにより、民間事業者による早期かつ着実な保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○譲渡した事業用資産の譲渡益の 80%について課税を繰り延べる（損金算入） ■「譲渡資産」の要件 ○既成市街地等内にあること※ ※既成市街地等内とは次の区域のことをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地 ・近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域 ・首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域（名古屋市の一部） ・二号地区若しくは二項地区を定めている市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画区域で、最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域 ■主な「買換資産」の要件※ ○既成市街地等内にあること ○地上階数四以上の中高層耐火建築物である施設建築物であること ○事業区域面積が 5,000 m²以上であること ※住宅の用に供する部分は対象外 ■適用期限 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：令和8年 12月 31 日 ・法人税：令和8年 3月 31 日
対象となる方	事業用資産を市街地再開発事業により整備される施設建築物の保留床に買換える個人又は法人
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL : 03-5253-8414

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No. 17

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 50 年度

支援の名称	市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る固定資産税額の減額措置を行う制度です。
制度の内容	<p>市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合においては、当該施設建築物の一部に係る建物の固定資産税額について、新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3（第一種市街地再開発事業は1/4）を減額します。これにより、権利者との合意形成を促進し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅で居住の用に供する部分の床面積が50m²以上280m²以下である家屋 <ul style="list-style-type: none"> 居住の用に供する部分：5年間、税額の2/3を減額 居住の用に供する部分以外の部分：5年間、税額の1/3（※）を減額 ○住宅以外の家屋 <ul style="list-style-type: none"> 5年間、税額の1/3（※）を減額 （※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4減額 <p>■適用期限 令和9年3月31日</p>
対象となる方	市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部を取得した従前の権利者
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8414

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.18

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	特定地域都市浸水被害対策事業
制度の趣旨・背景	近年頻発する局地的な大雨に対して、下水道管理者が民間事業者等と連携して、早期に都市の浸水安全度の向上や地域の生産性向上を図ることを目的として、浸水被害対策区域及び都市機能誘導区域における官民連携した貯留浸透施設等の整備を推進します。
制度の内容	<p>下水道法に規定する浸水被害対策区域もしくは都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域において、民間事業者等と連携して効率的に浸水対策を図る地域における雨水流出抑制に資する施設の整備を支援。</p>
対象となる方	民間事業者等
問い合わせ先など	国土交通省 大臣官房参事官（上下水道技術）付 TEL：03-5253-8111（内線34-314）

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.19

内閣府

その他

(開始年度) 平成24年度

支援の名称	都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保
制度の 趣旨・背景	<p>国、地方公共団体、関係事業者等が、都市再生緊急整備地域(※)の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の策定に向け、都市再生緊急整備協議会にて官民連携のもと意見交換を行い、都市の安全確保対策を進めます。</p>
制度の 内容	<p>■都市再生安全確保計画の効果 <地域の防災性能の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情・特性に応じた取組、着手可能なエリア・対策からの取組は、地域の防災性能の着実な向上に寄与 ○ハード・ソフト両面からの事業等による取組は、人的被害、地域の混乱等の抑制に寄与 ○大規模災害時に地域が混乱なく対応するための事前の備えは、地域の円滑な応急対応の実現に寄与 ○大規模災害時に非常に重要な役割を果たす「共助」の体制の構築が進み、防災に関する地域コミュニティの醸成に寄与 <p><地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員を含む滞在者等の安全性が向上し、立地企業の事業継続力の向上に寄与 ○地域の防災性能の高さは、地域のブランド力・価値の向上に資するものであり、都市の国際競争力の強化に寄与 <p>■都市再生安全確保計画の作成及び実施の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様な主体の参画 <ul style="list-style-type: none"> ・主要駅周辺の防災に関する任意の協議会、防災に関する専門性を有する企業等に参加を要請 ・様々な視点からの人材を確保し、参加者同士のネットワークを構築 ②地域の現況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する地域の強み（資源）と弱み（リスク）を把握 ・地域が持つ資源とリスクの情報を関係者間で共有 ③目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な目標設定 ・エリアマネジメント等地域のまちづくりと連携した目標設定 ④計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて取り組みやすい対策から計画を作成 ・地域の関係者で計画を共有 ⑤事業・事務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平常時から非常時に継ぎ目なく移行する活動への備えや連絡体制の整備 ・エリアマネジメントの一環としての活動

	<p>⑥効果検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に地域の状況の変化を把握、防災活動の成果を検証 ・PDCA サイクルによる計画の進捗状況等の評価、前提条件の変化の確認等と、それに対応した計画の充実・改善を実施（参加企業・団体の追加の必要性の検証、目標の再設定等を含む。） <p>(※)都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、令和 6 年 12 月 13 日時点、全国で 54 地域、約 9,752ha が政令により指定されており、都市計画や金融・税制等の措置等が講じられることにより、各地域において、民間の活力を中心とした都市の再生が推進されています。</p>
対象となる方	国、地方公共団体、関係事業者等
問い合わせ先など	<p>内閣府 地方創生推進事務局 TEL : 03-6206-6174</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画制度について https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.20

国土交通省

補助金等

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進（一時避難場所整備緊急促進事業）
制度の趣旨・背景	水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を促進する制度です。
制度の内容	<p>■補助対象・補助率</p> <p>避難者を受け入れるために付加的に必要となるスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げを含む）、止水板等の整備に要する費用（掛け増し費用）について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 <p>■対象となる取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一時滞在施設の整備 <p>民間建築物等を活用し、水害時の避難場所の確保を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：地方公共団体と水害時の避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等 ・対象地域：浸水想定区域等の区域又はその隣接する地域 <ol style="list-style-type: none"> 2. 要件 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等
対象となる方	地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設を整備する者
問い合わせ先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-677）

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.21

国土交通省

補助金等

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	官民連携浸水対策下水道事業
制度の趣旨・背景	近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域において、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を推進します。
制度の内容	<p>下水道法に規定する浸水被害対策区域内において、公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援。</p>
対象となる方	民間事業者等
問い合わせ先など	国土交通省 大臣官房参事官（上下水道技術）付 TEL : 03-5253-8111 (内線 34-314)

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.22

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置
制度の趣旨・背景	令和2年9月の都市再生特別措置法の改正により創設した防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）制度に基づき、災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転を促進。
制度の内容	<p>■「防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画作成主体：立地適正化計画を作成している市町村 ○ 計画の対象：災害ハザードエリアから居住誘導区域又は都市機能誘導区域に住宅又は施設を移転する場合 ○ 計画内容：市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ① 移転者の氏名、住所 ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等） ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所 ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類 ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法等 ○ 効果：市町村が計画を公告することにより、本計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、本計画に基づく権利設定について、市町村による一括登記が可能。 <p>■支援措置</p> <p>移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる</p> <p>【登録免許税】本則の1／2軽減 ＊所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記</p> <p>【不動産取得税】課税標準から1／5控除</p> <p>■適用期限</p> <p>【登録免許税】令和8年3月31日</p> <p>【不動産取得税】令和9年3月31日</p>
対象となる方	防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する方
問い合わせ先など	国土交通省 都市局都市安全課 TEL：03-5253-8400

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.23

国土交通省

補助金等

(開始年度) 令和4年度

支援の名称	優良木造建築物等整備推進事業
制度の趣旨・背景	カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援します。
制度の内容	<p>○令和7年度当初予算額 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（373.40億円）の内数</p> <p>○補助対象、補助率、補助限度額 【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内 【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/3以内 (ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内) 【補助限度額】 合計2億円 ※先導的なプロジェクトの場合は、補助率及び補助限度額を引き上げ</p> <p>○補助要件 ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること ⑤ ZEH・ZEB 水準に適合すること ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等 ※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること</p> <p>○採択実績（採択後に辞退した案件を除く） 令和4年度：16件、令和5年度：19件、令和6年度：15件</p>
対象となる方	民間事業者等
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111（内線39-455）</p> <p>○関連 URL（優良木造建築物等整備推進事業 評価事務局） https://yuryo-mokuzou.mlit.go.jp/</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.24

国土交通省

補助金等

(開始年度) 令和7年度

支援の名称	暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業
制度の趣旨・背景	地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援します。
制度の内容	<p>○令和7年度当初予算額 住宅・建築物防災力緊急促進事業（110億円）の内数</p> <p>○補助対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広域モデル策定型 木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、発災時対応に必要な建築技能習得のための研修や訓練等のモデル的取組 2. 地域モデル実装型 木造応急仮設住宅や復興住宅等のモデル的整備 <p>○補助率、補助限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広域モデル策定型 補助率：定額、補助限度額：1,000万円／地域グループ 2. 地域モデル実装型 補助率：1/2 <p>○補助要件 地域グループが、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと。</p>
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域モデル策定型：地域グループ 2. 地域モデル実装型：地域協議会※ ※地方公共団体及び複数の地域グループで構成されるものとする。
問い合わせ先など	国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111（内線39-476）

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

医療・社会福祉施設を耐震化したい

No.25

厚生労働省

資金融資

(開始年度) 昭和40年度

支援の名称	社会福祉施設等の耐震化											
制度の趣旨・背景	大規模災害による施設の倒壊等を未然に防ぐ耐震化を含めた社会福祉施設等を整備するため、(独) 福祉医療機構において低金利かつ長期の貸付を行います。											
制度の内容	<p>■ (独) 福祉医療機構による耐震化・高台移転整備・スプリンクラー等消防用設備整備の融資優遇</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>社会福祉施設</th> <th>医療施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資率</td> <td>70~80% → 95%</td> <td>70~80% → 95%</td> </tr> <tr> <td>利率優遇</td> <td> (耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率（据置期間中は無利子） <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 全期間無利子 <上記以外の整備> 基準金利同率 </td> <td> (耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率（据置期間中は無利子） <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転) <国庫補助金等の交付を受ける整備> <7.2億円以内>全期間無利子 <7.2億円超>基準金利同率 <上記以外の整備> 基準金利同率 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 社会福祉施設等の高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施。</p>				社会福祉施設	医療施設	融資率	70~80% → 95%	70~80% → 95%	利率優遇	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率（据置期間中は無利子） <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 全期間無利子 <上記以外の整備> 基準金利同率	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率（据置期間中は無利子） <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転) <国庫補助金等の交付を受ける整備> <7.2億円以内>全期間無利子 <7.2億円超>基準金利同率 <上記以外の整備> 基準金利同率
	社会福祉施設	医療施設										
融資率	70~80% → 95%	70~80% → 95%										
利率優遇	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率（据置期間中は無利子） <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 全期間無利子 <上記以外の整備> 基準金利同率	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率（据置期間中は無利子） <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転) <国庫補助金等の交付を受ける整備> <7.2億円以内>全期間無利子 <7.2億円超>基準金利同率 <上記以外の整備> 基準金利同率										
対象となる方	社会福祉施設等											
問い合わせ先など	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 TEL : 03-5253-1111 (内線 2866)											

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

医療・社会福祉施設を耐震化したい

No.26

厚生労働省

補助金等

(開始年度) 平成 8 年度

支援の名称	医療施設の耐震化
制度の 趣旨・背景	災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行います。
制度の 内容	<p>1. 基幹・地域災害拠点病院施設整備事業（平成 8 年度～） (事業概要)：都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。（公立除く） (基準額)：2,300 m² (基準面積) ×51,300 円=117,990 千円 2,300 m² (基準面積) ×243,800 円=560,740 千円 (耐震構造指標である「I s 値 0.4 未満の建物」を有する場合) (調整率)：0.5 ※この他に備蓄倉庫、非常用自家発電設備、受水槽、ヘリポート、給水設備、燃料タンク、研修部門（基幹災害拠点病院のみ）の整備に対する補助（調整率 0.33）を行う。</p> <p>2. 医療施設等耐震整備事業（平成 18 年度～） (事業概要) 1. 未耐震の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院等の開設者が行う耐震整備に対する補助を行う。（公立、公的を除く） 2. 耐震構造指標である「I s 値 0.3 未満の建物」を有する病院の開設者が行う耐震整備に対する補助を行う。（公立除く） (基準額)：1. 2,300 m² (基準面積) ×51,300 円=117,990 千円 2,300 m² (基準面積) ×243,800 円=560,740 千円 (耐震構造指標である「I s 値 0.4 未満の建物」を有する場合) 2. 2,300 m² (基準面積) ×243,800 円=560,740 千円 (調整率)：0.5</p>
対象となる方	病院
問い合わせ先	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 TEL：03-5253-1111（内線 2548）

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

石油製品の供給事業者に対する支援

No.27

経済産業省

補助金等

(開始年度) 平成22年度

支援の名称	災害対応型 SS の整備及び能力強化 (災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)
制度の趣旨・背景	SS 等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、SS におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等の支援を行います。 併せて、災害時に円滑な対応を確保するための自家発電設備の稼働訓練等に係る費用を支援します。
制度の内容	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を行います。 1. 地下タンクの入換・大型化等 SS におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等を支援します。 補助率：1/4、1/2、2/3、3/4 2. 緊急時石油製品供給安定化対策事業 SS の災害対応能力の強化に向けた研修や訓練等の取組を支援します。 補助率：定額
対象となる方	揮発油販売事業者といった上記の取組を行う民間事業者等
問い合わせ先など	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 TEL : 03-3501-1511 (内線4661) ■関連 URL • 1について 一般社団法人全国石油協会 HP http://www.sekiyu.or.jp/ • 2.について 全国石油商業組合連合会 HP http://www.zensekiren.or.jp/06contents03/01/02

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

石油製品の供給事業者に対する支援

No.28

経済産業省

補助金等

(開始年度) 令和4年度

支援の名称	地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費
制度の 趣旨・背景	地域の燃料供給体制については、2050年カーボンニュートラルに向けて生じる更なる石油製品の需要減や後継者・人手不足等により供給体制が脆弱になる地域が増加していくことが懸念されるため、石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的として、先進的な技術開発や自治体主導によるSS承継等の取組に対して支援を行います。
制度の 内容	<p>地域における持続可能な燃料供給体制を構築するため、以下の事業を行います。</p> <p>1. 先進的技術開発等支援事業 SSの総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI等を活用した業務効率化のため、先進的な技術開発等を支援します。 補助率：10／10</p> <p>2. 自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業 自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化させるため、①自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、②自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づく、設備整備・撤去費用を支援します。 補助率：1／2、3／4</p>
対象と なる方	地方公共団体のほか、揮発油販売業者といった上記の取組を行う民間事業者等
問い合わせ 先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 TEL：03-3501-1511（内線4661）</p> <p>■関連URL ・全国石油商業組合連合会 HP http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

バックアップのための燃料を確保したい

No.29

経済産業省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	<p>災害時等に備えた需要家側のLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進 (災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)</p>
制度の趣旨・背景	<p>災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション（SS）やLPガス充てん所などの供給側の強靭化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。</p> <p>このため、災害時に避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要インフラ等への燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援し、災害対応力の強化を目指します。</p>
制度の内容	<p>■補助対象事業 災害時の避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等において、災害時に備えた自衛的な燃料備蓄のためにLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等を導入する場合、その購入や設置工事等に要する経費の一部を補助します。</p> <p>■補助率：1／2、2／3</p>
対象となる方	<p>以下の場所に、主に上記設備を導入したい方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害等発生時、避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設等 公的避難所（地方公共団体が災害時の避難所として指定した施設） 一時避難所となり得るような施設等 <p>（具体例）一時的な避難所となり得るような施設とは、民間企業等が所有する工場、事業所、商業施設、学校、ホテル・旅館、マンション、公民館、集会所等（災害発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）など、周辺住民や帰宅困難者などの避難者を受け入れることが可能な施設。（民間施設の場合は地方公共団体との協定等が必要。）</p>
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 TEL：03-3501-1511（内線4661）</p> <p>■関連 URL • LPガス災害バルク導入事例集 https://saigaibulk.net/pdf/casestudy.pdf</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

新たなエネルギー源を確保したい

No 30

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和6年度

支援の名称	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち木質バイオマス利用環境整備事業
制度の趣旨・背景	<p>本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためにには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。</p> <p>木質バイオマス利用環境整備事業では、林地残材の利用促進のための環境整備の取組みへの支援や、山村地域における関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組みを構築し、木質バイオマスのエネルギー利用等を促進するため、実施計画の策定に取り組む地域を対象にした地域協議会の運営や、技術開発・改良の取組を支援するとともに、「地域内エコシステム」の普及のための、プラットフォーム（リビングラボ）を構築する取組を支援します。</p>
制度の内容	<p>1. 林地残材等利用環境整備事業 燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた効率的な収集・運搬システムの開発・実証を支援します。</p> <p>2. 「地域内エコシステム」展開支援事業 ①実施計画の策定に取り組む地域における関係者による地域協議会の運営 ②木質バイオマス燃料の品質向上や燃焼機材の性能向上等に係る技術開発・改良等を行う取組 ③「地域内エコシステム」の普及のための、情報提供や相談対応、意見交換やビジネスマッチングの交流機会の提供、計画作成支援等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）を構築する取組（情報提供等の充実のための調査の実施を含む）を支援します。</p>
対象となる方	民間団体等
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材利用課 TEL : 03-6744-2297</p> <p>■関連 URL • 木質バイオマスの利用推進について（林野庁 HP） https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/index.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

新たなエネルギー源を確保したい

No.31

経済産業省・環境省
・農林水産省

税制優遇

支援の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	本税制措置により再生可能エネルギー発電設備の導入を促進することで、再生可能エネルギーの普及を促進し、さらなる地域でのエネルギーの安定供給を図るとともに地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できます。
制度の内容	<p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。</p> <p>＜税目＞（地方税）固定資産税</p> <p>■措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備（再エネ特措法第二条第五項に規定する認定発電設備を除く） <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 : 3/4 (7/12~11/12) 1,000kW 未満 : 2/3 (1/2~5/6) ・風力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 20kW 以上 : 2/3 (1/2~5/6) 20kW 未満 : 3/4 (7/12~11/12) ・中小水力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 5,000kW 以上 : 3/4 (7/12~11/12) 5,000kW 未満 : 1/2 (1/3~2/3) ・バイオマス発電設備（2万kW 未満） <ul style="list-style-type: none"> 1万kW 以上 : 2/3 (1/2~5/6) 1万kW 未満 : 1/2 (1/3~2/3) ・地熱発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 : 1/2 (1/3~2/3) 1,000kW 未満 : 2/3 (1/2~5/6) <p>※太陽光発電設備は、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備(注1)または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備(注2)に限る。</p> <p>注1)グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した 1,000kW 未満の設備。なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む</p> <p>注2)以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した 50kW 以上の設備(建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く) <ul style="list-style-type: none"> ①二酸化炭素排出抑制対策事業費(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る) ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る) ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資 </p> <p>※太陽光発電設備以外の対象設備は、再エネ特措法第二条第五項に規定する認定発電設備に限る。</p> <p>※バイオマス発電設備は、1万kW 以上の木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは 6/7 (11/14~13/14)</p> <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。</p>
対象となる方	再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者
問い合わせ先など	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 TEL : 03-3501-4031

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の情報ネットワークづくりに貢献したい

No.32

総務省

税制優遇

支援の名称	ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	安全性・信頼性、安定供給性、オープン性を備えたローカル5Gシステムの普及促進のため、住宅用インターネットサービスの提供に利用（ラストワンマイル利用）されるローカル5G設備について、導入を後押しします。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画従に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例（固定資産税の課税標準を3年間1／2とする）措置です。</p> <p style="text-align: right;">【適用期限：令和8年度末まで】</p> <p>○対象設備 ローカル5Gシステムの以下の設備が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局の無線設備 ・交換設備 ・伝送路設備（光ファイバを用いたもの） ・通信モジュール <p>※主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供し、かつ、総額2億円以下のものに限ります。</p>
対象となる方	<p>○ローカル5G導入事業者</p> <p>※以下の基準を満たす導入計画を作成して、主務大臣の認定を受けた事業者に限ります。</p> <p>＜認定の基準＞</p> <p>①安定性・信頼性、②供給安定性、③オープン性</p>
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通常行政局 地域通信振興課デジタル経済推進室 TEL：03-5253-5857</p> <p>○関連URL 地域社会DXのトビラ： https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ic_t/support/index.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

災害時でもテレビ放送を止めないようにしたい

No.33

総務省

補助金等

支援の名称	耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化等を推進 (ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業)
制度の趣旨・背景	近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や複線化等により耐災害性強化を図ることを目的としています(『ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業』の後続事業)。
制度の内容	<p>○補助対象 市町村、市町村の連携主体、又は第三セクター (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)</p> <p>○補助対象経費 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等</p> <p>○補助率 地方公共団体(承継事業者): 1/2 等 第3セクター(承継事業者): 1/3</p>
対象となる方	市町村、市町村の連携主体、又は第三セクター (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通常行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 TEL: 03-5253-5808</p> <p>○関連 URL ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_network.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.34

総務省

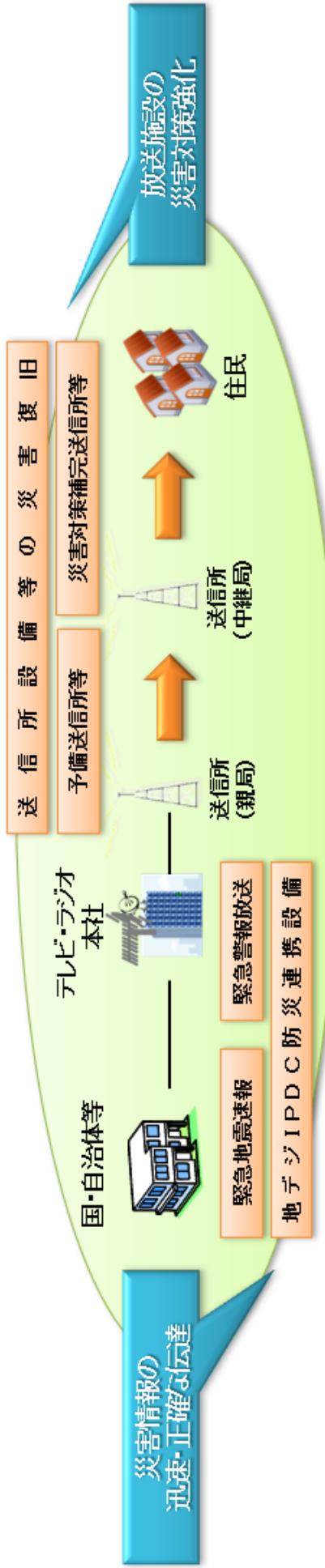
補助金等

(開始年度) 平成 25 年度

支援の名称	災害対策としてのラジオに係る予備送信所設備等の整備の推進 (放送ネットワーク整備支援事業)
制度の趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靭化を推進し、地域住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の内容	<p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備等事業）では、以下の費用の一部を補助します。</p> <p>■補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体：1/2 2) 第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等：1/3 <p>■補助対象経費</p> <p>予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、災害対策補完送信所等（送信所の移転、災害対策補完送信所の整備）、送信所設備等の災害復旧、緊急地震速報設備等（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備）</p>
対象となる方	地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等（複数の地上基幹放送事業者等又は基幹放送局提供事業者の連携主体を含む。）及び一般社団法人等
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通常行政局 地上放送課 TEL : 03-5253-5737</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備等事業） https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html

放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備等事業）

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、テレビ・ラジオの予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで放送ネットワークの強靭化を実現する。



※ 地上デジタル放送の放送波に地域の防災情報等を送信する設備

(1) 事業主体 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等
(2) 補助率 : 地方公共団体の単独又は連携の場合: 1/2、民間放送事業者等の場合: 1/3

(3) 補助対象経費 : 予備送信所設備等(災害対策補完送信所の整備)、
災害対策補完送信所等の災害復旧、
緊急地震速報設備(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)、
地デジIPDC防災連携設備

予算
一般会計
1. 1億円

令和7年度予算額
0. 9億円

令和6年度補正予算額
0. 69億円※2

※2 総額1・3億円のうち、地上基幹放送ネットワーク整備事業分のみ記載

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.35

総務省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	難聴対策としてのラジオ中継局の整備の推進 (民放ラジオ難聴解消支援事業)
制度の趣旨・背景	放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー（第一情報提供者）」として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要ですが、ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しているため、その解消を推進します。
制度の内容	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。</p> <p>■補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 : 1/2 2. 外国波混信対策事業 : 2/3 3. 地理的・地形的難聴対策事業 : 2/3 <p>■対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 2. 外国波混信対策事業 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 3. 地理的・地形的難聴対策事業 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
対象となる方	民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL : 03-5253-5949</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> • 民放ラジオ難聴解消支援事業 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html

民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

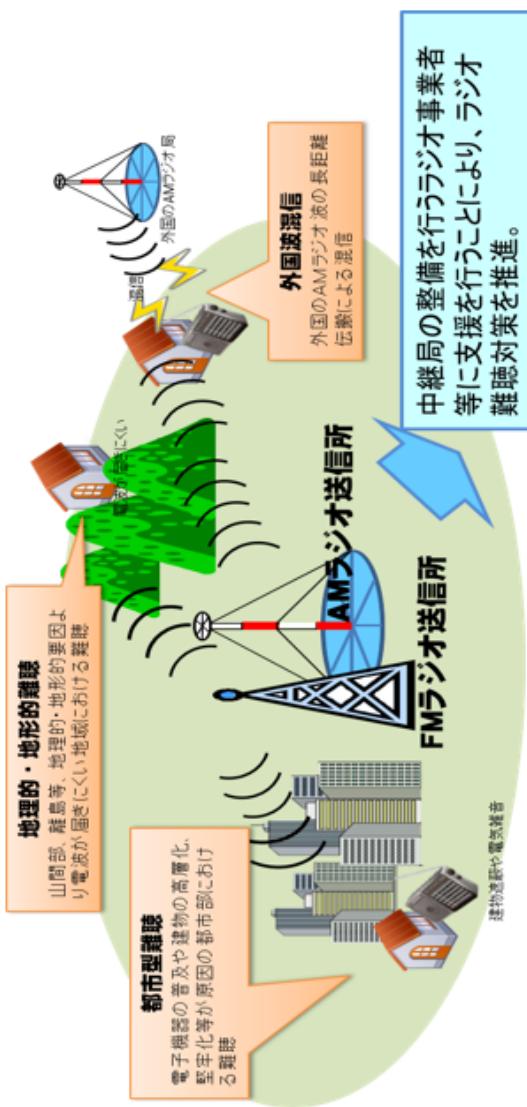
- (1)放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2)ラジオについては、地理的・地形的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3)平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

- (1)事業主体
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体 等
- (2)補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3)補助率
 - ・地理的・地形的難聴、外国波混信 2／3
 - ・都市型難聴 1／2

3 令和7年度予算額

- 2. 4億円(令和6年度予算額:2. 8億円)



行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.36

総務省

補助金等

(開始年度) 平成31年度

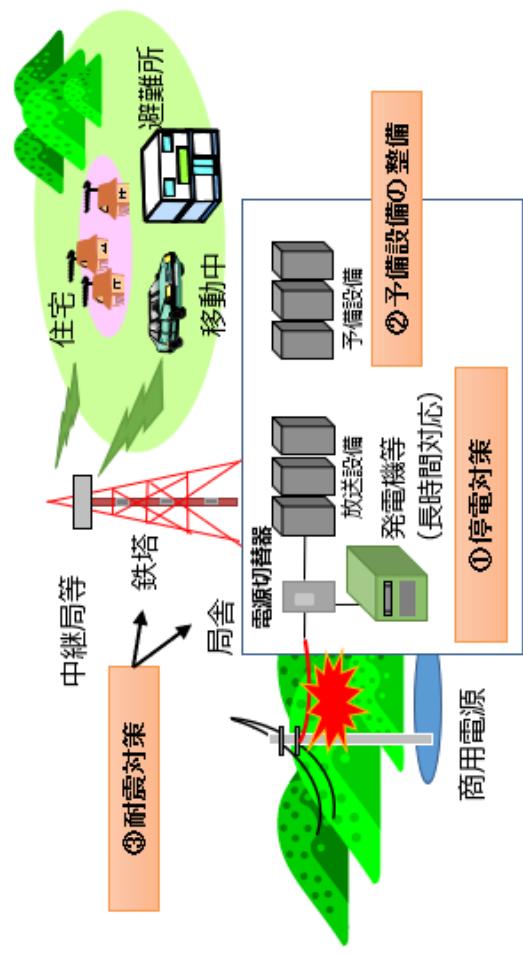
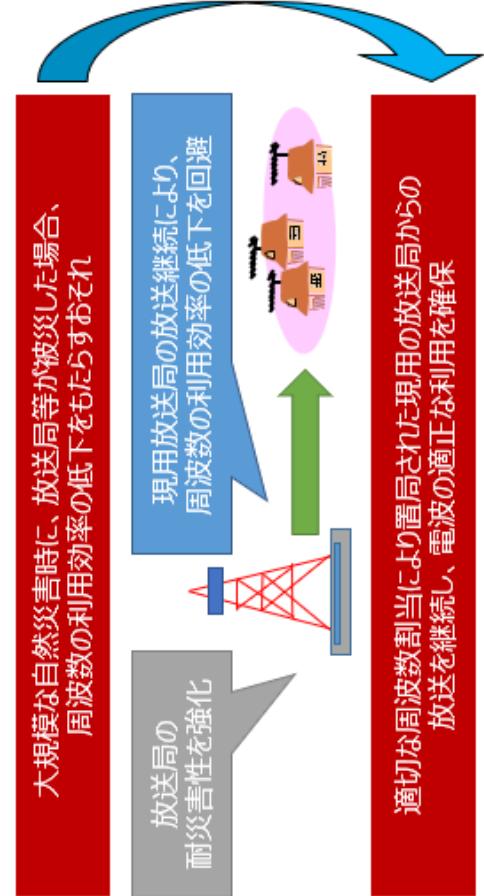
支援の名称	放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備 (地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)
制度の趣旨・背景	<p>大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがあります。</p> <p>これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要があります。</p>
制度の内容	<p>地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助します。</p> <p>(1) 事業主体： 地上基幹放送事業者等、地方公共団体等 (2) 補助対象： ①停電対策、②予備設備の整備、③耐震対策 (3) 補助率： 地方公共団体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3 受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村：2/3</p>
対象となる方	地上基幹放送事業者等、地方公共団体等
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL : 03-5253-5949</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka04.html

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となつた場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時ににおいても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。

令和7年度予算額 3. 6億円 令和6年度予算額 0. 5億円

- (1) 事業主体： 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者 等
(2) 補助対象： ①停電対策、②予備設備の整備、③耐震対策
(3) 補助率： 地方公共団体等 1／2、地上基幹放送事業者等 1／3
受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、
条件不利地域かつ財政力指数0. 5以下の市町村:2／3



行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

人工衛星を活用した防災機能の強化を図りたい

No.37

内閣府

情報提供

(開始年度) 平成30年度

支援の名称	準天頂衛星システムの開発・整備・運用
制度の趣旨・背景	測位衛星の補完機能（測位に利用可能な衛星数の増加）、測位の精度や信頼性向上させる補強機能やメッセージ機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用し、災害・危機管理通報サービスによる災害関連情報の提供、また衛星安否確認サービスによる避難所及び避難者の情報収集等を実施します。
制度の内容	<p>【取組状況】</p> <p>① 宇宙基本計画（R5.6.1 3閣議決定）、地理空間情報活用推進基本計画（R4.3.18 閣議決定）等に位置付けられた、衛星安否確認サービス等の準天頂衛星システムを活用した防災・減災システムの普及、推進を図る。</p> <p>② 平成29年度に3機の衛星打ち上げを実施し、平成30年11月1日より4機体制によるサービスを開始。災害関連情報の配信を実施中。</p> <p>③ 衛星安否確認サービスの利活用推進のため、端末の貸出公募やSIP成果を活用した実証事業を実施し、36都道府県の自治体等に対して端末を配布し、試験的導入を実施（R6.1時点）。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>① 安否確認サービスの導入自治体拡大に向けた端末貸出などの取組を継続し、各避難所へのさらなる端末展開により、準天頂衛星を活用した避難所の防災機能の強化を図る。</p> <p>② 準天頂衛星から災害危機管理情報の配信を継続する。</p>
対象となる方	
問い合わせ先など	<p>内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム戦略室 TEL：03-6257-1778</p> <p>■関連 URL • 準天頂衛星システムに関する最新情報 https://qzss.go.jp/index.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.38

内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	地方拠点強化税制
制度の趣旨・背景	地方における雇用を創出するため、都道府県が策定する地域再生計画に基づいて事務所・研究所・研修所を移転・拡充する場合に、課税の特例等が受けられます。この特例を受けるためには、都道府県知事から整備計画の認定を受ける必要があります。
制度の内容	<p>1. 移転型事業：東京 23 区から地方に対象施設の全部又は一部を移転する場合 <オフィス減税> 建物等の取得価額に対し、税額控除 7%又は特別償却 25%</p> <p><雇用促進税制> 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除 ① 雇用者増加数 1人あたり最大90 万円※ ② ①のうち40 万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用 (※) 増加雇用者が転勤者の場合は減額。正規雇用者が対象。法人全体の雇用者増加数が上限。</p> <p>2. 拡充型事業：対象施設を地方から地方に移転／地方で拡充する場合 <オフィス減税> 建物等の取得価額に対し、税額控除 4%又は特別償却 15%</p> <p><雇用促進税制> 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除 ① 雇用者増加数 1人あたり最大30 万円※ (※) 増加雇用者が転勤者の場合は減額。正規雇用者が対象。法人全体の雇用者増加数が上限。</p>
対象となる方	<p>■オフィス減税 対象施設(※¹)：特定業務施設（事務所(※²)・研究所・研修所）及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設（子育て施設等）に該当する建物・建物附属設備・構築物 (※²) 調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門の一部、情報サービス事業部門、サービス事業部門の一部のために使用されるもの。 取得価額合計額：3,500 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上） (※) 適用対象資産の取得価格合計額のうち本税制の対象となる金額は 80 億円が限度。</p> <p>■雇用促進税制 ・適用年度及びその適用年度開始の日前2年以内に事業主都合による離職者がいないこと</p>
問い合わせ先など	<p>オフィス減税について、その他一般的なご質問について 内閣府地方創生推進事務局（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課内） TEL：03-3501-1697</p> <p>雇用促進税制について 内閣府地方創生推進事務局（厚生労働省職業安定局雇用政策課内） TEL：03-3502-6770</p> <p>整備計画の認定について 各道府県 担当部署（連絡先は、下記 URL 参照） https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

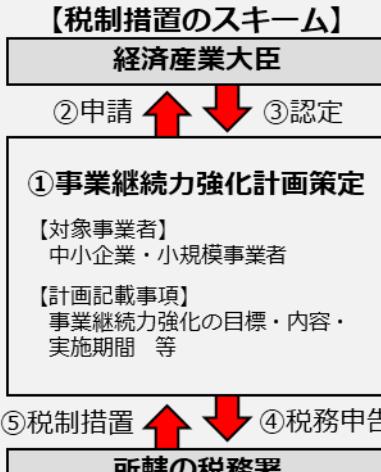
中小企業の災害への事前対策を強化したい

No.39

経済産業省

税制優遇

(開始年度)令和元年度

支援の名称	中小企業の自然災害への事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置（中小企業防災・減災投資促進税制）
制度の趣旨・背景	<p>自然災害が全国で多発する中、事業活動に与える影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題です。</p> <p>中小企業が行う自然災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電設備、耐震・制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却を講じます。中小企業者が作成した「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」を、経済産業大臣が認定し、認定を受けた計画に含まれる防災・減災設備の取得等に対して、税制措置を適用します。</p>
制度の内容	<p>【対象設備】</p> <p>○自然災害への事前対策を強化するために必要な防災・減災設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置（100万円以上）：自家発電設備、排水ポンプ 等 ・器具備品（30万円以上）：全ての設備（耐震・制震・免震装置、衛星電話 等） ・建物附属設備（60万円以上）：止水板、無停電電源装置、防水シャッター 等 <p>【税制措置の内容】</p> <p>対象設備の取得等をして、事業の用に供した場合に特別償却 16%を講じる。</p>  <pre> graph TD A["①事業継続力強化計画策定 【対象事業者】 中小企業・小規模事業者 【計画記載事項】 事業継続力強化の目標・内容・ 実施期間 等"] --> B["②申請 経済産業大臣"] B --> C["③認定"] C --> D["⑤税制措置 所轄の税務署"] D --> E["④税務申告"] </pre>
対象となる方	<p>令和元年7月16日～令和9年3月31日に「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者</p> <p>※認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をすることが必要です。</p>
問い合わせ先など	<p>経済産業省 中小企業庁 経営支援部 経営安定対策室 連絡先 03-3501-0459</p> <p>■関連 URL（詳細は以下をご確認ください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html#zeisei

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

港湾の津波対策を行いたい

No.40

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	港湾における津波避難対策の実施 (特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)
制度の趣旨・背景	港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進します。
制度の内容	<p>港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、(一財)民間都市開発推進機構から避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者への貸付を行います。</p> <p>■限度額 「総事業費の50%」又は「共同利用部分の整備費※」のいずれか少ない額を上限とします。 ※緑地・広場、廊下・階段・昇降機・トイレ、非常用電源施設・退避経路 等</p> <p>■対象施設 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、緑地・広場等の公共施設の整備を伴う旅客ターミナル、倉庫、業務ビル、宿泊施設等の港湾施設。</p> <p>■支援要件 以下の支援要件をすべて満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地又は広場の整備を伴うもの ・事業区域面積：500m²以上 延床面積：2,000m²以上 ・津波等からの一時的な避難が可能であること。 ・防災施設（備蓄倉庫、非常用電源設備、退避施設等）を伴うもの。
対象となる方	第三セクター、一般／公益財団法人を含む民間事業者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL：03-5253-8111（内線46-423）</p> <p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線46-736）</p> <p>■関連URL • 特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】 http://www.mlit.go.jp/common/001143061.pdf</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾における津波対策を行いたい

No.41

国土交通省・内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成24年度

支援の名称	津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置を講じることで、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進します。
制度の内容	<p>津波防災地域づくりに関する法律の「基本指針」に基づき、かつ、都道府県が設定する「津波浸水想定」を踏まえて市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置になります。</p> <p>■特例内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣配分資産（関係市町村が2以上の都道府県に係る資産）又は知事配分資産（関係市町村が1の都道府県のみに係る資産） <p>取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とします。</p> ・その他の資産 <p>取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とします。</p> <p>■特例期間</p> <p>平成24年4月1日～令和10年3月31日</p>
対象となる方	<p>臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者</p> <p>■対象資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸 <p>地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を高潮、津波及び波浪から防護。</p> ・防潮堤、胸壁 <p>陸上に設置し、背後地を高潮、津波の被害から防御。</p> ・津波避難施設 <p>津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する。</p>
問い合わせ先など	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線46-736）

津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)

市町村が作成した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」(推進計画)に基づいて、民間企業が取得・改良した津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置を4年間延長する。

施策の背景

- 臨海部には、行政のみならず民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在しており、これらの施設の津波対策は地域全体における防災力の向上に寄与する一方、民間企業にとって、津波対策は非収益投資であること、整備後のランニングコストが高額になること等から整備が進みにくい。
- 南海トラフ巨大地震等による津波の脅威に対しては、官民が連携した津波防災地域づくりが必要であり、地域に必要な津波対策を促進することが必要。

要望

特例措置の内容

【固定資産税】「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、市町村が作成した「推進計画」により、民間企業が推進計画区域（臨港地区に限る。）内で取得・改良した津波対策に資する港湾施設等（※）に係る課税標準の特例措置（取得後4年間）
（※）護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設

①大臣配分資産又は知事配分資産：取得価格に1/2を乗じて得た額
②その他の資産：取得価格に1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

要望

現行の措置を4年間（令和6年4月1日～令和10年3月31日）延長する。

【津波対策工事の例】<護岸嵩上げ前>



<護岸嵩上げ後>



【津波避難施設の設置例】



行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

港湾における浸水対策を行いたい

No.42

国土交通省・内閣府

税制優遇

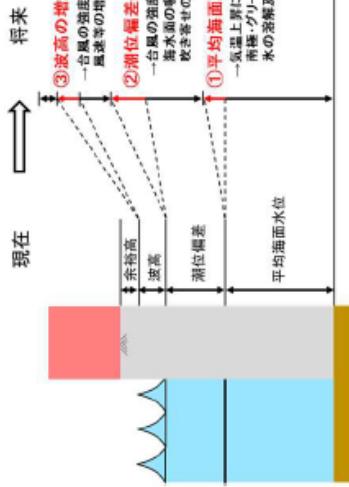
支援の名称	港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置
制度の趣旨・背景	<p>港湾における護岸等は、航路の機能確保や後背地の浸水防護のために重要な施設です。しかし、民間事業者が所有・管理する護岸等の中には、十分な耐震性を有しないものや昨今の気候変動による平均海面水位の上昇や高潮・高波の災害リスクの増大を踏まえると嵩上げ等が必要なものが存在します。</p> <p>こうした耐震性が不足している護岸等や嵩上げが必要な護岸等が存在すると、崩壊し航路を閉塞する可能性や、当該箇所から浸水し背後地域に影響を及ぼす可能性があるため、関係者の連携・協働の取組が不可欠であるとともに、その改良等に要する費用負担を軽減する必要があります。</p> <p>そのため、民間事業者が実施する護岸・防潮堤・岸壁等の耐震改良・浸水対策を支援することにより、サプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図ります。</p>
制度の内容	<p>■対象施設</p> <p>民間事業者が策定する協定^{*1}の対象となる護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であって、当該民間事業者が取得又は改良したもの^{*2}</p> <p>※1 一定の基準に適合するもの（「港湾法等の一部を改正する法律案」を国会に提出中）</p> <p>※2 国の支援を受けて作成された協働防護計画を有する港湾において、国土交通省が認めた施設</p> <p>■特例内容</p> <p>【固定資産税】改良等後5年間、課税標準を1/2^{*3}に軽減する</p> <p>※3 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接しない港湾の施設については、5/6</p> <p>■特例期間</p> <p>令和7年4月1日～令和11年3月31日</p>
対象となる方	港湾において護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場を保有する民間事業者
問い合わせ先など	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線46-736）

港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税) 国土交通省

南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性の高まり、気候変動による平均海面水位の上昇等を踏まえ、民間事業者が実施する耐震改良・浸水対策の促進によりサプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図るため、民有護岸の改良等に係る特例措置を拡充・延長する。

施策の背景

- 護岸等は、航路の機能確保や後背地の浸水防護のために重要な施設。しかし、民間事業者が所有・管理する護岸等の中には、十分な耐震性を有しないものや昨今の気候変動による平均海面水位の上昇や高潮・高潮の災害リスクの増大を踏まえると嵩上げ等が必要なものが存在する。
- こうした耐震性が不足している護岸等や嵩上げが必要な護岸等が存在すると、崩壊し航路を閉塞する可能性や、当該箇所から浸水し港湾広域に影響を及ぼす可能性があるため、関係者連携・協動の取組が不可欠であるとともに、その改良等に要する費用負担を軽減する必要がある。



- 官民が連携し臨海部の強靭化に取り組む協働防護を推進し、民間事業者が実施する耐震改良・浸水対策を支援することにより、サプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図る。

要望の結果

現行の特例措置・結果

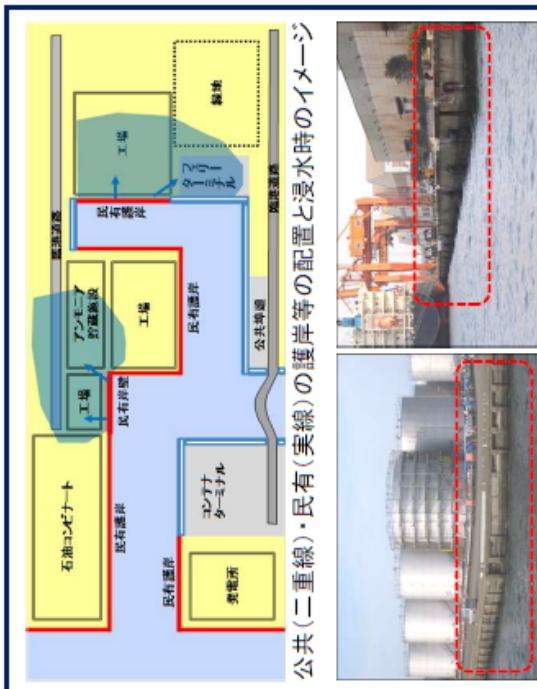
	現行の特例措置	結果(拡充後の特例措置)
対象地域	南海トラフ地震対策推進地域等	限定なし
対象施設	国の無利子貸付けを受けた特別特定技術基準対象施設(護岸・岸壁・物揚場・物揚場)	民間事業者が策定する協定※1の対象となる護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であつて、当該民間事業者が取得又は改良したもの※2
特例の内容	【固定資産税】改良後5年間、課税標準を1／2※3に軽減する	【固定資産税】改良等後5年間、課税標準を1／2※3に軽減する

※1 一定の基準に適合するもの(閣議決定の法改正案を国会に提出中)

※2 國の支援を受けて作成された協働防護に関する計画を有する港湾において、國土交通省が認めた施設

※3 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路に隣接する港湾に存する施設については、5／6

- 【固定資産税】上表に記載の拡充を行った上で、3年間(令和8年4月1日～令和11年3月31日)延長する。



○ 民の護岸・岸壁の例

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

港湾の防災対策を強化したい

No.43

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置
制度の趣旨・背景	環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図るために、環境性能の高い作業船に買換えた場合の税制措置を講ずる制度です。
制度の内容	<p>環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる税制特例措置により、作業船の買換を促進します。これにより、環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保します。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業船の買換における譲渡益の80%圧縮記帳を可能とします <p>■対象資産：作業船（建設業者又はひき船業者が所有する船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡資産：船齢が30年未満 ・買換資産：船齢が譲渡資産の船齢に満たないもの、かつ耐用年数以下であって、海防法によるNOxの放出基準の78/80を満たす原動機を有するもの <p>■措置内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧縮記帳比率 80/100 <p>■特例期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度～令和7年度
対象となる方	建設業者又はひき船業者
問い合わせ先など	国土交通省 港湾局 技術企画課 TEL：03-5253-8111（内線 46-636）

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

災害時に重要な道路を守りたい

No.44

国土交通省・内閣府
総務省・経済産業省

税制優遇

(開始年度) 平成28年度

支援の名称	防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置
制度の趣旨・背景	防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進します。
制度の内容	<p>防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置です。</p> <p>■特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域 課税標準4年間1/2に軽減 ・上記以外の緊急輸送道路 課税標準4年間3/4に軽減 <p>■特例期間 令和7年度～令和9年度</p> <p>■対象施設 電線管理者が無電柱化を行う際に 新たに取得した電線等</p>  <p>電柱が倒壊し、道路を閉塞した事例</p>
対象となる方	一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等
問い合わせ先など	<p>国土交通省 道路局 環境安全・防災課 TEL: 03-5253-8111 (内線 38-154)</p> <p>■関連 URL <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進 http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html </p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

港湾施設の地震対策を行いたい

No.45

国土交通省・内閣府

資金融資

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度
制度の趣旨・背景	非常災害時に港湾における航路の機能を確保するため、民間事業者が保有する護岸・係留施設の耐震改良に係る負担軽減を図る。
制度の内容	<p>■無利子貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 改良資金のうち<u>最大6割</u>を港湾管理者・国より<u>無利子で借り受ける</u>ことができる 対象施設…耐震強化岸壁または石油栈橋に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場 <p>◇ 対象施設のイメージ：図中の赤色の施設</p>
対象となる方	港湾において護岸・係留施設を保有する民間事業者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL : 03-5253-8111 (内線 46-736)</p> <p>■関連 URL (民有護岸等の耐震改修に係る特例措置) https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000088</p>

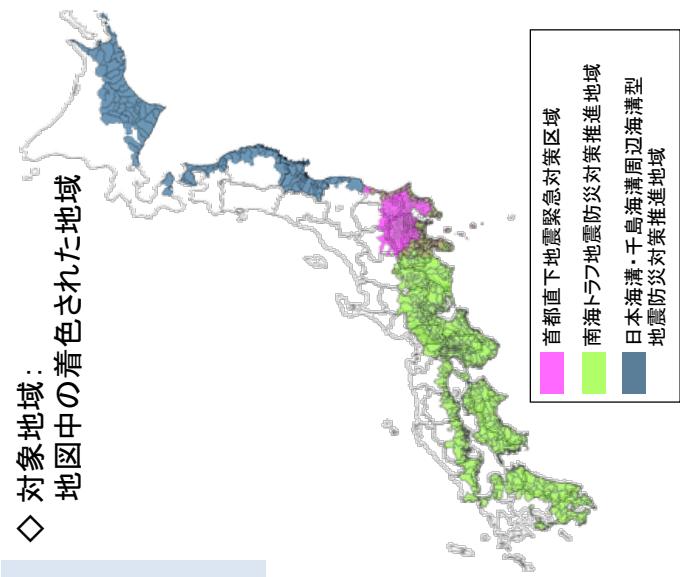
民有護岸等の耐震改修に係る無利子貸付制度

無利子貸付制度の概要

○ 護岸等の改修のための資金のうち最大6割を港湾管理者・国より無利子で借り受けができる。

制度活用のための要件

- ・ 対象港湾： 右図の対象地域内にある重要港湾以上の港湾
- ・ 対象施設： 耐震強化岸壁または石油栈橋に至る航路・泊地沿いの護岸、岸壁、物揚場
- ・ 適用要件：
 - ① 港湾管理者が港湾計画に上記航路・泊地を位置づける。
 - ② 施設所有者は、国土交通省から無利子貸付事業の認定を受ける。



◇ 対象施設のイメージ： 図中の赤色の施設



行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

鉄道駅・鉄道施設を強靭化したい

No.46

国土交通省・内閣府

補助金等・税制優遇

(開始年度) 平成18年度

支援の名称	<p>鉄道施設の耐震補強 (鉄道施設総合安全対策事業費補助) (都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道)) (鉄道の耐震対策に係る特例措置(固定資産税))</p>
制度の趣旨・背景	<p>首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時における鉄道利用者の安全確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進しています。また、地下鉄の耐震補強も推進しています。</p>
制度の内容	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助 ■補助率：1/3 ■対象事業 南海トラフ地震及び首都直下地震で震度6強以上が想定される地域等における高架橋等の耐震補強</p> <p>都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道) ■補助率：補助対象建設費の35%（地方公共団体の補助する額以内の額） ■対象事業 地下鉄の耐震補強</p> <p> </p> <p>高架橋の耐震補強 地下駅の耐震補強</p> <p>鉄道の耐震対策に係る特例措置 (固定資産税) ■特例措置の内容：固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減 ■対象施設：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、曲げ降伏後のせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得した以下の施設 • 1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区において、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けて取得したラーメン橋台 ■特例期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>

対象となる方	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く） <p>都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営地下鉄事業者、準公営地下鉄事業者、東京地下鉄株式会社 <p>耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者又は軌道経営者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 鉄道局 施設課（鉄道施設総合安全対策事業費補助） TEL : 03-5253-8111（内線：40843）</p> <p>国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）） TEL : 03-5253-8111（内線：40432）</p> <p>国土交通省 鉄道局 施設課（鉄道の耐震対策に係る特例措置（固定資産税） TEL : 03-5253-8111（内線：40843）</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

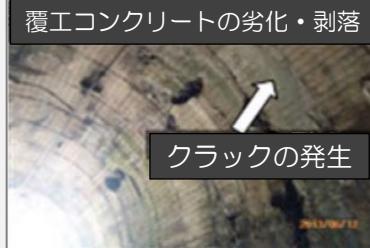
鉄道駅・鉄道施設を強靭化したい

No.47

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成20年度

支援の名称	鉄道施設の戦略的維持管理・更新 (鉄道施設総合安全対策事業費補助)
制度の趣旨・背景	鉄道の橋梁やトンネル等については、老朽化が進んでおり、これらの鉄道施設を適切に維持管理することが課題となっています。 このため、地域の人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、鉄道事業の継続性等を確認した上で、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の改良を支援します。
制度の内容	<p>■補助率 1/3</p> <p>■対象事業 橋梁やトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良</p> <p>【橋梁の例】</p>   <p>重防食塗装</p> <p>【トンネルの例】</p>   <p>織維シート貼付</p>
対象となる方	地方の鉄道事業者・軌道経営者
問い合わせ先など	国土交通省 鉄道局 施設課 TEL: 03-5253-8111 (内線40843)

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

鉄道駅・鉄道施設を強靭化したい

No.48

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	<h3>地下駅等の浸水対策</h3> <p>(都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）) (鉄道施設総合安全対策事業費補助)</p>	
制度の趣旨・背景	<p>地下駅等の地下空間は、地上に比べ浸水のスピードが速く、一旦浸水が始まれば、利用客の避難が困難となり、鉄道の運行にも大きな影響が発生することが想定されます。</p> <p>このため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、駅の出入口やトンネルの杭口等における浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図ります。</p>	
制度の内容	<p>都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■補助率 補助対象建設費の35% (地方公共団体の補助する額以内の額) ■対象事業 地下鉄の浸水対策 <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■補助率 1/3 (地方公共団体の補助する額以内の額) ■対象事業 地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐための駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内における止水板、防水扉、浸水防止機等の整備  <p style="text-align: center;">止水板</p>	
対象となる方	<p>都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営地下鉄事業者、準公営地下鉄事業者、東京地下鉄株式会社 <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下駅を有する鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く） 	
問い合わせ先など	<p>国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）） TEL：03-5253-8111（内線：40432）</p> <p>国土交通省 鉄道局 施設課（鉄道施設総合安全対策事業費補助） TEL：03-5253-8111（内線：57858）</p>	

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

鉄道駅・鉄道施設を強靭化したい

No.49

国土交通省

補助金等・税制優遇

(開始年度) 平成30年度

支援の名称	鉄道の豪雨対策（河川橋梁、斜面） （鉄道施設総合安全対策事業費補助） （鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置（固定資産税））													
制度の趣旨・背景	<p>近年、頻発化・激甚化する豪雨災害により、河川に架かる鉄道河川橋梁の流失・傾斜や鉄道に隣接する斜面が崩壊する事案が多発しました。</p> <p>橋梁の流失・傾斜や斜面の崩壊が発生すると、復旧に長期間を要するため、利用者への影響の観点から、豪雨災害からの事前防災を促進する必要がありますが、豪雨災害からの事前防災対策は、対策箇所数が多いなど対策費用が多額となることから、多くの鉄道事業者にとって、自社のみの資金では多数の工事を迅速に実施することが困難な状況です。</p> <p>そのため、鉄道事業者が実施する、河川に架かる鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面の土砂流入防止対策に対し支援します。</p>													
制度の内容	<p>鉄道施設総合安全対策事業（豪雨対策事業）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>河川橋梁</th> <th>斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■補助率</td> <td colspan="2"> 1／3 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社への補助率は1／4とする。) </td></tr> <tr> <td>■対象事業</td> <td> 橋脚の基礎部分の補強 異常検知システムの導入  </td><td> 法面防護工 落石防護工 等  </td></tr> <tr> <td>■対象路線</td> <td colspan="2"> 片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は 優等列車若しくは貨物列車の運行する路線 </td></tr> </tbody> </table> <p>鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置（固定資産税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特例措置の内容：固定資産税の課税標準を5年間2／3※に軽減 (※東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社は5年間3／4) ■対象施設：鉄道事業者が豪雨対策のために取得した施設のうち、被害を防止又は軽減するために取得した部分 			河川橋梁	斜面	■補助率	1／3 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社への補助率は1／4とする。)		■対象事業	橋脚の基礎部分の補強 異常検知システムの導入 	法面防護工 落石防護工 等 	■対象路線	片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は 優等列車若しくは貨物列車の運行する路線	
	河川橋梁	斜面												
■補助率	1／3 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社への補助率は1／4とする。)													
■対象事業	橋脚の基礎部分の補強 異常検知システムの導入 	法面防護工 落石防護工 等 												
■対象路線	片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は 優等列車若しくは貨物列車の運行する路線													

	<p>■対象線区：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道断面輸送量 1日1万人未満の線区 ・片道断面輸送量 1日1万人以上 15万人未満の線区 (東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く) ・片道断面輸送量 1日 15万人以上の優等列車又は貨物列車が運行する線区(同上) <p>■特例期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>
対象となる方	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者又は軌道経営者 <p>鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置（固定資産税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者又は軌道経営者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 鉄道局 施設課 TEL：03-5253-8111（内線：57858）</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

鉄道駅・鉄道施設を強靭化したい

No.50

国土交通省

税制優遇

支援の名称	鉄軌道事業者が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置（固定資産税）
制度の趣旨・背景	<p>経営基盤の厳しい地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の特例措置を講じることで、安全性向上に資する設備投資を促進します。</p> <p>また、増大する鉄道施設の維持管理コストに対応するため、長寿命化に資する補強・改良を推進し、ライフサイクルコストの低減を図ります。</p>
制度の内容	<p>■特例措置の内容 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助金等を受けて取得した鉄道の安全性向上に資する償却資産について、課税標準を5年間1/3に軽減</p> <p>■特例期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>
対象となる方	地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道事業者・軌道事業者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 鉄道局 鉄道事業課 地方鉄道再構築推進室（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業） TEL：03-5253-8111（内線：40664）</p> <p>国土交通省 鉄道局 施設課（老朽化対策事業） TEL：03-5253-8111（内線：40864）</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

農業基盤を守りたい

No.51

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成9年度

支援の名称	官民連携新技術研究開発事業
制度の趣旨・背景	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とした制度です。
制度の内容	<p>新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行います。</p> <p>■補助率 新技術研究開発：1/2 以内</p> <p>■対象となる取組 新技術研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スマート農業の実現に資する基盤整備技術 ② 効率的な営農を支える基盤整備技術 ③ 農業の高収益化に資する基盤整備技術 ④ 農村における脱炭素の推進に資する技術 ⑤ 農村の生活インフラの保全管理に資する技術 ⑥ 農村環境の保全技術 ⑦ 激甚化する災害への対応技術 ⑧ 農業水利施設の戦略的保全管理技術 <p>など、農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発を行います。</p>
対象となる方	上記の取組を行う、共同研究（产学研）（新技術研究開発組合（2以上の民間企業等）と試験研究機関（大学又は独立行政法人等）の共同研究を行うこと）が対象となります。
問い合わせ先など	<p>農林水産省 農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室 TEL : 03-3591-5798</p> <p>■関連 URL ・官民連携新技術研究開発事業 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/kanmin.html</p>

農業基盤を守りたい

No.52

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	多面的機能支払交付金
制度の趣旨・背景	<p>農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。</p> <p>しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。</p> <p>また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。</p> <p>このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域の共同活動に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手への農地集積という構造改革を後押ししていく必要があります。</p> <p>地域共同で行う水路や農道等の地域資源の保全活動を通じて、国土保全など農地等の有する多面的機能の維持・発揮や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を推進します。</p>
制度の内容	<p>1. 農地維持支払</p> <p>農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。</p> <p>補助率：定額（都府県の田：3,000 円/10a 等）</p> <p>2. 資源向上支払</p> <p>地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。</p> <p>補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400 円/10a 等 都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400 円/10a 等）</p>
対象となる方	農業者等の組織する団体
問い合わせ先など	<p>農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室 TEL：03-6744-2197</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多面的機能支払交付金 http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

農業基盤を守りたい

No.53

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成 12 年度

支援の名称	中山間地域等直接支払交付金
制度の趣旨・背景	<p>中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られています。</p> <p>しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されています。</p> <p>このため、中山間地域等において、農業生産条件に関する不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を図ります。</p>
制度の内容	<p>中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付します。</p> <p>補助率：定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田（急傾斜）：21,000 円/10a、（緩傾斜）：8,000 円/10a ・畑（急傾斜）：11,500 円/10a、（緩傾斜）：3,500 円/10a ・草地（急傾斜）：10,500 円/10a、（緩傾斜）：3,000 円/10a、（草地比率の高い草地）：1,500 円/10a ・採草放牧地（急傾斜）：1,000 円/10a、（緩傾斜）：300 円/10a
対象となる方	集落等を単位とする協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等
問い合わせ先など	<p>農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室</p> <p>TEL : 03-3501-8359</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度 <p>https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

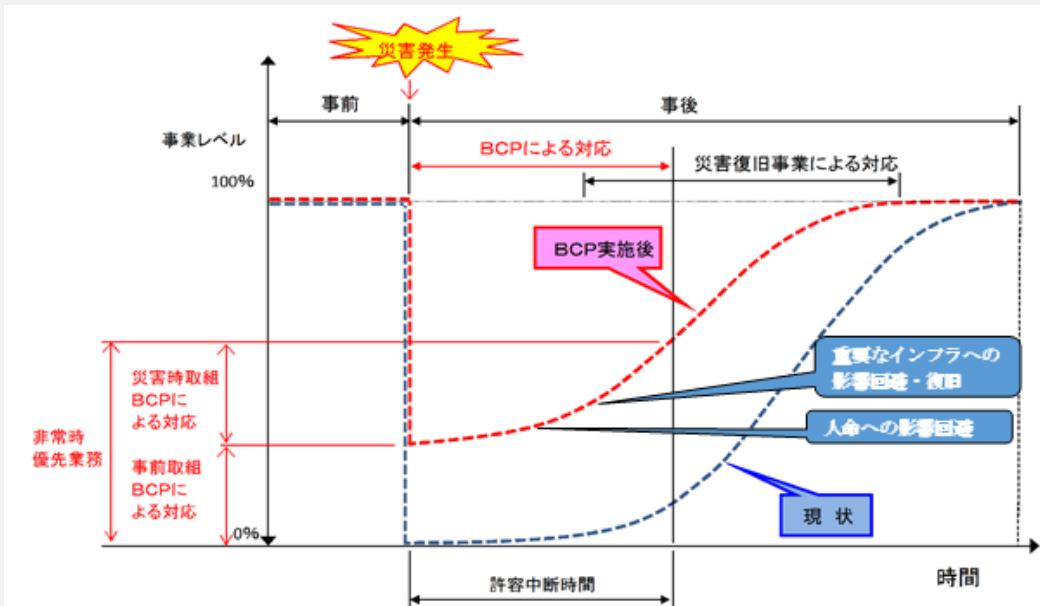
農業基盤を守りたい

No.54

農林水産省

情報提供

(開始年度) 平成 28 年度

支援の名称	土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化
制度の趣旨・背景	被災の影響を最小化すると共に、迅速な復旧・復興を可能とするため、土地改良施設の管理者である土地改良区等が、被害低減措置の優先度、支援受け入れ体制の確立、資機材・人員確保のための調達計画等の内容を含んだ業務継続計画（BCP）を自ら点検し、必要に応じて改定する必要がある。
制度の内容	<p>「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」により、土地改良施設管理者が、業務継続計画（BCP）を自ら点検し、必要に応じて改定するよう土地改良施設管理者に指導・助言します。</p>  <p>BCP 策定の概念図</p> <p>この図は、BCP の策定プロセスと災害発生時の対応を示す概念図です。縦軸は「事業レベル」で、100% と 0% の二段階があります。横軸は「時間」で、事前と事後の期間があります。災害発生時に、BCP による対応が開始されます。BCP 実施後、事業レベルが回復し、最終的に現状に戻ります。また、BCP 実施後には、重要なインフラへの影響回復・復旧と人命への影響回復が同時に実施されます。許容中断時間は、BCP 実施後から現状までの期間です。</p>
対象となる方	土地改良施設管理者
問い合わせ先など	<p>農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 防災・減災対策室 TEL : 03-6744-2210</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html																		
行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用								
農業基盤を守りたい																			
No.55		農林水産省			補助金等			(開始年度) 令和4年度											
支援の名称	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消																		
制度の 趣旨・背景	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。																		
制度の 内容	<p>○事業や制度の概要</p> <p>1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（施設整備） 家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まるこ となく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向 けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対 策、効果促進対策等を支援します。</p> <p>2. バイオ液肥散布車の導入（機械導入） メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散 布車等の導入を支援します。</p> <p>3. バイオ液肥の利用促進</p> <p>① 敷布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布 実証）。</p> <p>② 敷布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析 し、バイオ液肥の肥料効果を検証します（肥効分析）。</p> <p>③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。</p> <p>○補助率 定額、1／2以内</p>																		
対象と なる方	地方公共団体、民間団体等																		
問い合わせ 先など	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 TEL：03-6738-6479 ○関連 URL https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html																		

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

農山漁村のコミュニティを活性化させたい

No.56

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成 28 年度

支援の名称	農山漁村振興交付金
制度の 趣旨・背景	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。
制度の 内容	<p>1. 地域資源活用価値創出対策</p> <p>農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用の創出を図る取組等を支援します。 【補助率：定額、3/10、1/2 等】</p> <p>2. 中山間地農業推進対策</p> <p>中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村 RMO の形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。 【補助率：定額】</p> <p>3. 最適土地利用総合対策</p> <p>中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。 【補助率：定額、5.5/10 等】</p> <p>4. 山村活性化対策</p> <p>山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。 【補助率：定額】</p> <p>5. 情報通信環境整備対策</p> <p>人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。 【補助率：定額、1/2 等】</p> <p>6. 都市農業機能発揮対策</p> <p>都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農的空間を創設する取組等を支援します。 【補助率：定額】</p>
対象と なる方	<p>1. 都道府県、市町村、地域協議会、民間団体、農林漁業者の組織する団体等</p> <p>2. 都道府県、市町村、地域協議会、民間団体等</p> <p>3. 都道府県、市町村、地域協議会、民間団体等</p> <p>4. 市町村、地域協議会等</p> <p>5. 都道府県、市町村、地域協議会、民間団体等</p> <p>6. 市区町村、地域協議会、民間団体 JA、NPO 法人等</p>
問い合わせ 先など	<p>農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課</p> <p>TEL：03-6744-2493</p> <p>○関連 URL</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

農業用ハウスの防災、減災対策を行いたい

No.57

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和2年度

支援の名称	園芸産地事業継続強化対策
制度の 趣旨・背景	<p>施設面積が一定規模以上のハウスでは、家族労働のほかに雇用労働の活用、環境制御等のハウス内部設備の利用などが進んでおり、事業が高度化している反面、災害発生時のハウス損壊、設備の機能停止、人手不足による復旧の遅れなどの影響が大きく、通常の農業生産が長期に渡って困難になる恐れがあるため、非常時の備えが特に重要です。</p> <p>このため、我が国の農業用ハウスの設置面積約 42,000ha のうち、一定規模以上の農業用ハウス約 18,000ha を対象に、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定及び BCP の実行に必要な体制整備や BCP の実践に必要な取組を支援します。</p>
制度の 内容	<p>1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業継続計画の検討、策定 ② 非常時の協力体制の構築 <p>2. 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置 ② 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入 <p>補助率：定額（1、2（1）） 1/2以内（2の（2））</p>
対象と なる方	農業者の組織する団体等
問い合わせ 先など	<p>農林水産省 農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 TEL : 03-3593-6496 ○関連 URL • 施設園芸の台風、大雪等被害防止と早期復旧対策 https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るために林業を活性化させたい

No.58

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和5年度

支援の名称	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策
制度の趣旨・背景	<p>戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。</p> <p>このため、木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築をしつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設の整備等、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進することが必要です。</p>
制度の内容	木材産業等の競争力強化を図るため、木材需要に的確に対応した CLT を含む木材製品の安定的・持続可能な供給体制の構築に必要な木材加工流通施設等の整備を支援します。
対象となる方	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に記載された事業実施主体
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材産業課 TEL : 03-6744-2292</p> <p>■関連 URL • 林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策 https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/R7kettei-5.pdf </p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るために林業を活性化させたい

No.59

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成 30 年度

支援の名称	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち建築用木材供給・利用強化対策
制度の趣旨・背景	<p>我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要です。</p> <p>そこで、森林経営の持続性を担保しつつ、建築用木材の利用実証・普及等の都市の木造化等促進、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備による安定需要拡大への支援を行うことが必要です。</p>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中層建築物に重点を置いた建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材（CLT含む）等）の利用実証を支援します。 ○ CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり、寸法の標準化に係る設計・建築の実証、標準的な木造化モデルの作成や低コストな接合部の開発等を通じた設計の合理化や容易化、CLT建築物等の設計者・施工者の育成等を支援します。 <p>補助率：定額、1/2、3/10</p>
対象となる方	民間団体等
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2294</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち建築用木材供給・利用強化対策 https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/R7kettei-6.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るために林業を活性化させたい

No.60

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和元年度

支援の名称	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策
制度の趣旨・背景	輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、木質建築部材の技術開発、JAS構造材の利用実証等の支援が必要です。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ JAS構造材実証支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 工務店等木材の実需者や発注者における、JAS構造材（製材、CLT等）を積極的に活用する機運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動を開催する普及活動を支援します。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。 ② ①の登録事業者（建築業者）が木造非住宅分野を中心にJAS構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材等の調達費の一部を支援します。 ○ CLT建築実証支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ① CLTを活用した実証的な建築物の建築に向けて、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、建築主体に他構造とのコスト比較を踏まえた設計から実証的建築にかかる費用等を支援します。 ② 木質建築部材に関して、製造コストの縮減や、建築物の設計・建築に合理的に活用する技術の開発に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。 <p>補助率：定額、1/2、3/10</p>
対象となる方	民間団体等
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材産業課 TEL: 03-6744-2294</p> <p>■関連URL</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 林業・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策 https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/R6hosei-5.pdf 2. JAS構造材実証支援事業：https://www.jas-kouzouzai.jp/ 3. CLT建築実証支援事業：https://cltjisshou.org

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域住民等が協力して森林の保全活動を行いたい

No.61

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和7年度

支援の名称	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策
制度の趣旨・背景	地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成及び活動の実践を支援します。
制度の内容	<p>1. 地域活動型：地域住民等が連携して森林資源又は竹林資源を活用する活動</p> <p>森林資源活用</p> <p>(1年目) 120千円/ha (最大) (2年目) 116千円/ha (最大) (3年目) 112千円/ha (最大)</p> <p>竹林資源活用</p> <p>(1年目) 332千円/ha (最大) (2年目) 304千円/ha (最大) (3年目) 276千円/ha (最大)</p> <p>2. 複業実践型：本格的に森林資源を活用する活動</p> <p>(1年目) 191千円/ha (最大) (2年目) 176千円/ha (最大) (3年目) 162千円/ha (最大)</p> <p>3. 機能強化：歩道や作業道等の作設・改修等</p> <p>8百円/m</p> <p>4. 関係人口創出・維持：地域外の方が活動に参加するための準備</p> <p>50千円/年</p> <p>5. 資機材等整備：活動の実施に必要な資機材等の整備</p> <p>1/2以内（一部 1/3以内）</p> <p>※3～5は、1又は2と組み合わせて実施する必要があります。</p>
対象となる方	地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成された活動組織
問い合わせ先など	<p>林野庁 森林利用課 TEL : 03-3502-0048</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> • 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

水害から人命を守りたい

No.62

国土交通省・内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成 24 年度

支援の名称	津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	<p>最大クラスの津波については、発生から到達までの時間が極めて短く、避難のための十分な時間の確保が困難であり、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要があります。</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律による措置として協定避難施設、指定避難施設が規定されており、これらにより津波発生時における避難施設の確保を図っていますが、この措置は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ります。</p> 
制度の内容	<p>■特例措置の内容</p> <p>○協定避難施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ①管理協定が締結された避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準 ②協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準 <p>について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2 を参酌して、1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減</p> <p>○指定避難施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準 ②指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準 <p>について、指定後又は償却資産取得後5年間、2/3 を参酌して、1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減</p> <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和6年4月1日～ 令和9年3月31日 (3年間)
対象となる方	避難施設の所有者
問い合わせ	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 TEL:03-5253-8460



行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

水害から人命を守りたい

No.63

国土交通省

税制優遇

(開始年度)

不動産取得税：平成3年度
固定資産税：平成31年度

支援の名称	高規格堤防整備事業の促進に係る不動産取得税および固定資産税の特例措置
制度の趣旨・背景	<p>高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積しているゼロメートル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができます。さらに周辺住民等の避難場所として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮されます。</p> <p>高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみならず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮しますが、整備にあたっては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、住民等との合意形成の円滑化が事業推進の喫緊の課題となっています。このため、本特例措置の創設により、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化するものです。</p>
制度の内容	<p>【不動産取得税】 高規格堤防整備事業により家屋の一時移転の対象となった者に対し、高規格堤防整備事業の区域内に建替家屋を取得した場合における不動産取得税について、従前家屋の価格を控除します。</p> <p>■特例措置の内容 高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に、従前権利者が建替家屋を取得した場合に、課税標準から従前家屋の価格を控除する。</p> <p>【固定資産税】 高規格堤防整備事業により高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減額します。</p> <p>■特例措置の内容 高規格堤防整備事業のために使用された土地に、従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2／3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1／3を、新築後5年間減額する。</p> <p>■特例期間（不動産取得税、固定資産税とも） • 令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）</p>
対象となる方	高規格堤防整備において家屋の移転補償金を受けた者
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL：03-5253-8455

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

水害から人命を守りたい

No.64

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和2年度

支援の名称	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置
制度の趣旨・背景	<p>洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を防止または抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全は、浸水被害軽減に有効です。</p> <p>これらの盛土構造物が浸水被害軽減地区に指定されることで、水防管理者は当該土地が改変される場合、報告を受けることができますが、浸水被害軽減地区の指定には地権者の理解と協力が不可欠です。地権者との合意形成を円滑に行い、浸水被害軽減地区の指定を促進するため、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減額します。</p>
制度の内容	<p>浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減額します。</p> <p>■特例措置の内容 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法（第15条の6）に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1／2～5／6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準：2／3）</p> <p>■特例期間 • 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）</p>
対象となる方	洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を防止または抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の所有者
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 TEL：03-5253-8460

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

水害から人命を守りたい

No.65

国土交通省

税制優遇

(開始年度)
令和3年度

支援の名称	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置		
制度の趣旨・背景	<p>平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。</p> <p>これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設に対し、税制による支援を講じることにより、当該施設の整備促進を図る。</p>  		
制度の内容	<p>■特例措置の内容 流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。</p> <p>■特例期間 3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）</p>		
対象となる方	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき設置された雨水貯留浸透施設の所有者		
問い合わせ先など	<p>国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL：03-5253-8455</p> <p>国土交通省 大臣官房参事官（上下水道技術）付 TEL：03-5253-8432</p> <p>国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部水資源政策課 TEL：03-5253-8386</p>		

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

水害から人命を守りたい

No.66

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置
制度の趣旨・背景	<p>令和元年12月に関係省庁で構成される「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で策定した基本方針において、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう必要な措置を講じることとしている。</p> <p>利水ダムは発電や農業等を目的に整備されているため、事前放流で使用する放流管が小規模であるなどの理由で、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムがあることから、放流施設の整備を促進する必要がある。</p>
制度の内容	<p>■特例措置の内容 事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>■特例期間 恒久措置</p>
対象となる方	利水ダムの放流施設を整備した民間事業者等
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課流水企画室 TEL：03-5253-8449

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

非常時への対策も兼ね備えた環境負荷の低い建築物を確保したい

No.67

環境省

補助金等

(開始年度) 令和6年度

支援の名称	脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援
制度の趣旨・背景	<p>近年急速に進行する気候変動及び激甚化する自然災害とそれに伴う長期停電等を鑑み、建築物等での省エネ化を一層推進すること及び災害時のエネルギー供給を確保することが喫緊の課題となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、環境省では気候変動への対応が防災にも資する「気候変動×防災」という考え方の下、気候変動の緩和（温室効果ガス排出削減）により2050年ネット・ゼロの実現を目指すとともに、気候変動への適応（被害軽減）や、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた社会システムの変革の実現を目指し、様々な施策を実施していきます。</p> <p>平成30年9月の北海道胆振東部地震では、『ZEB』を達成した民間企業が、自主的に導入した太陽光発電・蓄電池を地震発生直後から活用することで、周囲の建物に先駆けて必要な電気を使用できました。</p> <p>このため、災害対応の観点からも、省エネ性能に優れた建築物であるZEBの普及拡大を支援し、その中でも特に停電時にも自立的にエネルギー供給が可能で災害時活動拠点となる施設を探点時に評価します。</p>
制度の内容	<p>○事業や制度の概要</p> <p>①ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。また、②建築物の運用時のみならず調達・建築・廃棄等の建築物ライフサイクルを通じて発生するCO2(LCCO2)を算出及び削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物について支援し、その普及拡大を図る。それらの中で、停電時にも自立的にエネルギー供給が可能で災害時活動拠点となる施設について優遇支援する。</p> <p>○補助対象建築物：延べ面積10,000m²未満の新築民間建築物(①、②)、延べ面積2,000m²未満の既存民間建築物(①)</p> <p>○補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等(①、②)。またLCCO2の算出及び削減の取組を行うこと(②)。</p> <p>○防災観点での優遇要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、地域防災計画・地方公共団体との災</p>

	<p>害時協定・災害時対応にかかる地方公共団体との契約等に基づき災害時活動拠点となる施設であること等</p> <p>○以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業 ・CLT 等の新たな木質部材を用いる事業 <p>○補助率等</p> <p>①ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（上限額：3 億円）</p> <p>（1）新築建築物の ZEB 普及促進支援事業（延べ面積 10,000 m²未満が対象） 『ZEB』：1/2、Nearly ZEB：1/3、ZEB Ready：1/4（2,000 m²未満は対象外） （2）既存建築物の ZEB 普及促進支援事業（延べ面積 2,000 m²未満が対象） 『ZEB』：2/3、Nearly ZEB：1/2*、ZEB Ready：対象外 ※令和6年度補正予算の補助率は 2/3</p> <p>②LCCO₂ 削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業（上限額：5 億円） 『ZEB』：3/5、Nearly ZEB：1/2、ZEB Ready：1/3</p> <p>※民間事業者が補助を受け、地方公共団体所有の施設にファイナンスリース契約等で設備導入を行う場合は対象や要件等が異なるため別途確認すること。</p>
対象となる方	補助対象事業の目的に即した機器等を、国内の定められた用途に供される業務用建築物等に導入する者（建築主等）であって日本国内で事業を営んでいる者
問い合わせ先など	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 TEL：0570-028-341</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業 https://www.env.go.jp/content/000279195.pdf

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

貯留機能を有する土地の指定促進を図りたい

No.68

国土交通省

税制優遇

支援の名称	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置
制度の趣旨・背景	<p>河川の流域には、河川沿いの低地や窪地等、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を面的に有し、流域における浸水の拡大を抑制する効用が発揮されている土地を有している場合があり、将来にわたってその機能を維持していくことが期待されるものも多い。</p> <p>このため、特定都市河川浸水被害対策法の改正により、そのような土地が元来有している貯留機能を可能な限り保全するため、都道府県知事等が「貯留機能保全区域」として指定できる制度が創設された。</p> <p>貯留機能保全区域の指定に当たっては、土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置として税制による支援を講じることにより、区域の指定促進を図る。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 洪水・雨水の貯留機能を有する土地を 「貯留機能保全区域」として指定 </div> <div style="margin-top: 20px;"> (貯留機能保全区域のイメージ図) </div> <div style="margin-top: 20px;"> (貯留機能を有する土地の例) </div> </div>
制度の内容	<p>■特例措置の内容</p> <p>貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、固定資産税及び都市計画税について、課税標準を3年間、$2/3 \sim 5/6$の範囲内において市町村の条例で定める割合とします（参酌基準：3/4）。</p> <p>■特例期間</p> <p>3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）</p>
対象となる方	貯留機能保全区域の指定を受けた土地の所有者
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL： 03-5253-8455

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

所有者不明土地を活用して安全を確保したい

No.69

国土交通省

補助金等・税制優遇

支援の名称	所有者不明土地等対策の推進
制度の趣旨・背景	人口減少・少子高齢化を背景として、所有者不明土地の更なる増加が懸念されており、公共事業や民間の事業の実施の妨げとなることや管理不全の問題が発生するなど、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化は喫緊の課題です。こうした状況について、市町村や民間事業者等が取り組む所有者不明土地等の利用の円滑化、管理の適正化等を図る取組を支援し、所有者不明土地等対策を推進します。
制度の内容	<p>補助金</p> <p>■補助対象</p> <p>市町村が作成する「所有者不明土地対策計画」等に基づく以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本事業・関連事業 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法等の検討 ・土地の管理不全状態の解消（門、塀等の工作物や樹木の除去等） ②モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化や空き地の利活用に関する先導的な取組 等 <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国 1/3（地方 1/3） 等 <ul style="list-style-type: none"> -民間事業者等への補助は間接補助となりますので、市町村において補助制度を設けていただく必要があります。 ② 定額 <p>税制</p> <p>■特例措置の内容</p> <p>所有者不明土地法に基づき、地域福利増進事業として、防災空地等の広場の整備、備蓄倉庫や非常用電気等供給設備等の災害対策の実施の用に供するものの整備等を行うために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得（2,000万円以下の部分）に係る税率を軽減します。また、当該事業の用に供する土地等に係る固定資産税等の課税標準を5年間2／3等に軽減します。</p> <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税・法人税等：令和5年1月1日～令和7年12月31日（3年間） ・固定資産税等：令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）
対象となる方	上記の取組を行う民間事業者、地方公共団体
問い合わせ先など	<p>国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課</p> <p>TEL：03-5253-8290（補助金） 03-5253-8292（税制）</p> <p>○関連 URL</p> <p>https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_000001_00017.html</p>

＜参考＞都道府県における代表的な民間支援施策

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No. 1

福島県

その他

支援の名称	県原子力防災訓練		
制度の趣旨・背景	防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、住民が原子力災害時に取るべき行動の周知を図ります。		
制度の内容	<p>○概要</p> <p>原子力発電所で事故が発生し、避難等の指示が出された場合を想定して、県災害対策本部の運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練、原子力災害医療活動訓練などを実施します。</p> <p>○実績（東日本大震災以降）</p> <p>令和 6 年度 田村市 令和 5 年度 榎葉町 令和 4 年度 南相馬市 令和 3 年度 飯舘村 令和 2 年度 川俣町 令和元年度は東日本台風等への対応のため中止。 平成30年度 富岡町 平成29年度 浪江町 平成28年度 広野町、楢葉町 平成27年度 いわき市 平成26年度 川内村</p>		
	   <p>県災害対策本部運営訓練</p> <p>住民避難訓練</p> <p>原子力災害医療活動訓練</p>		
	原子力災害対策重点区域内市町村の住民		
問い合わせ先など	<p>○所管 福島県 危機管理部 原子力防災課 TEL : 024-521-7819 E-mail : genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県原子力防災訓練 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/genan357.html 		

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.2

福島県

技能提供・人材派遣、補助金等

支援の名称	地域防災活動促進事業
制度の趣旨・背景	自主防災組織等の機能強化により、地域防災活動を活性化することで地域の防災体制強化を図ります。
制度の内容	<p>1 人材育成事業 自主防災組織のリーダーや町内会長、防災士等を対象とした研修会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：年4回 ・研修内容：防災の専門家による講話、災害図上訓練、防災まち歩き、地区防災計画の策定について 等 ・受講者数：R6年度 延べ245名 <p>2 自主防災組織活動促進・資機材整備補助事業</p> <p>① 活動促進事業 自主防災組織等が実施する研修や訓練について、市町村が負担又は補助する経費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：2分の1 ・補助上限額：100千円 <p>② 資機材整備事業 自主防災組織等が整備する防災資機材について、市町村が負担又は補助する経費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：2分の1 ・補助上限額：150千円
対象となる方	自主防災組織等 (補助事業は市町村を通じて支援します)
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福島県 危機管理部 災害対策課 TEL：024-521-7194 E-mail：saigai@pref.fukushima.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.03

福島県

技能提供・人材派遣

支援の名称	地域防災サポーター養成事業
制度の趣旨・背景	地域防災の次世代リーダー等を対象に防災士養成講座を開催し、県の登録防災士制度である「地域防災サポーター」として登録し、県の各種事業に参画いただきます。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業や制度の概要 地域防災の要である自主防災組織の人材不足やノウハウ不足を防災士の活躍により解消します。 また、県の各種事業に参画することで地域防災力向上を図っていく事業です。 ○実績 R6 年度：79 名養成
対象となる方	自主防災組織に加入している、または加入できる地域住民で市町村より推薦を受けた方。
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 福島県 危機管理部 災害対策課 TEL : 024-521-7194 E-mail : saigai@pref.fukushima.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.4

福井県

技能提供・人材派遣

支援の名称	地域防災力向上事業（地域防災を担う人材育成）
制度の 趣旨・背景	<p>災害が激甚化するなか、住民避難の際に大きな役割を果たす自主防災組織等による地域防災に注目が集まっているが、支援活動を行う者の高齢化や、災害に関する住民意識の希薄化等が課題となっている。</p> <p>これらの課題を解決し、円滑な避難行動につなげるため、防災士の養成や若年層への啓発を行い「地域防災を担う人材」を育成する。</p>
制度の 内容	<p>○事業内容</p> <p>(1) 防災士養成研修 (H27～)</p> <p>家庭や地域で防災知識の普及啓発を図るための防災士を養成する研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：年2回 1回につき2日間 ・研修内容：行政の災害対応、地域の自主防災活動、風水害と対策、避難行動にかかる災害図上訓練 等 ・受講者数：R5年度 272名、R6年度 268名 <p>(2) 防災キャンプ支援 (R6～)</p> <p>市町や地域住民が開催する防災啓発イベント等を活性化し自助・共助を広めると共に、若年層に防災士資格取得を推進して次世代の地域防災の担い手育成を図る</p> <p>①防災啓発イベント等活性化</p> <p>市町や地域住民が開催する防災啓発イベント等を活性化するため、支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容：避難所生活体験、起震車体験、サバイバル教室など ・協力団体：福井県防災士会、各消防本部、自衛隊福井地方協力本部など <p>②養成ブース出展</p> <p>若者が集まるイベント会場等にブースを出展し、防災士資格の取得促進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブース内容：防災士に求められる役割の説明、活動実績の紹介、模擬試験体験、養成研修の案内 等 ・福井県防災士会に事業実施を委託
対象と なる方	一般県民（上記のうち（1）②と（2）は特に若年層を対象とする）
問い合わせ 先など	<p>○所管部署</p> <p>福井県 防災安全部 危機管理課</p> <p>TEL : 0776-20-0308</p> <p>E-mail : kikikanri@pref.fukui.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <p>https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.5

滋賀県

技能提供・人材派遣

支援の名称	滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座
制度の趣旨・背景	大規模災害に備えて、地域防災の要である自主防災組織活動を活性化し、地域防災力の向上を図るために自主防災組織のリーダーを育成する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 自主防災組織等のリーダーおよび防災士を養成するため、防災に関する講義、演習を行う講座を開催している。 本講座の修了者は、「認定特定非営利活動法人日本防災士機構」が実施する「防災士資格取得試験」を受験することができる。</p> <p>○予算額、事業費等 344千円</p> <p>○実績 受講者数：平成30年度108人、令和元年度143人、令和2年度137人、 令和3年度191人、令和4年度195人、令和5年度225人 令和6年度231人</p>
対象となる方	<p>① 県内の自治会役員や自主防災組織等の構成員で、市町防災担当課の推薦を受けた方 ② 県内市町・消防本部（局）の自主防災組織担当職員、消防団員 ③ 県内の学校（園）・福祉施設・事業所等の防災担当者 ④ 上記以外で、地域防災活動に関心のある県内在住・在勤・在学の方</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 知事公室 防災危機管理局 TEL：077-528-3432 E-mail：as0002@pref.shiga.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.6

大阪府

技能提供・人材派遣

支援の名称	<h3>自主防災組織リーダー育成研修</h3>
制度の趣旨・背景	自主防災組織の充実強化を図るため、府内の自主防災組織等を対象として、組織の中核となる人材の育成及び資質向上を図るためにリーダー育成研修を実施しています。
制度の内容	<p>○講義内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の災害リスク・特徴・事例 2. 避難所運営・要配慮者支援（ワークショップ） 3. 男女共同参画・地区防災計画・組織の活性化（ワークショップ） 4. 自主防災組織の活動促進について 
対象となる方	自主防災組織リーダー、地域防災活動に積極的な意欲を有する方など、市町村危機管理（防災）担当課が推薦する者。
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>大阪府 政策企画部 危機管理室 防災企画課 地域支援グループ</p> <p>TEL : 06-6944-9128</p> <p>■関連 URL（令和6年度自主防災組織リーダー育成研修実施概要）</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o020080/kikikanri/bousaiportal_hp/r6jisubou.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.7

奈良県

技能提供・人材派遣

支援の名称	奈良県自主防犯・防災リーダー育成研修 (防災土養成講座)
制度の趣旨・背景	奈良県では、地域住民が中心になって防犯・防災力を高めるために、奈良県自主防犯・防災リーダー研修を開催し、より安全で安心して暮らせる地域を目指します。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要</p> <p>防犯・防災に精通した講師を迎え、2日間にわたり全12講座の研修を開催。講座をすべて受講し所定のレポートを提出した受講者には日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験することが可能。</p> <p>研修の内容としては、防犯・防災に関する知識を学ぶだけに限らず、演習等を通じてより実践的な防犯・防災意識や技能についても修得することができる。</p> <p>定員約270名</p> <p>○予算額、事業費等</p> <p>1,491千円</p> <p>○実績</p> <p>受講者数：令和3年度 100人 令和4年度 100人 令和5年度 330人 令和6年度 257人 ※ 令和3年度～4年度 新型コロナウィルス感染症拡大防止対策のため受講人数を制限</p>
対象となる方	○奈良県在住で2日間の全講義を受講可能な方 研修修了後に市町村など自治体と連携して、活動できる方 (防災士資格を持っている方等は除く)
問い合わせ先など	<p>○所管部署</p> <p>奈良県 総務部 知事公室 防災統括室</p> <p>TEL：0742-27-8425</p> <p>E-mail：bosai-anzen@office.pref.nara.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.nara.jp/6448.htm</p>



令和6年度奈良県自主防犯・防災リーダー研修の様子

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.8

徳島県

補助金等

支援の名称	地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金
制度の趣旨・背景	<p>災害時においては、自主防災組織をはじめとした地域住民による円滑な避難所運営が重要です。</p> <p>このことから、住民主体の避難所運営体制づくりを促進するため、自主防災組織等が、地域の様々な主体と連携し、実際の避難所でその運営体制を構築する事業をモデル的に支援します。</p>
制度の内容	<p>○補助対象事業</p> <p>自主防災組織、学校、企業などの地域の様々な主体が連携・協働して、実際の避難所において行う避難所運営体制の構築に係る取組が対象となる。過去に本補助金事業の交付を受けた団体が同一の内容で申請する事業は対象としない。</p> <p>①避難所個別の運営要領の作成又は点検・見直し</p> <p>実際の避難所（指定避難所）において、避難所運営体制を整備し、運営に必要な事項を記載した要領を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営組織の編成、班構成の決定 ・居住空間、共有空間等の部屋（区画）割り等 <p>なお、既に作成されている場合は、本事業で実施する避難所運営訓練の実施結果を踏まえて点検・見直しを行う。</p> <p>②避難所運営訓練の実施</p> <p>作成した運営要領に基づき、実際の避難所（指定避難所）において訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営組織や班構成、居住空間の区画割り等の検証 ・開設訓練（施設の開錠・施設点検・避難所内レイアウト・避難者の受入れ等） ・備蓄品操作（設備の設置・簡易トイレ組立て等） <p>③訓練用避難所資機材等の整備（任意）</p> <p>本事業で実施する避難所運営訓練に使用する資機材等に限定する。</p> <p>○補助率：補助対象経費の1／2</p> <p>○補助限度額：10万円</p>
対象となる方	自主防災組織等
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>徳島県 危機管理部 防災人材育成センター</p> <p>TEL : 088-683-2100</p> <p>E-mail : bousaijinzaikusei-info@pref.tokushima.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.9

香川県

技能提供・人材派遣

支援の名称	香川県自主防災組織リーダー研修会
制度の 趣旨・背景	共助の要である自主防災組織の活動を活性化し、地域防災力を強化するため、自主防災組織のリーダーの資質向上等を目的に、自主防災組織リーダー研修会を開催します。
制度の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 自主防災組織のリーダー等を対象に、一般財団法人日本防火・防災協会研修会と共に研修会を開催します。研修会終了後、一般財団法人日本防火・防災協会研修会より受講生に対して、修了証を授与します。 (令和6年度の研修会の内容) <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報の利活用について ・先進自主防災組織活動事例紹介 ・災害時のトイレの利用及び、企業との防災活動の連携について ・炊出し訓練 ・能登半島地震を踏まえた避難所運営について ・HUG訓練 ○ 予算額、事業費等：666千円 ○ 実績（過去3年） 受講者数：令和4年度：33人、令和5年度：30人、令和6年度：27人
対象と なる方	自主防災組織のリーダー（自主防災組織を設立しようとしている者を含む） 市町担当者
問い合わせ 先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 香川県 危機管理総局 危機管理課 TEL：087-832-3241 E-mail：kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.10

香川県

その他

支援の名称	地域防災力強化促進事業
制度の趣旨・背景	自主防災組織の結成促進や活動活性化など、県民の「自助」「共助」の強化に繋がる取組みを促進します。
制度の内容	<p>① 自主防災組織訓練支援フォローアップ事業（技能提供・人材派遣）</p> <p>○ 事業の概要 自主防災活動に取り組む自主防災組織や事業者等（特に活動が活発でない自主防災組織や自主防災組織未結成地区）を対象に、防災訓練の指導などの自主防災組織活動・結成促進に係るフォローアップを行います。</p> <p>○ 予算額、事業費等：3,214 千円</p> <p>② 香川県地区防災計画策定・避難力強化促進事業補助金（補助金等）</p> <p>○ 事業の概要 地域防災力の強化を図るために、自主防災組織等に対し、地域の特性を踏まえ、地域の防災活動を見える化する地区防災計画の作成を支援するとともに、地区防災計画に基づく避難行動の実効性を担保するためのマイ・タイムラインの作成促進を支援ます。</p> <p>○ 予算額、事業費等：5,100 千円</p> <p>○ 補助率 ・基幹経費：10／10 以内 ・効果促進経費：1／2 以内</p> <p>○ 補助限度額 ・小学校単位の自主防災組織等：300 千円 ・その他の自主防災組織等：150 千円</p> <p>③ 自主防災活動アドバイザー派遣事業（技能提供・人材派遣）</p> <p>○ 事業や制度の概要 県、市町、アドバイザー等が連携して、香川県における活動が活発でない自主防災組織や、自主防災組織未結成地域等に対して広域化や組織結成・運営の助言や指導等を行います。</p> <p>○ 予算額、事業費等：320 千円</p>
対象となる方	①②③：自主防災組織等
問い合わせ先など	<p>○所管部署 香川県 危機管理総局 危機管理課</p> <p>TEL：087-832-3241</p> <p>E-mail：kikikanri@pref.kagawa.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.11

福岡県

技能提供・人材派遣

支援の名称	自主防災組織育成強化事業
制度の趣旨・背景	県内の自主防災組織の活動促進と組織の継続的な活動及び機能強化のため、自主防災組織のリーダーの養成を行う。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>① 福岡県自主防災組織・女性防火クラブ等リーダー研修会 自主防災組織が設立後も継続的かつ高い質を保ち機能するため、組織の活動の中核を担うリーダーの人材育成を目的とした研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績（直近3年間） 受講者数：令和4年度227名、令和5年度399名、令和6年度335名 <p>② 福岡県避難所運営及び個別避難計画作成に関する研修・訓練 大規模災害時に自主防災組織等の地域住民が中心となり、避難行動要支援者の安全・迅速な避難支援や自主的な避難所運営が実施できるよう、個別避難計画作成や避難所運営等のノウハウを習得するための研修及び訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績（H29～） 実施市町村数：23市町村にて30回実施 <p>○予算額、事業費等：約1,000千円</p>
対象となる方	<p>① 自主防災組織、女性防火クラブのリーダー等</p> <p>② 自主防災組織、民生委員、福祉施設管理者等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 TEL：092-643-3113 E-mail：boushi2@pref.fukuoka.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.12

福岡県

技能提供・人材派遣

支援の名称	自主防災組織活性化事業
制度の 趣旨・背景	地域防災の主体となる自主防災組織等において、中心的役割を担う人材の確保及び育成を図り、かつ、永続的かつ地域の実状に伴った防災活動を実現する。
制度の 内容	<p>○事業概要</p> <p>① 福岡県防災士養成研修 県内市町村と連携し、地域防災に貢献し得る住民を対象に養成研修講座を開催する。 ・実績（直近3年間） 養成者数：令和3年度410名、令和4年度364名、令和5年度383名</p> <p>② 福岡県防災士スキルアップ研修 県内在住の防災士（新たな防災士資格取得者を含む）に対し、防災に関する専門知識の普及や先進事例の情報共有等をカリキュラムとしたスキルアップ研修を開催し、防災士資格保有者の地域防災活動を支援する。 ・実績（直近3年間） 受講者数：令和3年度153名、令和4年度164名、令和5年度220名</p> <p>○予算額、事業費等：約4,600千円</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力の向上に役立ちたい

No.13

佐賀県

技能提供・人材派遣

支援の名称	佐賀県地域防災リーダー養成講座
制度の趣旨・背景	自主防災組織などの活動強化を図るため、地域防災の中心的人材として貢献できると市町から推薦を受けた者を、地域防災リーダーとして育成する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 地域で防災活動を担う方の育成のため、防災に関する講義、演習を行う講座を開催している。 本講座の修了者のうち希望者は、「認定特定非営利活動法人日本防災士機構」が実施する「防災士資格取得試験」を受験することができる。</p> <p>○予算額、事業費等 約1,200千円</p> <p>○実績 受講者数：令和2年度 70人、令和3年度 87人 令和4年度 95人、令和5年度 107人、令和6年度 78人</p>
対象となる方	市町が推薦し、以下の要件を満たす者 1. 県内の自主防災組織未結成の地区における自治会長、区長で、今後佐賀県地域防災リーダーとして自主防災組織の組織化に貢献できる者 2. 県内の自主防災組織結成済みの地区における自主防災組織の役員で、今後佐賀県地域防災リーダーとして自主防災組織の活性化に貢献できる者 3. 県内の消防団員で、今後佐賀県地域防災リーダーとして地域防災に貢献できる者 4. 県内在住で、今後佐賀県地域防災リーダーとして地域防災に貢献できる者
問い合わせ先など	<p>○所管部署 佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課</p> <p>TEL : 0952-25-7362</p> <p>E-mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力の向上に役立ちたい

No.14

佐賀県

技能提供・人材派遣

支援の名称	佐賀県地域防災リーダーフォローアップ研修会
制度の 趣旨・背景	地域防災リーダーに対し、養成講座受講後の知識等のアップデートを行う。
制度の 内容	<p>○事業や制度の概要 地域防災リーダー養成講座で委嘱した地域防災リーダーに対し、知識の深耕と、他のリーダーの意見交換を行い、ワンランク上のリーダーとなる研修会を実施。</p> <p>○予算額、事業費等 約 600 千円</p> <p>○実績 受講者数：令和2年度 46 人、令和3年度 16 人、令和4年度 76 人、 令和5年度 113 人、令和6年度 49 人</p>
対象と なる方	平成19年度～平成22年、平成29年～令和5年度に佐賀県地域防災リーダーに委嘱した方のうち次のいずれかに該当し、市町から推薦を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・市町において地域防災活動の活性化が望まれる地域に在住する者 ・佐賀県地域防災リーダーとしての活動が顕著であり、当該講座の受講で更なる活躍が見込まれる者
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課</p> <p>TEL : 0952-25-7362</p> <p>E-mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力の向上に役立ちたい

No.15

佐賀県

技能提供・人材派遣

支援の名称	佐賀県自主防災組織リーダー研修会
制度の趣旨・背景	自主防災組織の充実強化を図るため、県内の自主防災組織等を対象として、組織のリーダーとなる人材の育成を実施する。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業や制度の概要 自主防災組織等のリーダー及び構成員に対し、避難所運営訓練を行う。 ○予算額、事業費等 約500千円 ○実績 受講者数：令和4年度 106人、令和5年度97人、令和6年度121人
対象となる方	開催市町の自主防災組織のリーダー及び構成員の方、消防団員、行政区の区長等、開催市町が推薦した方。
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 TEL : 0952-25-7362 E-mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力の向上に役立ちたい

No.16

佐賀県

補助金等

支援の名称	佐賀県地域防災力向上促進事業補助金
制度の趣旨・背景	市町及び団体が主体的に地域防災力向上に取り組むよう、その活動費を支援する。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業や制度の概要 自主防災組織の活動の活性化を図るため、活動費用や、知識向上のための研修会など、ソフト事業全般に利用できる費用を支援します。 ○予算額、事業費等 約 2,400 千円 ○補助率等 2分の1（最大 250 千円／市・町） 女性防火クラブ（最大 100 千円／1 クラブ） 県内の地域防災力向上に取り組む団体であれば、最大 500 千円
対象となる方	県内市町、女性防火クラブ、県内に事務所を置き、県内全域の自主防災組織の結成促進など地域防災力の向上に取り組む団体。
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 TEL : 0952-25-7362 E-mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No. 17

岩手県

補助金等

支援の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の趣旨・背景	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、市町村と連携して災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して補助するものです。
制度の内容	<p>○事業概要 危険住宅の除却や移転、危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）等に要する経費に対して市町村が補助する場合、その一部を補助するものです。</p> <p>○令和7年度予算額 1,152万円</p> <p>○補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> • 除却等費：危険住宅の除却等（撤去、動産移転、跡地整備等）及び引越し等に要する費用 • 建物助成費：危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む）等のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率年8.5%を限度） <p>○補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> • 除却等費 ①除却費 危険住宅の床面積m²×32千円（令和6年度の場合） ②引越し費用等 975千円/戸 • 建物助成費 ①建物に対する助成 3,250千円/戸 ②土地に対する助成 960千円/戸 <p>○負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</p> <p>○除却実績（※東日本大震災分を除く） 令和6年度 2戸（見込み） 累計 284戸</p>
対象となる方	災害危険区域内、がけ近接地、土砂災害特別警戒区域内等にある住宅で、次の条件に該当すること。 ① がけ近接地にあっては条例の適用以前（昭和46年以前）に建築されている住宅（既存不適格建築物）であること。土砂災害特別警戒区域にあっては区域指定される以前に建築されている住宅であること。 ② 住宅を除却した跡地に再築しないこと。 ③ 新築する場所（移転先）が安全であること。
問い合わせ先など	<p>○所管部署</p> <p>岩手県 県土整備部 建築住宅課 TEL：019-629-5937 E-mail：AG0009@pref.iwate.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No. 18

岩手県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震改修支援事業
制度の趣旨・背景	大地震から人命や財産を守るために、市町村と連携して木造住宅の耐震改修への補助を行うものです。
制度の内容	<p>○事業概要 市町村が行う耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震補強設計や耐震改修工事に対して市町村が補助する場合、その経費の一部を補助するものです。</p> <p>○令和7年度予算額 460万円</p> <p>○助成内容 補強設計及び耐震改修工事に要する費用</p> <p>○補助限度額（市町村が国のパッケージ支援を活用する場合） 115万円（多雪区域内は140万円）</p> <p>○負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</p> <p>○実績（※パッケージ支援以外も含める ※東日本大震災分を除く） 令和6年度 6戸（見込み） 累計 467戸</p>
対象となる方	<p>○補助の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工した戸建住宅であること。 木造在来軸組工法又は伝統的工法の平屋建又は2階建の住宅であること。 耐震診断により耐震性がないと判断されたものであること。
問い合わせ先など	<p>○所管部署 岩手県 県土整備部 建築住宅課 TEL: 019-629-5937 E-mail: AG0009@pref.iwate.jp</p> <p>○関連URL ・耐震対策への補助制度について https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/saigai/mokuzou/1010335.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No. 19

宮城県

補助金等

支援の名称	みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業
制度の趣旨・背景	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の多くで大規模地震により倒壊等の大きな被害が発生していることから、地震による建築物被害から人命や財産を守るために、旧耐震基準の建築物の耐震化を推進するものです。
制度の内容	<p>○概要 木造住宅の所有者等が耐震改修設計及び耐震改修工事又は建替え工事（以下「耐震化工事」という。）を実施し、市町村が耐震化工事に係る費用の一部を補助する場合に、当該市町村に対し補助するものです。</p> <p>○予算額 4,025万円（令和7年度予算）</p> <p>○対象経費 耐震化工事に係る費用</p> <p>○助成内容（最大） 補助金の額は、次の（1）及び（2）の額を合算した額とします。 （1）耐震化工事に係る費用に25分の3を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額 （2）その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合には、耐震化工事に係る費用に25分の2を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額</p> <p>○実績 平成26年度：100件 平成30年度： 98件 令和3年度：143件 平成27年度： 91件 令和元年度：123件 令和4年度：115件 平成28年度： 98件 令和元年度：123件 令和5年度： 93件 平成29年度：115件 令和2年度： 90件</p>
対象となる方	<p>○対象者 次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものを対象とします。 （1）昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 （2）在来軸組構法又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住宅 （3）耐震一般診断の上部構造評点が1.0未満で、改修工事施工後の上部構造評点が1.0以上になる住宅等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 宮城県 土木部 建築宅地課 TEL：022-211-3245 E-mail：kentakp@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>○関連 URL ・「みやぎ方式」による木造住宅耐震助成事業について https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/taishinjigyou.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.20

山形県

補助金等

支援の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の趣旨・背景	災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内に存する住宅の移転を促進し、がけ地の崩壊等から住民の命を守ることを目的として、移転者に対し、国・県及び市町村が協調して補助金を交付するものです。
制度の内容	<p>○概要 災害危険区域等から移転する者に対し、当該危険住宅の除却費の一部、住宅の建設・購入費の一部及び土地購入費の一部を補助します。</p> <p>○補助限度額 • 危険住宅の除却等に要する経費への補助【実費補助】 　1戸当たり 975千円+除却費※ 　※住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費 　(参考: R6年度 木造1m²当たり 32,000円、非木造1m²当たり 46,000円) • 危険住宅に代わる住宅の建設費への補助【利子補助】 　1戸当たり 3,250千円 • 危険住宅に代わる住宅の建設に係る土地購入費への補助【利子補助】 　1戸当たり 960千円</p> <p>○補助率 それぞれの経費の1/2を国が、1/4を県と市町村が補助</p> <p>○実績 R6年度 除却: 1件 累計 除却: 1,083件、建物: 977件、土地 411件 (S49~R6)</p>
対象となる方	災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内にある住宅を移転する者
問い合わせ先など	<p>○所管部署 山形県 県土整備部 建築住宅課 TEL: 023-630-2640 E-mail: ykenchiku@pref.yamagata.jp</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.21

福島県

補助金等

支援の名称	福島県建築物耐震化促進事業
制度の趣旨・背景	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた大規模建築物や防災拠点等の耐震化を促進するため、事業者が行う補強設計・改修等に対し、市町村と連携して補助を行います。
制度の内容	<p>○事業概要 大規模建築物、防災拠点、緊急輸送路沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等に市町村が補助する場合、市町村へ補助するものです。</p> <p>○補助対象限度額 (1) 耐震診断 <ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m² ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内 ・面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²以内 (2) 補強設計 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額なし (3) 耐震改修等 <ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積×51,200 円/m² (特に倒壊の危険性が高い場合、56,300 円/m²) </p> <p>○負担割合 (1) 耐震診断：国 1/3～1/2、県 1/3～1/2、市町村 0～1/3 (2) 補強設計：国 1/2、県 1/6～2/9、市町村 1/6～1/9 (3) 耐震改修等：国 1/3～2/5、県 5.75%～1/4、市町村 2.875%～1/6 ※対象建築物及び補助実施市町村の別により負担割合が異なります。</p>
対象となる方	耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福島県 土木部 建築指導課 TEL : 024-521-7529 E-mail : kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.22

福島県

補助金等

支援の名称	福島県木造住宅等耐震化支援事業
制度の趣旨・背景	災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅及びブロック塀等の所有者等が行う耐震診断・改修等に対し、市町村と連携して補助を行います。
制度の内容	<p>○事業概要 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の耐震改修等に市町村が補助する場合、市町村へ補助するものです。</p> <p>○補助の内容 ①木造住宅耐震診断 : 最大15.6万円/戸 ②木造住宅耐震改修・建替 : 工事費の4／5かつ最大100万円 (多雪区域は120万円)/戸 ③ブロック塀等耐震改修・除却 : 工事費の2／3かつ最大10万円/件</p> <p>○負担割合 国1／2、県1／4、市町村1／4</p>
対象となる方	昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅及びブロック塀等の所有者等
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福島県 土木部 建築指導課 TEL: 024-521-7529 E-mail: kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaisinkasiennjigyou.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.23

埼玉県

補助金等

支援の名称	アスベスト対策推進費
制度の趣旨・背景	社会問題化しているアスベスト飛散による健康被害を防止し、県民が安心・安全に生活し続けられることを目的とします。
制度の内容	<p>○概要 民間建築物の所有者に対し、吹付けアスベスト等の分析調査及び除去等工事の費用の一部を補助します。</p> <p>○予算額 1,303万円</p> <p>○補助の額 アスベストの分析調査 全額補助 上限（1検体80千円かつ1棟当たり250千円）</p> <p>アスベストの除去等の工事 工事費の2／3 上限（1棟当たり 6,000 千円(1,000m²未満の建築物は 3,000 千円)）</p> <p>○実績 令和6年度 除却等の工事 1棟</p>
対象となる方	<p>○対象区域 以下の12市を除く埼玉県内すべての区域 (12市：さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市)</p> <p>○対象建築物 用途や構造を問わず、すべての民間建築物が対象となります。 ただし、アスベスト除去等については、1,000m²未満の建築物の場合、定期報告(建築基準法第12条第1項)の対象となる建築物(共同住宅、寄宿舎を除く。)に限ります。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 埼玉県 都市整備部 建築安全課 震災対策・構造指導担当 TEL: 048-830-5525 (直通) E-mail: a5510-06@pref.saitama.lg.jp</p> <p>○関連URL ・民間建築物のアスベスト除去等に対する補助制度のご案内 http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/sekimenhojyo.html</p>

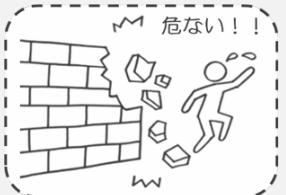
行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.24

新潟県

補助金等

支援の名称	ブロック塀等安全対策支援事業				
制度の趣旨・背景	地震発生時の人的被害を防ぐため、通学路等に面した倒壊の危険性があるブロック塀の撤去等を支援する市町村に対して補助します。				
制度の内容	<p>○交付対象 (1) 除却：ブロック塀等の全部を解体し、撤去するもの (2) 建替え：ブロック塀等の除却と合わせて、耐震性を確保したものを作設するもの (3) 改修：控え壁の増設、高さの低減等、ブロック塀の倒壊による事故を未然に防止するための処置を講ずるもの</p> <p>○補助額 10～15万円（市町村が定める額）</p> <p>○負担割合 市町村2／3、県1／3（限度額5万円）</p> <p>【例】除却工事費 22.5万円 市町村の補助が工事費の2／3かつ15万円の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村 10万</td> <td>県 5万</td> <td>所有者 (自己負担額) 7.5万円</td> </tr> </table> <p>※市町村・県とも1／2は国交付金を活用。</p> 		市町村 10万	県 5万	所有者 (自己負担額) 7.5万円
市町村 10万	県 5万	所有者 (自己負担額) 7.5万円			
対象となる方	<p>○下記対象ブロック塀等の所有者等（市町村の補助制度を通じて支援します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組積造（補強コンクリートブロック塀を含む）の塀 ・個人が所有又は管理するもの ・通学路等の沿道又は避難地に隣接する敷地に面するもの ・倒壊の危険性があると判断されたもの 				
問い合わせ先など	<p>○所管 新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 TEL : 025-280-5461 E-mail : ngt160030@pref.niigata.lg.jp</p> <p>○関連 URL 耐震すまいづくり支援事業について（5. ブロック塀等安全対策支援事業） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356787010851.html</p>				

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.25

新潟県

補助金等

支援の名称	克雪すまいづくり支援事業											
制度の趣旨・背景	多雪地域において、無雪化に寄与する克雪住宅の整備を誘導し、屋根雪下ろしによる負担軽減及び危険防止と市街地等の面的な克雪化を図るとともに、屋根雪下ろし時における転落事故の防止に有効な安全対策設備の普及促進に取り組むことにより、雪に強いまちづくりを促進します。											
制度の内容	<p>1 克雪すまいづくり支援事業 (H18～)</p> <p>(1) 概要</p> <p>地域住民が除排雪等に係る計画を策定し市町村が認めた地区において、市町村が行う住宅の克雪化に関する事業に対し、県がその費用の一部を市町村へ補助する制度です。</p> <p>(2) 補助額等</p> <p>対象世帯：一般世帯及び要援護世帯、対象地域：特別豪雪地帯</p> <table> <tr> <td>補助額</td> <td>：融雪式住宅</td> <td>最大 44 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の克雪住宅</td> <td>最大 33 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要援護者等世帯加算額</td> <td>最大 11 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)</td> </tr> </table> <p>(3) 実績 県内 11 市町で実施中。令和6年度補助実績 97 戸</p> <p>2 命綱固定アンカー普及促進事業 (R3～)</p> <p>(1) 概要</p> <p>住宅の屋根雪下ろしに伴う転落事故を防止するため、命綱固定アンカーの設置を支援する市町村に対し、県がその費用の一部を補助する制度です。</p> <p>(2) 補助額等</p> <p>対象世帯：一般世帯及び要援護世帯、対象地域：特別豪雪地帯</p> <p>対象住宅：現に存する住宅及び付属屋</p> <table> <tr> <td>補助額</td> <td>：最大 10 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)</td> </tr> </table> <p>(3) 実績 県内 16 市町村で実施中。令和6年度実績 237 戸</p>	補助額	：融雪式住宅	最大 44 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)		その他の克雪住宅	最大 33 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)		要援護者等世帯加算額	最大 11 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)	補助額	：最大 10 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)
補助額	：融雪式住宅	最大 44 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)										
	その他の克雪住宅	最大 33 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)										
	要援護者等世帯加算額	最大 11 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)										
補助額	：最大 10 万円/戸 (県 1/2、市町村 1/2)											
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>克雪住宅の整備を行う者及び命綱固定アンカーの設置を行う者（市町村制度を通じて支援します。）</p>											
問い合わせ先など	<p>○所管：新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 TEL : 025-280-5442 E-mail : ngt160030@pref.niigata.lg.jp</p> <p>○関連 URL：克雪すまいづくり支援事業 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356838728905.html</p>											

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.26

新潟県

補助金等

支援の名称	耐震すまいづくり支援事業（耐震改修補助事業）																		
制度の 趣旨・背景	地震による建物倒壊等の被害を防ぐため、昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震性の低い住宅の耐震改修等を支援する市町村に対して補助します。																		
制度の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○交付対象（市町村が国のパッケージ支援を活用する場合） 補強設計及び耐震改修工事に要する費用 ○補助額 100 万円～170 万円（市町村が定める額） ○負担割合 市町村 2/3、県 1/3（限度額 46.6 万円） <p>【例】補強工事費 300 万円 市町村の補助が工事費の 4/5 かつ 140 万円の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>市町村</th> <th>県</th> <th>施主（自己負担額）</th> <th></th> </tr> <tr> <td>93.4 万</td> <td>46.6 万</td> <td>160 万</td> <td></td> </tr> </table>  <p>※市町村・県とも 1/2 は国交付金を活用。</p>											市町村	県	施主（自己負担額）		93.4 万	46.6 万	160 万	
市町村	県	施主（自己負担額）																	
93.4 万	46.6 万	160 万																	
対象と なる方	<ul style="list-style-type: none"> ○下記対象住宅の所有者（市町村の補助制度を通じて支援します。） <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月以前に建築された木造戸建て住宅 ・耐震診断により耐震性がないと判断されたもの 																		
問い合わせ 先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管 新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 TEL：025-280-5461 E-mail：ngr160030@pref.niigata.lg.jp ○関連 URL <ul style="list-style-type: none"> ・耐震すまいづくり支援事業について https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356787010851.html 																		

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.27

富山県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震診断・改修支援事業
制度の趣旨・背景	富山県では、古くて広い住宅が多いこと、地震に対する意識が高くないことなどから、住宅総数の約20%(約7万6千戸)の住宅において耐震性が不足するものと推計されています(平成30年住宅・土地統計調査に基づく推計で住宅の耐震化率約80%)。その対応として、耐震化の促進を図ります。
制度の内容	<p>○概要 市町村と連携し、木造住宅の耐震診断、耐震改修を促進するための助成制度を設けています。</p> <p>○予算額 1億4200万円</p> <p>○支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 耐震診断支援 住宅の大きさ、図面の有無により2~6千円の自己負担で耐震診断が行えます。 2) 耐震改修設計支援 耐震改修設計に要する費用の2/3を補助します。 (補助金の限度額は20万円) 3) 耐震改修支援 耐震改修、部分耐震改修工事に要する経費の4/5を補助します。 (補助金の限度額は120万円) <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 耐震診断支援 5,309件(H15年度～R7年1月累計) 2) 耐震改修設計支援 69件(R6年4月～R7年1月) 3) 耐震改修支援 598件(H17年度～R7年1月累計)
対象となる方	耐震診断・耐震改修とも以下の住宅が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・木造一戸建で、平屋建て又は2階建てのもの ・昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ・在来軸組工法によるもの(伝統工法によるものも含みます)
問い合わせ先など	<p>○所管 富山県 土木部 建築住宅課 建築指導係 TEL: 076-444-3356</p> <p>○関連URL ・木造住宅の耐震診断・耐震改修の支援制度 https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzan/bousai/jishin/kj00002134/kj00002134-001-01.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.28

石川県

補助金等

支援の名称	大規模建築物の耐震改修の補助
制度の趣旨・背景	耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施できるよう、耐震改修工事に対し補助を行います。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める要緊急安全確認大規模建築物のうち、病院又は市町と災害協定を締結した建築物が耐震改修を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>○補助額</p> <p>市町が負担する額（国補助金を除く）の 1/2 以内、かつ補助金対象事業費の 5.75%以内</p> <p>（参考）国負担 33.3%</p> <p>地方負担 11.5%（県 5.75%、市町 5.75%）</p>
対象となる方	以下のいずれにも該当する所有者等に対して、補助を行います。
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>石川県 土木部 建築住宅課</p> <p>TEL : 076-225-1778</p> <p>E-mail : kenjuuu@pref.ishikawa.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.29

石川県

補助金等

支援の名称	住宅の耐震診断や改修の補助
制度の趣旨・背景	昭和 56 年以前に建てられた住宅、令和 6 年能登半島地震で被災した住宅について耐震診断や耐震改修等を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行う（石川県住宅耐震化促進事業）。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>1. 耐震診断</p> <p>事業内容：「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）等に則した耐震診断に対して、県（間接補助）と市町が合わせて支援を行います。</p> <p>補助の金額：各市町により異なりますが、多くの市町では原則無料の簡易診断制度も実施しています。詳しくはお住まいの市町の住宅担当課へお問い合わせ下さい。</p> <p>2. 耐震改修・建替え</p> <p>事業内容：耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された住宅の耐震改修・建替えに対し、県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>補助の金額：各市町により異なりますが、補助率 10/10・補助限度額 180 万円などの助成を行います。詳しくはお住まいの市町の住宅担当課へお問い合わせ下さい。</p>
対象となる方	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震改修・建替えともに、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した住宅又は令和 6 年能登半島地震で被災した住宅 ・その他、各市町が要綱で定める要件を満たすこと
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>石川県 土木部 建築住宅課</p> <p>TEL : 076-225-1777</p> <p>E-mail : kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県住宅耐震化促進事業 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/taishinportal/taishin_hojo.html <p>○問合せ先・申し込み先</p> <p>お住まいのある各市町の窓口（上記 URL をご覧ください。）</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.30

福井県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震化促進事業
制度の趣旨・背景	耐震診断や補強プラン作成、耐震改修工事にかかる費用に対して県（間接支援）と市町が連携して支援することで、木造住宅の耐震化を促進します。
制度の内容	<p>令和6年能登半島地震を受け、住宅の耐震化を加速させるため、時限的に補助制度を拡充して支援します。（令和7年度末まで）</p> <p>（一般住宅に対する支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、補強プランの作成に対する補助 補 助 額：最大 18.8 万円（所有者負担額：1 万円） 負担割合：県 1/4（国 1/2、市町 1/4） 補 助 率：90% 耐震改修に対する補助 補 助 額：最大 175 万円（時限的拡充：140 万円→175 万円） 負担割合：県 2/5（国 2/5、市町 1/5） 補 助 率：100%（時限的拡充：80%→100%） <p>（伝統的な古民家に対する支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、補強プランの作成、古民家鑑定、床下調査に対する補助 補 助 額：最大 61.6 万円（所有者負担額：7 万円） 負担割合：県 1/4（国 1/2、市町 1/4） 補 助 率：90% 耐震改修に対する補助 補 助 額：最大 237.5 万円（時限的拡充：190 万円→237.5 万円） 負担割合：県 42%（国 36%、市町 22%） 補 助 率：100%（時限的拡充：80%→100%）
対象となる方	<p>以下の住宅が対象（市町の補助制度を通じて支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工して建てられた一戸建て木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法によるもの その他、各市町が要綱で定める要件を満たすこと
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福井県 土木部 建築住宅課 TEL：0776-20-0506 E-mail：kenjyu@pref.fukui.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.31

山梨県

補助金等

支援の名称	木造住宅居住安心支援事業
制度の趣旨・背景	地震に強い安全で安心なまちづくりを目指し、木造住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅の所有者が行う耐震診断・改修等に対し、市町村と連携して補助を行います。
制度の内容	<p>○事業概要 昭和56年5月以前に着工した木造住宅に対する次の補助事業を実施する市町村への補助</p> <p>(1) 耐震診断 • 交付対象：耐震診断に要する費用 • 負担割合：国2/4 県1/4 市町村1/4 • 補助限度額：66,000円</p> <p>(2) 耐震改修等 • 交付対象：倒壊の危険性がある木造住宅（総合評点1.0未満）の耐震改修・建替工事にかかる設計及び工事に要する費用 • 負担割合：国4/10 県3/10 市町村3/10 • 補助限度額：1,437.5千円（ただし、工事費を限度とする）</p> <p>(3) 耐震シェルター • 交付対象：倒壊の危険性が高い木造住宅（総合評点0.7未満）への耐震シェルター設置に要する費用 • 負担割合：県1/2 市町村1/2 • 補助限度額：360千円</p>
対象となる方	<p>○対象区域 (1) 耐震診断 : 県内全ての区域 (2) 耐震改修等 : 県内全ての区域 (3) 耐震シェルター : 丹波山村を除く県内全ての区域</p> <p>○対象者 次の全てに該当する住宅の所有者 (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 (2) 木造在来工法で建築された住宅 (3) 2階建て以下の住宅 (4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅（借家を除く）</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 山梨県 県土整備部 建築住宅課 TEL: 055-223-1734 E-mail: kenchikujutaku@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>○関連URL https://www.pref.yamanashi.jp/kenchiku/bousai.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.32

愛知県

補助金等

支援の名称	みんなで耐震化支援事業
制度の 趣旨・背景	地域の団体が行う耐震化を進めるための活動に対して、より一層の啓発活動の普及を目的とした支援を行います。
制度の 内容	<p>○概要 地域組織（学区、自主防災会、自治会、消防団など）が行うローラー作戦（耐震診断・改修の啓発のための戸別訪問）や、地域組織、各種団体が実施する耐震化のための学習会・相談会（営利目的を除く）などの実施費用を助成します。</p> <p>○予算額 50万円</p> <p>○助成額 上限 10万円</p> <p>○実績 令和 5 年度： 2団体に助成 令和 4 年度： 3団体に助成 令和 3 年度： 1 団体に助成 令和 2 年度： 1 团体に助成 令和 元 年度： 3団体に助成 平成 30 年度： 2団体に助成 平成 29 年度： 1 団体に助成 平成 28 年度： 2団体に助成</p>
対象と なる方	耐震化のため事業を行う組織（各種団体、学区、町内会等）
問い合わせ 先など	<p>○所管 愛知県 建築局 公共建築部 住宅計画課 防災まちづくりグループ TEL：052-954-6549 E-mail：jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp</p> <p>■参考 URL（愛知建築地震災害軽減システム研究協議会(減災協議会)について） https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000025485.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.33

滋賀県

補助金等

支援の名称	感震ブレーカー設置促進事業
制度の趣旨・背景	地震による電気火災対策として効果的な感震ブレーカーの普及を図る。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業や制度の概要 感震ブレーカーの普及を図るために、県内の住宅内に設置する感震ブレーカーの本体およびその設置に要する経費を対象に補助を行う。 ○補助率 市町が補助する額の1／2以内（限度額 1件あたり 1.5万円） ○補助対象経費 県内の住宅内に設置する感震ブレーカーの本体およびその設置に要する経費
対象となる方	県民（市町制度を通じて支援します）
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 滋賀県 知事公室 防災危機管理局 TEL : 077-528-3438 E-mail : as0002@pref.shiga.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.34

滋賀県

補助金等

支援の名称	耐震シェルター等普及事業
制度の趣旨・背景	地震による住宅の倒壊から県民の命を守るために、居住者の命の安全を守る機能を有する耐震シェルターおよび防災ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）の設置を推進する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 耐震シェルター等の設置を推進するため、滋賀県自治振興交付金の1メニューとして、県内の住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費を対象に補助を行う。</p> <p>○補助率 定額 (1戸あたり20万円。ただし、対象となる経費が20万円未満の場合には、その額を算入対象額とする。)</p> <p>○補助対象経費 住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費</p> <p>○対象住宅 次に掲げる条件のいずれも満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成している木造住宅 ・耐震診断により構造評点1.0未満と診断された木造住宅 </p>
対象となる方	県民（市町制度を通じて支援します）
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 知事公室 防災危機管理局 TEL：077-528-3438 E-mail：as0002@pref.shiga.lg.jp</p> <p>■関連URL <ul style="list-style-type: none"> ・地震対策事業 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/336392.html </p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.35

滋賀県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震補強案作成事業費補助事業
制度の 趣旨・背景	<p>滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ巨大地震により、昭和56年5月31日以前の旧基準で建築された建築物に甚大な被害が発生することが予測されています。</p> <p>このため、耐震診断にあわせて、耐震改修を行う際の補強案とともに改修費用の概算を無料で提示することで改修時の不安要素を解消し、旧基準で建築された木造住宅の耐震化を促進します。</p>
制度の 内容	<p>○概要 各市町が無料で行う耐震診断員派遣事業で耐震診断を受けた結果、上部構造評定点が0.7未満と判定された木造住宅の所有者等が希望した場合に、上部構造評定点を0.7以上に引き上げる耐震改修の補強案の作成と概算費用の算出を無料で行う。</p> <p>○予算額 4,960千円</p> <p>○支援内容 耐震改修の補強案の作成と概算費用の算出 滋賀県の登録を受けた耐震診断員が行います。</p> <p>○実績 1,795件（H26年度～R5年度累計）</p>
対象と なる方	<p>以下の住宅の所有者等が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町事業の耐震診断を受けた結果、上部構造評定点が0.7未満と判定されたもの ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの ・延べ面積の半分以上が住宅として使われているもの ・階数が2以下で、かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの ・枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（フレハブ工法）でないもの
問い合わせ 先など	<p>○所管 滋賀県 土木交通部 建築課 建築指導室 住まいの安全対策係 TEL：077-528-4262 E-mail：antai@pref.shiga.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.36

滋賀県

補助金等

支援の名称	滋賀県空き家対策総合支援事業	
制度の趣旨・背景	今後一層の増加が見込まれる空き家に対応するため、「発生予防」「流通促進・利活用」「解体支援」の対策を総合的に展開するとともに、持続可能で安全・安心なまちづくりや移住促進を含む地域活性化につなげる。	
制度の内容	<p>○支援内容</p> <p>①空き家発生予防啓発のセミナーや相談会の実施に対する支援【R7新設】 空き家の発生予防に向けて、県民に対して空き家に係る課題意識を持たせ自主的解決に向けた行動を促進するために、セミナー等を開催する市町に対し支援を行う。 補助上限額：100千円/件 補助率：1/2</p> <p>②空き家バンクの物件登録・流通促進等に対する支援 空き家バンク登録物件の掘り起こしや登録物件のマッチング率の向上などの空き家の流通促進に資する取組のほか、空家特措法等の改正を受けた取組を実施する市町に対し支援する。 補助上限額：200千円/市町 補助率：1/2</p> <p>③既存住宅リフォームに対する支援 空き家バンクの登録物件に入居する子育て・若年世帯が行う住宅リフォームに対して支援する。 補助上限額：県外400千円/件、県内200千円/件 補助率：1/3</p> <p>④既存住宅状況調査（インスペクション）に対する支援 既存住宅の売買時における住宅の劣化状況や欠陥の有無を診断する「インスペクション」の実施に要する費用を支援する。 補助上限額：立地要件により25千円もしくは50千円 補助率：1/2</p> <p>⑤特定空家等に対する支援 特定空家への対策は、安心安全な住環境を整備するための空き家対策の喫緊課題であるため、市町が行う代執行（行政代執行、略式代執行）および自主解体促進策に対し支援を行う。 【代執行】補助上限額：1,000千円/件 補助率：1/3 【自主解体】補助上限額：100千円/件 補助率：1/5</p> <p>○予算額 7,350千円</p> <p>○実績 ②12件（R4～R6）③1件（R3～R6）④28件（R3～R6） ⑤【代執行】実績なし【自主解体】65件（R3～R6）</p>	
対象となる方	①②：市町への直接補助 ③⑤：県民（市町制度を通じて支援します） ④：既存住宅の売主または買主のいずれかに該当する個人（個人事業主を除く）	
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 土木交通部 住宅課 TEL：077-528-9235 E-mail：house-kikaku@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連URL https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zuyutaku/19003.html</p>	

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.37

大阪府

格付け・表彰

支援の名称	大阪府防災力強化マンション認定制度	
制度の 趣旨・背景	<p>防災性の向上と災害に強い良質なマンション整備を誘導するため、耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備など、防災力が強化されたマンションを大阪府が認定する制度です。</p> <p>計画認定及び認定を受けたマンションは、大阪府のホームページで情報発信するとともに、防災力の高いマンションであることを購入希望者の方等にPRできます。</p>	
制度の 内容	<p>○認定基準</p> <p>次のすべての項目に関し、一定の基準を満たすこと（詳細はホームページ参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建物の構造に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> ・「耐震性」、「耐火性」 ②建物内部の安全性に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> ・「住戸内の地震対策」、「エレベーター」、「防災倉庫の設置」、「救出・救助資器材の保管」 ③災害に対する備えに関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 1) 災害後3日間の生活維持を図る備え <ul style="list-style-type: none"> ・「飲料水の確保」、「食糧、食事の確保」、「し尿処理」、「生活用水の確保」、「一時避難場所の確保」 2) 高層住戸の災害後の生活の確保について <ul style="list-style-type: none"> ・「高層階用防災倉庫の確保」、「生活場所の確保」、「災害後も使用できるエレベーター」 ④津波避難対策に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> ・市町から要請があった場合は、津波避難ビルの指定を受けること ⑤防災アクションプランの策定に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 以下について明文化し、管理規約等に定めていること <ul style="list-style-type: none"> ・「計画の目標」、「計画の位置づけ」、「マンションの概要」、「マンション周辺の防災関連情報」、「マンションが備える防災性能」、「防災設備」、「備品・備蓄物資一覧」、「災害に対する備え」、「地域への貢献について」 	
対象と なる方	<p>○認定の対象となるマンション</p> <p>次の要件のすべてに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の延べ面積の2分の1以上が住宅の民間マンション（新築・既存、分譲・賃貸を問いません。） ② 住宅性能評価（設計・建設性能評価とも、または既存住宅に係る建設性能評価）を受けるマンション 	
問い合わせ 先など	<p>○所管 大阪府 都市整備部 住宅建築局 居住企画課 住宅施策推進グループ TEL : 06-6210-9706</p> <p>■関連 URL（大阪府防災力強化マンション認定制度） http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/bousairyokukyoka/</p>	

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.38

兵庫県

補助金等

支援の名称	中規模多数利用建築物等の耐震化の促進
制度の趣旨・背景	耐震改修促進法に基づく指示・指導・助言対象となる中・小規模多数利用建築物の耐震診断及び耐震改修等を推進する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 「建築物の耐震化の促進に関する法律」に定める指示・指導・助言の対象となる建築物の耐震診断及び耐震改修等を行う際に、その費用の一部について、県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>○予算額 21,416（千円）</p> <p>○補助率（限度額あり） 2/3（国1/3、県1/6、市町1/6）</p> <p>○助成内容、補助を受ける要件、補助の上限等</p> <p>①中規模多数利用建築物耐震診断助成 限度額：m²単価による限度額、用途に応じて定める限度額※のうち低い額 ※幼稚園又は保育所：2,750千円、小・中学校：4,460千円、物販店・旅館等：5,240千円</p> <p>②中規模避難施設耐震化助成 要件：中規模多数利用建築物のうち、災害時に避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したもの 限度額：m²単価による限度額、その他定める限度額※のうち低い額 ※補強設計：5,240千円、耐震改修：102,000千円（特に倒壊の危険性が高い場合：112,000千円）</p> <p>③小規模多数利用建築物耐震診断助成 限度額：m²単価による限度額、用途に応じて定める限度額※のうち低い額 ※幼稚園又は保育所：1,840千円、左記以外：3,670千円）</p>
対象となる方	<p>○建築物の耐震改修促進に関する法律に定める指示対象となる中規模多数利用建築物の所有者等</p> <p>○建築物の耐震改修促進に関する法律に定める指導・助言対象となる小規模多数利用建築物の所有者等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 兵庫県 まちづくり部 建築指導課 TEL：078-362-4340 E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地震に強い住宅にしたい

No.39

鳥取県

補助金等

支援の名称	震災に強いまちづくり促進事業
制度の趣旨・背景	大規模な地震に備え、住宅の地震に対する安全性の向上、住民の生命を守るために対策を促進するため、耐震診断・設計・改修等、住宅の耐震化を支援します。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 平成12年5月31日以前に建築された住宅の耐震診断、補強設計及び耐震改修等の費用の一部を助成します。</p> <p>○予算額 135,740千円</p> <p>○補助の内容 耐震診断 : 補助率2/3で最大199千円 補強設計 : 補助率1/2で最大160千円 耐震改修 : 補助率4/5で最大1,400千円 (買取再販住宅の場合は、補助率1/2で最大875千円) 居室単位改修 : 補助率4/5で最大1,000千円 耐震シェルター : 補助率4/5で最大800千円 耐震ベッド : 補助率4/5で最大500千円 </p> <p>○実績(平成17年～令和6年) 耐震診断：2,069件 補強設計：530件 耐震改修：428件</p> <p>○その他 従来の改修工法に比べ、安価に短期間で耐震化ができる「低コスト耐震改修工法」を推奨しています。また、耐震診断、設計、改修の依頼先の参考に、県ホームページで木造住宅の耐震化を行う会社を公表しています。 耐震化に踏み出せない住宅所有者を対象に、個々の事情や課題に応じた専門家(建築士、宅建士、FP)を無料で派遣しています。</p>
対象となる方	平成12年5月31日以前に建築された住宅の所有者の方
問い合わせ先など	<p>○所管部署 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課 TEL: 0857-26-7697 E-mail: jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○関連URL https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47491</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.40

香川県

補助金等

支援の名称	緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業
制度の趣旨・背景	地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、建築物の耐震化を促進します。
制度の内容	<p>○概要 市町と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修等に取り組む者に対して補助を行います。</p> <p>○予算額 1,600万円</p> <p>○助成内容 耐震診断又は補強設計 補助率2／3かつ4,000千円を限度 耐震改修 補助率2／3かつ60,000千円を限度</p> <p>○条件等 建築基準法の違反がないことなど</p> <p>○実績 平成23年度～令和6年度の14年間で38件の助成</p>
対象となる方	昭和56年5月以前に建てられた緊急輸送道路沿道の共同住宅や建築物（地震により倒壊したときに道路の中心線を超える高さのもの等）
問い合わせ先など	<p>○所管 香川県 土木部 建築指導課 TEL : 087-832-3612 E-mail : kenchiku@pref.kagawa.lg.jp</p> <p>■関連URL • 香川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業について https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/taisokuhou/info_jigyo/yusoudouro.html </p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.41

佐賀県

補助金等

支援の名称	佐賀県耐震診断等事業費補助金
制度の趣旨・背景	耐震診断が義務化された建築物や住宅等の所有者等に対する耐震診断等の支援を行うことにより、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進します
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅・建築物等や沿道建築物、ブロック塀等除却について耐震診断や耐震改修等を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町合わせて補助を行う。</p> <p>○補助率 【住宅・建築物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断（派遣事業）：国1/2 県1/4、市町1/4、所有者（事務手数料5千円） ・耐震診断（通常）：国1/3 県1/6、市町1/6、所有者：1/3 ・補強設計：国1/3 県1/6、市町1/6、所有者：1/3 ・耐震改修（総合支援）：国費40%、県20%、市町20%、所有者20%^{※1} ※1：補助限度額1,150千円/戸 ・耐震改修（通常）：国：11.5%、県5.75%、市町5.75%、所有者77% <p>【沿道建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断：国1/2 県1/4、市町1/4 ・補強設計：国1/2 県1/6、市町1/6、所有者：1/6 ・耐震改修：国2/5 県1/6、市町1/6、所有者：4/15 <p>【ブロック塀等除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却：国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3 <p>○実績（H20～R6.3末で着手済の主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅（診断574件、改修等72件） ・沿道建築物（診断73件、改修等37件）
対象となる方	<p>○対象者 所有者（住宅・建築物等、沿道建築物の耐震化に要する経費（耐震診断、補強設計費、耐震改修費等、ブロック塀除却））に対し支援を行う（市町を通じて支援を行う間接補助）</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 佐賀県 県土整備部 建築住宅課 建築指導担当 TEL：0952-25-7165 E-mail：kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp</p> <p>○関連URL https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00348104/index.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.42

佐賀県

補助金等

支援の名称	ノンアスベスト推進事業 (アスベスト分析事業、住宅ノンアスベスト推進事業)
制度の趣旨・背景	県民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進を目的とします。
制度の内容	<p>○事業の内容 アスベスト分析事業…民間事業者や住宅の所有者が吹付けアスベストの成分分析調査を行う場合、その経費の全部又は一部を助成する。</p> <p>住宅ノンアスベスト推進事業…住宅の所有者等が吹付けアスベストの除去工事等を行うため、金融機関からの借入により、処理が行われる場合、借入金の利子1%相当額を助成する。</p> <p>○予算額 2,700千円</p> <p>○補助の額 (アスベスト分析事業) 全額補助 上限(1棟あたり25万円)</p> <p>(住宅ノンアスベスト推進事業) 吹付けアスベストの除去工事のために資金の借入を受けた場合の利子1%に相当する額</p> <p>○実績 令和6年度 分析調査 1件</p>
対象となる方	<p>○対象建築物(アスベスト分析事業) • 県内すべての民間建築物 • 吹付けアスベスト建材が施工されているおそれがあるもの • 違反建築物でないもの</p> <p>○対象建築物(住宅ノンアスベスト推進事業) • 自らの居住の用に供される住宅であること • 吹付けアスベストが使用された県内の住宅であること</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 佐賀県 県土整備部 建築住宅課 建築指導担当 TEL: 0952-25-7165 E-mail: kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314697/index.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.43

長崎県

補助金等

支援の名称	長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例	
制度の 趣旨・背景	災害危険住宅の移転を促進するため、災害危険住宅の移転に要する資金の一部を補助する等の助成措置を講じ、もって住民の生命の安全を確保することを目的とします。	
制度の 内容	<p>○概要 がけ崩れにより、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建つ危険住宅を安全な場所に移転させるため、移転者の住宅移転経費に対して、国、県及び市町が補助金を交付するものです。</p> <p>○事業主体 各市町（補助要綱を策定している市町）</p> <p>○助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2、地方 1/2（県 1/4、市町 1/4） ・補助上限 除却：975千円、建物：3,250千円、土地：960千円 <p>○実績 除却：520件、建物：506件、土地：134件（S47～R4）</p>	
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法第39条の規定により災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 2. 建築基準法第40条に基づく条例の基準に適合しない昭和35年9月30日以前に建築された住宅 3. 土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 4. 地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 5. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、第3号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅。 6. 国のがけ地近接等危険住宅移転に係る事業に着手した時点から過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内に、既に建築されている住宅 	
問い合わせ先など	<p>○所管 長崎県 土木部 砂防課、建築課</p> <p>TEL : 095-894-3076（砂防課）、095-894-3093（建築課）</p> <p>E-mail : sabo@pref.nagasaki.lg.jp（砂防課） naga-kenchiku1@pref.nagasaki.lg.jp（建築課）</p>	

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.44

長崎県

補助金等

支援の名称	○長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業
制度の趣旨・背景	地震の際に戸建て木造住宅及びブロック塀等の倒壊などによる被害の軽減を図るために、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断と耐震改修計画作成及び耐震改修工事を一体的に行う所有者等並びに危険なブロック塀等の除却を行う所有者等に対し、市町と連携して補助を行います。
制度の内容	<p>○事業概要 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断、耐震改修及び危険なブロック塀等の除却に市町が補助する場合、市町へ補助するものです。</p> <p>○補助の内容 ①耐震診断：診断費 61,500 円のうち 41,000 円を補助 (自己負担 20,500 円(長崎市のみ 10,500 円))</p> <p>②耐震改修計画の作成+改修工事(建替)：工事費の 80%かつ最大 100 万円 (国の総合支援メニューを活用)</p> <p>③ブロック塀等の除却工事：工事費の 2/3かつ最大 20 万円/件</p> <p>○負担割合 ①、② 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ③ 国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</p>
対象となる方	<p>①、②：昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅で、木造在来軸組工法又は伝統的工法等で階数が3以下である住宅の所有者等</p> <p>③：小中学校の通学路に面する危険なブロック塀のうち、市町職員が危険と判断したものの所有者等(市区町村民税非課税者のみ)。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 長崎県 土木部 住宅課 TEL：095-894-3104 E-mail：ab08070@pref.nagasaki.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/houritu-kuninozyosei/tamatebako-zyoseiseido/</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.45

熊本県

補助金等

支援の名称	要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成											
制度の趣旨・背景	耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられている病院や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震化を促進するため、当該建築物等の耐震改修等を行う者に対して、国の補助等の制度を活用し、補助を行う市町村に対し助成します。											
制度の内容	<p>○概要 耐震改修促進法で耐震診断を義務付けられた民間の大規模建築物の耐震改修等に補助する市町村に対して助成します。</p> <p>○補助対象経費</p> <p>■補強設計の補助スキーム</p> <table border="1"> <tr> <td>国(交付金)1／3</td> <td>国 (上乗せ補助金) 1／6</td> <td>県1／6</td> <td>市町村1／6</td> <td>所有者1／6</td> </tr> </table> <p>■耐震改修の補助スキーム</p> <table border="1"> <tr> <td>国 (交付金) 11.5%</td> <td>国(上乗せ補助金) 21.8%</td> <td>県 5.75%</td> <td>市 町 村 5.75%</td> <td>所有者 55.2%</td> </tr> </table> <p>※交付金：社会資本整備総合交付金、上乗せ補助金：耐震対策緊急促進事業補助金</p> <p>○補助額 補助対象経費に上記補助率を乗じた額以内。</p>		国(交付金)1／3	国 (上乗せ補助金) 1／6	県1／6	市町村1／6	所有者1／6	国 (交付金) 11.5%	国(上乗せ補助金) 21.8%	県 5.75%	市 町 村 5.75%	所有者 55.2%
国(交付金)1／3	国 (上乗せ補助金) 1／6	県1／6	市町村1／6	所有者1／6								
国 (交付金) 11.5%	国(上乗せ補助金) 21.8%	県 5.75%	市 町 村 5.75%	所有者 55.2%								
対象となる方	<p>○対象建築物 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する合計延べ面積5,000m²以上の大規模な建築物等</p>											
問い合わせ先など	<p>○所管 熊本県土木部建築住宅局建築課 TEL：096-333-2535 E-mail：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp</p>											

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.46

熊本県

補助金等

支援の名称	土砂災害危険住宅移転促進事業
制度の 趣旨・背景	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進します。
制度の 内容	<p>○補助対象 レッドゾーン内にある建築物で、現在お住まいの住宅（賃貸住宅を除く）。</p> <p>○交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在お住まいの住宅の除却 • 県内の安全な区域（レッドゾーン・イエローゾーン外）への移転 <p>○補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> • 移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費 • 移転経費（動産移転費等） • アパート等の賃貸費（1年間） • 現在のお住まいの住宅の除却費等 • 最高 300 万円
対象と なる方	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅（賃貸除く）にお住まいの方
問い合わせ 先など	<p>○所管 熊本県 土木部 河川港湾局 砂防課 防災管理班 TEL : 096-333-2553</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> • 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業について https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/114/89151.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.47

鹿児島県

補助金等

支援の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の趣旨・背景	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するものです。
制度の内容	<p>○事業概要 危険住宅の移転を行う者に対し、危険住宅の除却移転に要する経費、危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修に要する経費等について補助するもの。</p> <p>○補助率 国1／2、県1／4、市町村1／4</p> <p>○補助限度額 ※（ ）内についてはシラス等特殊土壤地帯における補助限度額 除却等費：「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」を限度とし、その他除却等に要する費用については、1戸当たり975千円を限度とする。 住宅建設：3,250千円（4,650千円） 土地取得：960千円（2,060千円） 敷地造成：（608千円）</p> <p>○除却戸数実績 6,954戸（S46～R6）</p>
対象となる方	<p>次の各号の①から④までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、⑤の区域に存する既存の住宅又は①から⑦までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上もしくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行った住宅。 (避難勧告・避難指示は、勧告等の公示日から6月を経過したものに限る。)</p> <p>①建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ②建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域 ③都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域 ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 ⑤特定都市河川浸水被害対策法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域 ⑥土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、④に掲げる区域に指定される見込のある区域 ⑦災害救助法適用後3年以内の区域</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 鹿児島県 土木部 建築課 TEL：099-286-3739 E-mail：jutaku2@pref.kagoshima.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害に強い医療拠点を整備したい

No.48

千葉県

補助金等

支援の名称	災害拠点病院施設設備整備事業
制度の趣旨・背景	災害時の医療拠点となる災害拠点病院として必要な施設・設備の整備に係る経費を助成します。
制度の内容	<p>○概要 災害時に多発する重篤救急患者の救命救急を行うため、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設設備整備に対する補助を行います。</p> <p>○予算 4439.1万円</p> <p>○内容 国庫補助基準による</p>
対象となる方	<p>○補助対象 災害拠点病院として必要な耐震補強、自家発電装置、備蓄倉庫、受水槽等の施設整備及び医療機器等設備整備に要する費用が補助対象です。</p> <p>○地域災害拠点病院（22病院） 高度な診療機能、重症傷病者の受入機能、医療救護班の派遣機能、応急資器材等の貸出機能を有する病院です。</p> <p>○基幹災害拠点病院（5病院） 地域災害拠点病院における各機能に加え、要員の訓練、研修機能を有する病院です。</p> <p>施設整備：耐震補強工事、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、研修部門、 ヘリポート等</p> <p>設備整備：医療機器等、簡易ベッド、応急用医療資器材、緊急車輌</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 千葉県 健康福祉部 医療整備課</p> <p>TEL : 043-223-3886</p> <p>E-mail : ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

災害に強い医療拠点を整備したい

No.49

福井県

情報提供

支援の名称	医療機関における BCP（業務継続計画）策定支援事業
制度の趣旨・背景	<p>災害には、発生した負傷者や避難による体調不良者の診療等、医療ニーズが高まることから、医療機関においては、地震や水害等の災害による被害を最小限にとどめ、必要なマンパワーを確保し、診療を継続させることが求められる。</p> <p>そのため、災害時に取り組む事柄の優先順位や人員体制、役割等を事前に定め、診療を継続できるよう BCP 計画の策定支援を実施する。</p>
制度の内容	<p>○事業概要 BCP 計画策定支援を以下の3部構成とし、年度内に完成とする。 (15 医療機関/年)</p> <p>(1) 集合研修（2会場） BCP 概要の説明および作成手順等の講義とワークショップによるハイブリット研修により、研修時に BCP 計画の骨格を形成する。</p> <p>(2) 個別コンサルティング オンラインによる個別相談を行い、集合研修時に作成できなかった項目や不明な点をフォローする。</p> <p>(3) アフターフォロー 作成した BCP 計画を確認し、修正点やアドバイス、今後の取組みについてレポートにまとめ、提出する。</p> <p>○予算額 3, 895千円（県 10/10）</p>
対象となる方	福井県内の医療機関
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福井県 健康福祉部 健康医療局 地域医療課 TEL : 0776-20-0346 E-mail : iryou@pref.fukui.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

クリーンなエネルギーを活用したまちづくりを支援したい

No.50

宮城県

補助金等

支援の名称	エコタウン形成促進事業費補助金（3ステップ事業）
制度の趣旨・背景	地域特性を踏まえた再生可能エネルギーやエネルギー・マネジメント等を利活用し、地域の課題を解決する取組みを行う協議会等の活動を事業の段階に応じて支援します（STEP1～3）。
制度の内容	<p>【STEP 1】地域協議会支援事業 再生可能エネルギー等を活用した取組を検討する協議会等の運営のために必要な経費を補助します。 補助率：10/10（上限：30万円） 想定補助件数：1件 補助対象経費：謝礼、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、保険料等 想定事業イメージ：A地区でバイオマス利用検討協議会の開催</p> <p>【STEP 2】実現可能性調査等事業 再生可能エネルギー等を活用した取組の実現可能性の調査や事業化計画の策定に必要な経費を補助します。 補助率：10/10（上限：300万円） 想定補助件数：1件 補助対象経費：STEP1 の補助対象経費に加え、委託料 想定事業イメージ： A地区で、未利用間伐材を活用した木質バイオマス発電を行うにあたっての、木質バイオマス供給可能量・需要量の調査の委託</p> <p>【STEP 3】事業化支援事業 再生可能エネルギー等を活用した取組の事業化に向けて、詳細な事業検討調査及び設備導入等を伴う実証等を行うために必要な経費の一部を補助します。 補助率：2/3（上限 1,000万円） 想定補助件数：1件 補助対象経費：STEP2 の補助対象経費に加え、設備費、工事費等 想定事業イメージ： 事業化に向けた設備導入や試験設備の設置を伴う調査・検討等</p>
対象となる方	<p>○補助対象者 協議会等（原則としてその構成員に市町村を含む）の代表又は構成員である法人又は個人</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 宮城県環境生活部次世代エネルギー室 TEL：022-211-2332 E-mail：jienec@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>■関連 URL • エコタウン形成促進事業費補助金について https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/ecotown.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.51

埼玉県

補助金等

支援の名称	エネルギー・リエンス強化促進支援事業
制度の趣旨・背景	地域で創り出された太陽光発電の再エネ電気を、災害時等には地域のエネルギーとして活用可能とするため、災害時等に地域に供給できる自立運転切替装置を導入する企業に対して補助をすることにより、太陽光発電設備の地域貢献と再生可能エネルギーに対する地域住民の理解を促進する。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業概要 県と市町村と事業者が協働しエネルギー・リエンスを高めるため、災害時等に再エネ電気を供給する企業に対して、既存太陽光発電設備への自立運転切替装置の導入を支援する。 ○補助対象、補助率 自立運転切替装置等（補助率：2/3、上限 50 万円/基） ○活用例 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に隣接する太陽光発電設備に自立運転切替装置を導入 ↓ ・隣接する避難所等にコンセント口を設置 ↓ ・災害時等、太陽光から系統への電気が遮断された際に地域住民等へ電気を供給（大型扇風機、照明、電気ポット、スマートフォン・PCの充電、テレビ・ラジオの電源等への活用を想定）
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象者 太陽光発電事業者
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 埼玉県 環境部 エネルギー環境課 TEL : 048-830-3024 E-mail : a3170-02@pref.saitama.lg.jp

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.52

神奈川県

補助金等

支援の名称	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
制度の趣旨・背景	脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出量を削減するためには、企業の取組が不可欠です。企業の脱炭素化を減退させないため、FIT・FIP制度を利用しない事業所等への自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入する経費の一部を補助しています。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>事業者が、県内で利用できる自家消費型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電の場合は10kW以上に限る。）を導入する際に、発電出力に応じた定額を補助する制度です。</p> <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電) ・蓄電池 (再生可能エネルギー設備と併せて設置する場合に限る。) <p>○補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備 発電出力1kW当たり8万円 ※1 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業は、発電出力1kW当たり10万円 ※2 大企業のみ、上限3,000万円 ・蓄電池 1kWh当たり5万円
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 ・青色申告をしている個人事業者
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 事業者脱炭素グループ TEL：045-210-4140</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/images/jikashouhi.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.53

福井県

補助金等

支援の名称	再エネ活用地域振興プロジェクト事業
制度の趣旨・背景	再生可能エネルギーの導入に意欲のある県内企業等が、地域や市町とともに FIT・FIP 制度による売電収入の一部を活用した地域還元型の取組みを企画・実施することにより、再生可能エネルギーの普及と地域の活性化を促進する事業を推進
制度の内容	<p>○事業内容 再生可能エネルギーの導入を目指す事業者・地域協議会に対し、以下のような支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専門アドバイザーの派遣 (2) 事業化の検討支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での事業化に向けた協議会設立、協議会開催、可能性調査等に対する補助 補助率：地域単独 10／10 上限 300千円 地域・企業合同 1／2 上限 1, 000千円 (3) 再エネ設備の導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備の導入（発電設備の導入、工事費用等）に対する補助 補助率：県1／4（市町1／4） 上限 20, 000千円 <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内7つの協議会が再生可能エネルギーの事業化を検討 ・うち2事業者が再エネ設備（小水力発電）を導入
対象となる方	再生可能エネルギーの導入を目指す事業者・地域協議会
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福井県 エネルギー環境部 エネルギー課 TEL：0776-20-0302 E-mail：energy@pref.fukui.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/shin-energy/saiseikanouenergy.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.54

静岡県

補助金等

支援の名称	ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金
制度の 趣旨・背景	<p>静岡県は、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域資源の活用による多様な分散型エネルギーの導入を推進しています。</p> <p>小水力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用及び温泉エネルギー（温泉熱利用、温泉熱発電、温泉付随ガス発電・熱利用）の導入を促進するため、市町、中小企業者、非営利団体による可能性調査事業、設備導入事業への助成を行います。</p>
制度の 内容	<p>○補助対象事業</p> <p>(1) 可能性調査事業</p> <p>小水力発電設備、バイオマスエネルギー利用設備又は温泉エネルギー利用設備の導入に必要な計画の作成や調査を行う事業</p> <p>(2) 設備導入事業</p> <p>小水力発電設備、バイオマスエネルギー利用設備又は温泉エネルギー利用設備の導入を行う事業</p> <p>○補助率</p> <p>補助対象経費の1／4以内又は1／2以内</p> <p>○補助上限額</p> <p>(1) 可能性調査事業</p> <p>225万円以内又は300万円以内</p> <p>(2) 設備導入事業</p> <p>2,250万円以内～19,500万円以内（導入設備の種類毎に設定）</p>
対象と	県内の市町、中小企業者、非営利団体

なる方	
問い合わせ先など	<p>○所管部署 静岡県 経済産業部 産業革新局 エネルギー政策課 TEL : 054-221-2949 E-mail : energy@pref.shizuoka.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/energy/1047457/1053153.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.55

滋賀県

補助金等

支援の名称	事業所省エネ・再エネ等推進加速化事業 (省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金)
制度の趣旨・背景	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進、地域経済の活性化、災害時における代替エネルギーの確保および中小企業の経営改善のため、中小企業者等が再生可能エネルギー等の設備を導入する場合、これに要する経費の一部を補助します。
制度の内容	<p>○補助対象事業 県内の事業所等において省エネルギー設備への更新、再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業</p> <p>○対象設備（うち再生可能エネルギー等設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発電設備：太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電 ②熱利用設備：太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、下水熱利用、その他熱利用 ③燃料製造設備：バイオマス燃料製造 ④革新的なエネルギー高度利用技術：ガスコーチェネレーション、燃料電池 ⑤蓄電池（発電設備と併設または既設発電設備に接続する場合に限る。） ⑥次世代自動車+V2H（避難所のみ対象。） ⑦V2H単体 <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、発電した電力の50%以上かつ年間3,600kWh以上の電力を自家消費すること。 (2) 発注（契約）先および施工業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がいない場合は、県外事業者も可とする。 <p>※その他、対象設備ごとに規模等の要件あり。</p> <p>※太陽光発電（蓄電池と併設を含む）はファイナンスリース、オンサイトPPAも対象</p> <p>○補助金の額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/3以内（限度額は10万円～210万円） ただし、避難所となる施設は補助率1/2以内（限度額は75万円～300万円） ・太陽光発電単体は、定格出力1kWあたり4万円を限度 ・太陽光発電と蓄電池併設は定格出力1kWあたり7万円（避難所は10万円）を限度 ・蓄電池単体は、蓄電容量1kWhあたり5万円（避難所は7万円）を限度
対象となる方	以下のいずれか該当する者 (1) 中小企業者等であって、滋賀県内に事業所等を有する事業者 (2) ファイナンスリース、オンサイトPPAにより(1)に太陽光発電設備等を設置する事業者
その他	※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する促進区域内における再エネ導入事業については、補助額等を拡充した補助メニューがあります。
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 総合企画部 CO₂ネットゼロ推進課 TEL: 077-528-3090 E-mail: cg02@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連URL（滋賀県CO₂ネットゼロ推進課HP） https://zeronavi.shiga.jp/company/subsidy/prefecture/1/</p>

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.56

滋賀県

補助金等

		スマート・ライフスタイル普及促進事業 (スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金)																																																																																																																										
制度の 趣旨・背景	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進、災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、個人の既存住宅において、太陽光発電や蓄電池、高効率給湯器等の創エネ・省エネ設備を設置する場合、経費の一部を補助しています。																																																																																																																											
制度の 内容	<p>○補助対象設備および補助金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>補助対象設備</th><th>事業区分</th><th>No.</th><th>主な要件</th><th>補助額</th><th></th></tr> <tr> <th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>補助率</th><th>上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">太陽光発電システム</td><td>重点対策</td><td>ア</td><td>固定価格買取制度の認定を取得しないこと</td><td>7万円/kW以内</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>基本対策</td><td>①</td><td>固定価格買取制度の認定を受けたものであること</td><td>定額</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">高効率 給湯器</td><td>エネファーム</td><td>重点対策</td><td>イ</td><td>更新により30%以上の省エネ効果が得られるもの</td><td>1/2以内</td><td>35万円</td></tr> <tr> <td>エネファーム</td><td>基本対策</td><td>②</td><td></td><td>定額</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>エネファーム以外</td><td>重点対策</td><td>ウ</td><td>更新により30%以上の省エネ効果が得られるもの</td><td>1/2以内</td><td>10~22万円</td></tr> <tr> <td>エネファーム以外</td><td>基本対策</td><td>③</td><td></td><td>定額</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">太陽熱利用システム</td><td>基本対策</td><td>④</td><td></td><td>定額</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">蓄電池</td><td>重点対策</td><td>工</td><td>アの付帯設備であること</td><td>1/3以内</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>基本対策</td><td>⑤</td><td></td><td>定額</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">V2H</td><td>基本対策</td><td>⑥</td><td></td><td>定額</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">断熱設備（壁・窓等断熱）</td><td>重点対策</td><td>オ</td><td></td><td>1/3以内</td><td>120万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">窓断熱設備</td><td>基本対策</td><td>⑦</td><td></td><td>定額</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">高効率空調機器</td><td>重点対策</td><td>カ</td><td></td><td>1/2以内</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">高効率換気設備</td><td>重点対策</td><td>キ</td><td></td><td>1/2以内</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">高効率照明機器</td><td>重点対策</td><td>ク</td><td></td><td>1/2以内</td><td>1万円</td></tr> </tbody> </table>							区分	補助対象設備	事業区分	No.	主な要件	補助額							補助率	上限額	太陽光発電システム		重点対策	ア	固定価格買取制度の認定を取得しないこと	7万円/kW以内	30万円			基本対策	①	固定価格買取制度の認定を受けたものであること	定額	4万円	高効率 給湯器	エネファーム	重点対策	イ	更新により30%以上の省エネ効果が得られるもの	1/2以内	35万円	エネファーム	基本対策	②		定額	6万円	エネファーム以外	重点対策	ウ	更新により30%以上の省エネ効果が得られるもの	1/2以内	10~22万円	エネファーム以外	基本対策	③		定額	2万円	太陽熱利用システム		基本対策	④		定額	2万円	蓄電池		重点対策	工	アの付帯設備であること	1/3以内	30万円			基本対策	⑤		定額	5万円	V2H		基本対策	⑥		定額	4万円	断熱設備（壁・窓等断熱）		重点対策	オ		1/3以内	120万円	窓断熱設備		基本対策	⑦		定額	2万円	高効率空調機器		重点対策	カ		1/2以内	5万円	高効率換気設備		重点対策	キ		1/2以内	5万円	高効率照明機器		重点対策	ク		1/2以内	1万円	
区分	補助対象設備	事業区分	No.	主な要件	補助額																																																																																																																							
					補助率	上限額																																																																																																																						
太陽光発電システム		重点対策	ア	固定価格買取制度の認定を取得しないこと	7万円/kW以内	30万円																																																																																																																						
		基本対策	①	固定価格買取制度の認定を受けたものであること	定額	4万円																																																																																																																						
高効率 給湯器	エネファーム	重点対策	イ	更新により30%以上の省エネ効果が得られるもの	1/2以内	35万円																																																																																																																						
	エネファーム	基本対策	②		定額	6万円																																																																																																																						
	エネファーム以外	重点対策	ウ	更新により30%以上の省エネ効果が得られるもの	1/2以内	10~22万円																																																																																																																						
	エネファーム以外	基本対策	③		定額	2万円																																																																																																																						
太陽熱利用システム		基本対策	④		定額	2万円																																																																																																																						
蓄電池		重点対策	工	アの付帯設備であること	1/3以内	30万円																																																																																																																						
		基本対策	⑤		定額	5万円																																																																																																																						
V2H		基本対策	⑥		定額	4万円																																																																																																																						
断熱設備（壁・窓等断熱）		重点対策	オ		1/3以内	120万円																																																																																																																						
窓断熱設備		基本対策	⑦		定額	2万円																																																																																																																						
高効率空調機器		重点対策	カ		1/2以内	5万円																																																																																																																						
高効率換気設備		重点対策	キ		1/2以内	5万円																																																																																																																						
高効率照明機器		重点対策	ク		1/2以内	1万円																																																																																																																						
対象と なる方	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、住居として自ら居住している方。 過去に滋賀県の太陽光発電等の補助金で、今年度申請する設備と同一区分の設備の補助を受けていない方。 滋賀県の県民税に未納がない方。 等 																																																																																																																											
その他	※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する促進区域内における再エネ導入事業については、補助額等を拡充した補助メニューがあります。																																																																																																																											
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 滋賀県 総合企画部 CO₂ネットゼロ推進課 TEL : 077-528-3091 E-mail : cg03@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連 URL (滋賀県CO₂ネットゼロ推進課 H.P.) https://zeronavi.shiga.jp/home/subsidy/prefecture/page64847/</p>																																																																																																																											

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.57

滋賀県

補助金等

支援の名称	しがZEH新築支援事業費補助金
制度の趣旨・背景	家庭部門のCO ₂ 排出量削減や再生可能エネルギー導入を加速化させるため、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の新築に対し補助をします。
制度の内容	<p>○制度概要 滋賀県内でZEHを新築する場合に、その経費の一部を補助します。</p> <p>○予算 67,900千円</p> <p>○補助額 基本額20万円、各種加算措置を組み合わせ最大120万円</p> <p>○補助対象事業 個人による滋賀県内でのZEHの新築</p> <p>○補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県内の事業者による施工であること。 ・滋賀県住生活基本計画で定める一般型誘導居住面積水準以上の床面積を有すること。 <p>など</p> <p>加算措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能表示制度における断熱等級6以上の性能を有する場合 ・県内の旧耐震基準で建てられた住宅の除却を併せて実施する場合 <p>など</p> <p>○実績 令和7年度からの新規事業</p>
対象となる方	滋賀県内でZEHを新築する個人（補助要件に適合するものに限る）
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 土木交通部 住宅課</p> <p>TEL：077-528-4235</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.58

奈良県

補助金等

支援の名称	スマートハウス普及促進事業補助金
制度の趣旨・背景	住宅における創エネ・蓄エネ設備の導入を支援することにより、緊急時のエネルギー対策の強化を図る。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業や制度の概要 緊急時のエネルギー対策強化を図るため、県が定める蓄エネ・創エネ設備を設置する場合に、その経費の一部を補助。 ○予算額、事業費等 21,000千円 ○助成内容、補助を受ける要件等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 定置用リチウムイオン蓄電池（太陽光発電設備併設が条件） ② エネファーム（自立運転機能付き） ③ 太陽熱利用システム（自然循環型、強制循環型） ④ ネットゼロエネルギーhaus（太陽光発電設備、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の設置が条件） ⑤ V2H（太陽光発電設備併用が条件） (2) 補助対象経費 初期投資経費の一部から当補助金以外の補助金の額を控除した額
対象となる方	県内に居住する個人（予定も含む）
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 TEL : 0742-27-8016 ○関連 URL https://www.pref.nara.jp/43555.htm

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.59

奈良県

補助金等

支援の名称	事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金
制度の趣旨・背景	事業所が行うエネルギー効率的利用の推進、及び緊急時のエネルギー対策を支援
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業や制度の概要 県内のエネルギー効率的利用の推進、及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県が定める設備を設置する場合に、その経費の一部を補助。 ○予算額、事業費等 300,000 千円 ○助成内容、補助を受ける要件等 <ul style="list-style-type: none"> ①省エネ設備改修への補助 (省エネ診断機関が実施する省エネ診断を受診し、設備更新により5%以上または100GJ以上の消費量削減が期待できることが条件) ②太陽熱利用システム導入への補助 ③コーチェネレーションシステム（停電時自立運転機能付）導入への補助 ④定置用蓄電池導入への補助（太陽光発電設備併設が条件） ⑤V2H導入への補助（太陽光発電設備併設が条件） ⑥太陽光発電設備（④または⑤を同時に導入することが条件）
対象となる方	県内に事業所を有する中小企業者等
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 TEL : 0742-27-8016 ○関連 URL https://www.pref.nara.jp/33062.htm

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい

No.60

京都府

情報提供

支援の名称	連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催
制度の趣旨・背景	京都府と京都銀行との包括協定を契機に、京都府信用金庫協会の会員3信用金庫を加えた4金融機関で意見交換会を開催し、平成28年3月29日に府と4金融機関で相互支援協定を締結しています。地元金融機関による連携型BCPについて府としても協力、支援を行います。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○検討内容 <ul style="list-style-type: none"> ・連携型BCPの組織体制 ・災害時の情報集約（被害状況（店舗、ATM）の取りまとめ） ※情報集約について図上訓練を実施 ・災害時の金融機関の共同運用（仮店舗の共同出店、メール便の共同運行） ・現金輸送車両及び移動型店舗車両の緊急通行車両としての登録 等 ○開催 <ul style="list-style-type: none"> ・H26.10.29～R6.10.2（計21回開催）
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○構成員 <ul style="list-style-type: none"> ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授 （株）京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都府危機管理部災害対策課 オブザーバー：日本銀行京都支店、財務省近畿財務局京都財務事務所
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管 京都府 危機管理部 災害対策課 TEL : 075-414-4475 E-mail : saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.61

山梨県

資金融資

支援の名称	山梨県商工業振興資金 環境対策融資	
制度の趣旨・背景	公害や災害防止のほか、脱炭素や水素エネルギーの活用に向けた設備・施設整備に要する費用等、環境対策に対応した融資制度です。	
制度の内容	<p>○事業概要 県と金融機関が協調し、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。金融機関に申し込み、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。</p> <p>○融資条件 年 利 : 0.8~1.9% 貸付限度額 : 設備 5,000 万円、運転(8)のみ 2,000 万円 償還期間 : 設備 7年以内または 10 年以内 (据置 1 年以内 (8)は 2 年以内) 運転 7年以内 (据置 2 年以内)</p>	
対象となる方	<p>○融資対象 県内に事業所があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者、組合及びNPO法人で、次に掲げる設備・施設の導入等に要する資金を必要とする中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動で生じる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金 ② ISO14000認定取得のための施設・設備の整備に要する資金 ③ 地震災害の防止対策のための施設・設備の整備に要する資金 ④ 特定防火対象物の防火対策のために必要な施設・設備の改善に必要な資金 ⑤ リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金 ⑥ 自動車等に係る粒子状物質減少装置の整備に要する資金 ⑦ 山小屋等のトイレの整備に要する資金 ⑧ 産業廃棄物処理施設・設備の整備に要する資金、産廃業者の運転資金 ⑨ 「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金 ⑩ EV・FCV・低排出ガス車に認定された自動車の購入に要する資金 ⑪ 省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金 ⑫ 水素エネルギーを活用した施設・設備の整備に要する資金 	
問い合わせ先など	<p>○所管 山梨県 産業政策部 産業振興課 TEL : 055-223-1537 Mail : sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>■関連 URL (山梨県の融資制度「商工業振興資金」) https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/sinkousikin/sinkousikin.html</p>	

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.62

愛媛県

資金融資

支援の名称	チャレンジ企業支援資金
制度の趣旨・背景	前向きな投資にチャレンジする方を応援します。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>一定の要件を満たしていると県が評価した事業継続計画（B C P）に基づき、災害の事前防止や復旧等に対応した施設・設備の導入や改善、又は資機材や燃料の備蓄等を行う際に低利の融資を行う。</p>
対象となる方	愛媛県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合
問い合わせ先など	<p>○所管 愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL : 089-912-2480</p> <p>■関連 URL ・愛媛県の中小企業向け融資制度 https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/59788.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.63

佐賀県

資金融資

支援の名称	経営安定化貸付 (災害復旧資金)
制度の趣旨・背景	災害により被害を受けた方が災害復旧する際必要となる事業資金を支援する融資制度です。
制度の内容	<p>○事業概要 特定の地域において、天災またはこれに準ずる災害で被害を受けたことにより経営の安定に著しい影響を受け、災害復旧を行おうとする中小企業者の皆様に対し、低金利の融資を行う制度となっています。</p> <p>○予算額（融資枠） 10 億円</p> <p>○条件等 年利 0.9%、貸付限度額 6,000 万円、貸付期間 10 年以内（据置 2 年）</p> <p>○実績 令和3年度 59 件／1,079,620 千円 令和4年度 3 件／ 107,300 千円 令和5年度 0 件／ 0 千円 </p>
対象となる方	<p>○融資対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・知事が認める特定の地域において、天災またはこれに準ずる災害で知事が認めるものによる被害を受けたことにより経営の安定に著しい影響を受け、その被害を受けたことについて当該事業所の所在地を区域とする市町長その他知事が必要と認めた者の証明を受けたこと ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること
問い合わせ先など	<p>○所管部署 佐賀県 産業労働部 産業政策課 TEL：0952-25-7093 E-mail : sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp</p> <p>○関連 URL（佐賀県 中小企業金融制度のご案内） https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00327111/index.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

データセンターやコールセンターを分散・増設したい

No.64

北海道

補助金等

支援の名称	企業立地促進費補助金 (データセンター事業、コールセンター事業)
制度の趣旨・背景	北海道内でのデータセンターやコールセンターの新增設に対する補助を行います。
制度の内容	<p>○助成内容</p> <p>(1) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの</p> <p>データセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型（対象要件：投資額10億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額3億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額1億5千万円） ・環境配慮型（対象要件：投資額20億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額5億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額2億5千万円） <p>(2) 特別対策地域および地域未来投資促進法適用地域</p> <p>（対象要件：投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上）</p> <p>データセンター事業・コールセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額×4%（限度額1億円） ・雇用増1人当たり50万円（6人目から支給、限度額5千万円） ・特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域特例 投資額×8%（限度額1億円）
対象となる方	<p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター事業 ・コールセンター事業 <p>○対象地域</p> <p>①特別対策地域</p> <p>特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。</p> <p>②地域未来投資促進法適用地域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る）は「地域未来投資促進法」に基づき国の同意を得た基本計画を作成した地域をいいます。</p> <p>※特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>北海道 経済部 産業振興局 産業振興課</p> <p>TEL : 011-204-5328</p> <p>E-mail : keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.65

愛知県

情報提供

支援の名称	防災学習システムによる情報提供
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震等の災害による被害をイメージできる防災教育コンテンツ
制度の内容	<p>○事業概要 住んでいる地域周辺の防災マップの閲覧、東海・東南海地震が起こったときの自宅の様子をシミュレーションする建物倒壊シミュレータ、地域の防災情報や安全情報についてみんなで書き込み共有できる地域防災の広場、防災に関する各種ビデオコンテンツの閲覧を行うことができます。</p> <p>○予算 当初整備費 2,918万円</p> <p>○支援内容 愛知県民の防災学習</p> <p>○主な実績 提供時期 通年 利用実績 アクセス件数 年間平均99,401件（平成20年度～令和5年度）</p>
対象となる方	<p>○対象者 愛知県にお住まいの方 等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 愛知県 防災安全局 防災部 防災危機管理課 TEL : 052-954-6190 E-mail : bosai@pref.aichi.lg.jp</p> <p>○関連 URL • 愛知県防災学習システム https://www.quake-learning.pref.aichi.jp/</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.66

山梨県

情報提供

支援の名称	やまなし防災バックアップ
制度の趣旨・背景	災害への備えとして、山梨県内への拠点構築をお考えの企業のみなさまからのご相談に一元化された窓口において担当者が対応します。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>本県では、BCP（事業継続計画）の一環として、県内への拠点構築を考える企業の受け皿となるべく「防災バックアップ」の取り組みを行っています。</p> <p>交通アクセスの優位性や県として進めている強靭化対策などの強みを活かし、企業の拠点構築をオール県庁体制で支援します。</p> <p>○防災バックアップサポートデスク</p> <p>企業からの適地選定、移転・進出に係る資金調達、人材確保、通信・電力等確保など、バックアップ拠点に関する相談を「防災バックアップサポートデスク」（防災危機管理課内に設置）において一元的に受け付けます。庁内では、全庁的なサポート体制を構築しており、関係各課と連携し、支援を行います。</p>
対象となる方	BCP（事業継続計画）の一環として、山梨県における拠点構築を検討している企業
問い合わせ先など	<p>○所管部署</p> <p>山梨県防災局防災危機管理課（防災バックアップサポートデスク）</p> <p>TEL : 055-223-1436</p> <p>E-mail : bosai-backup@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <p>https://www.pref.yamanashi.jp/bousai/bosaibackup/support-desk.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.67

大阪府

情報提供

支援の名称	首都圏企業への大阪・関西でのバックアップ拠点形成への働きかけ
制度の趣旨・背景	<p>大阪府・大阪市では、首都圏に壊滅的な被害をもたらしうる大災害等が生じ、首都の中核機関の業務継続が不可能となるような非常事態となった場合に、日本全体の社会経済活動や国民生活への影響を最小限に抑えることができる代替方策の確立が重要であると考えています。</p> <p>こうした考え方のもと、行政・政治面では国の各種計画や法律において、大阪・関西が首都機能のバックアップエリアとして位置づけられるよう国への働きかけを行っており、また、経済面では首都圏企業の業務継続を可能とするよう本社機能のバックアップ拠点を大阪・関西に設置することについて働きかけを行っております。</p>
制度の内容	<p>○取組みの概要</p> <p>経済面の取組みとして、大阪にバックアップ機能をもつ首都圏の企業の取組事例を収集しHPでの発信を行っているほか、広報用パンフレットを作成し、首都圏企業向けのセミナーや展示会で大阪でのバックアップ拠点の整備を提案することで、首都圏に本社・本部機能がある企業の大坂での新たな拠点整備等に伴う経済面のバックアップ機能の強化を進めております。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>首都圏企業向けセミナー講演資料</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>首都圏企業向けセミナーの様子</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>首都機能バックアップ広報用パンフレット</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>その他の大阪・関西企業のバックアップ拠点事例</p> </div> </div>
○直近の実績	<p>・令和4年 5月 危機管理カンファレンス春 151 (参加者: 343名)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年 9月 危機管理カンファレンス秋 (参加者: 327名) ・令和4年 11月 大阪立地プロモーションセミナー (参加者: 94名) ・令和5年 9月 危機管理カンファレンス秋 (参加者: 363名) ・令和5年 9月 大阪立地プロモーションセミナー (参加者: 44名) ・令和6年 5月 危機管理カンファレンス春 (参加者: 328名) ・令和6年 10月 大阪立地プロモーションセミナー (参加者: 48名) ・令和6年 10月 危機管理産業展 2024 (参加者: 405名) <p>○参考 大阪市では「本社機能立地促進助成金」として、本社機能を有する事業所等を大阪市内へ新たに設置する事業者に対して、当該事業所等における賃料の一部を助成しています。募集期間など制度詳細は、下記大阪市 HP をご覧ください。</p> <p>助成金額 : 1か月あたりの上限額 100万円 助成率 : 助成対象経費の2分の1 助成対象期間 : 事業開始日の翌月から連続する 24か月 事業継続期間 : 事業開始日から4年間</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自治体の危機管理担当者等 ・大阪でのビジネスや拠点設立にご関心のある企業・団体
問い合わせ先など	<p>○所管部署 大阪府・大阪市 副首都推進局 副首都企画担当 TEL : 06-6208-8987</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府 HP : 首都機能バックアップ https://www.pref.osaka.lg.jp/renkeichosei/fukusyutosuishin/backup.html ・(参考) 大阪市 HP : 本社機能立地促進助成金 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000579368.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地元に貢献できる建設業を続けていきたい

No.68

徳島県

格付け・表彰

支援の名称	徳島県建設業BCP認定制度
制度の趣旨・背景	「南海トラフ巨大地震」の発生が切迫する本県では、大規模災害発生時に建設企業の活躍が大いに期待されるところであり、個々の建設企業が自社の事業の継続や早期回復を目指すだけでなく、被災後の道路啓開作業をはじめとする復旧活動を迅速に行うためには、あらかじめBCPを策定し、体制を整えておくことが重要となります。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○支援策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に特化した本県独自の「BCP作成ガイド」の策定 「徳島県建設業BCPの作成ガイド（令和6年度版）」 ・建設業BCP策定のための実行力向上研修及び説明会の開催 ・建設業BCP認定制度に関する「相談窓口」の設置 ○実績（令和6年4月1日時点）※令和7年度早期に最新データに更新予定 <ul style="list-style-type: none"> ・認定企業 113社（四国建設業BCP等審査会の認定企業含む。） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の県内企業のみが参加する総合評価落札方式の入札で、認定企業を評価
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 徳島県内に本社を有する土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の建設企業 ※「四国建設業BCP等審査会」の認定企業については、その有効期間内において、本県建設BCPの認定企業とみなします。（経常JVとして認定を受けている企業を除きます。）
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管 徳島県 県土整備部 建設管理課 TEL : 088-621-2523 E-mail : kensetsukanrika@pref.tokushima.lg.jp ■参考 URL : 徳島県建設業BCP認定制度について https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/archives/19951

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地元に貢献できる建設業を続けていきたい

No.69

愛媛県

格付け・表彰

支援の名称	愛媛県建設業 BCP 等審査
制度の趣旨・背景	建設関連企業の事業継続計画等について審査し、適合した建設関連企業に対する認定証の発行及びその建設関連企業を公表することにより、建設関連企業における事業継続計画の策定を促進し、地域防災力の向上を目的とします。
制度の内容	<p>○認定証の発行 審査部会での審査に適合した申込案件について、審査会にその内容等を諮り、審議の結果により認定証を発行します。</p> <p>○認定証の有効期限 新規は認定証の交付日（審査会開催日の月末日）から2年後の月末日、継続更新は交付日（旧認定証の有効期限と一致）から3年後の月末日とします。</p> <p>○認定によるメリット 建設業 BCP の認定業者は、災害時の事業継続力を有するものであることから、設計金額3,000 万円以上の土木一式工事の総合評価落札方式において加点評価します。</p> <p>○実績 令和7年4月1日現在、約72%の認定率となっています。</p>
対象となる方	<p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県における令和5・6年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の「S等級」、「A等級」及び「B等級」に認定されている愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設会社 <p>※愛媛県内に本店を有しない建設会社の県内従業者数は80人以上とします。</p> <p>※「四国建設業 BCP 等審査会（事務局：四国地方整備局）」で既に認定証の交付を受けている建設会社については、認定の有効期間内に限り、本審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとします。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 愛媛県 土木部 技術企画室 企画調整グループ TEL : 089-912-2646 E-mail : gijutsukikak@pref.ehime.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えひめ建設業 BCP 等に関する各種お知らせ https://www.pref.ehime.jp/page/8117.html ・愛媛県建設業 BCP 等審査要綱 https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/140190.pdf

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.70

宮城県

補助金等

支援の名称	中小企業等のBCP策定・実践支援 (中小企業BCP策定支援事業、中小企業BCP・事業継続力強化計画実践支援事業)				
制度の趣旨・背景	中小企業等のBCP策定・実践支援推進により、県内事業者の事業継続力を高める。				
制度の内容	<p>○中小企業BCP策定支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業BCP策定セミナーの開催により、BCPの普及啓発・取組促進を図る (参考) R6年度のセミナーの開催状況 <p>9月 •企業BCPセミナー 過去事例の紹介、BCP整備の必要性について解説。 •「事業継続力強化計画」認定支援セミナー 制度概要、防災・減災の策定、申請、認定について解説。 •企業BCP策定セミナー 「みやぎモデル」に基づきBCPの策定体験を行う。</p> <p>2月 •BCP訓練セミナー BCP訓練(初動対応訓練)の体験を行う。</p> <p>○中小企業BCP・事業継続力強化計画実践支援事業</p> <p>地震や台風など、中小企業等の事業及び地域に甚大な影響を及ぼす災害等が発生した際に、中小企業等の事業継続及び地域との連携推進を図ることを目的とし、BCP・事業継続力強化計画の実践のための設備等の導入を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 災害時に地域住民と連携推進を図る中小企業者、小規模事業者 ・補助対象物品・設備(予定) 				
対象となる方	県内中小企業者、小規模事業者				
問い合わせ先など	<p>○所管部署 宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室 TEL: 022-211-2742 E-mail: chukisik@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>○関連URL https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/bcp005.html</p>				

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.71

福井県

情報提供

支援の名称	商工団体・損害保険会社との連携によるBCP策定支援
制度の 趣旨・背景	危機管理に豊富な知見を持つ損害保険会社と連携し、中小企業のBCP・事業継続力強化計画の策定支援を目的としたセミナーを開催。
制度の 内容	<p>○H28年11月 県と福井県商工会議所連合会、福井県商工会連合会、福井県中小企業団体中央会、東京海上日動火災保険株式会社の5者間で「県内企業支援等に関する連携協定」を締結</p> <p>R2年10月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)と包括連携協定締結</p> <p>R3年10月 三井住友海上火災保険(株)と包括連携協定締結</p> <p>○連携協定に基づき、BCP・事業継続力強化計画の策定支援を目的としたセミナーを開催。主に中小企業を対象に、BCP策定の必要性への理解を促進し、具体的な策定手順を学べる内容としている。</p> <p>○さらに、最近発生した自然災害や感染症への対応方法をテーマに加えるなど、新しいリスクへの対応力を強化するとともに、より多くの事業者に参加してもらえるよう工夫している。</p> <p>(参考) R6年度のセミナーの開催状況</p> <p style="padding-left: 2em;">5月 事業継続力強化計画策定ワークショップ (主催:あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共催:福井県) サイバーリスクの実態と対策セミナー (主催:東京海上日動火災保険(株)、福井県)</p>
対象と なる方	県内企業
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 福井県 産業労働部 経営改革課 TEL : 0776-20-0367 E-mail : keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/bcp.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.72

愛知県

情報提供、人材派遣

支援の名称	中小企業BCP策定支援事業
制度の趣旨・背景	BCP未策定の中小・小規模企業を対象に、BCP策定に係る伴走型の事業を行うことにより、BCP策定企業数を増やし、災害時の県内中小企業の自助力向上に繋げます。
制度の内容	<p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者向け普及啓発セミナーの開催 4回以上 経営者層へ直接BCP策定の重要性を訴えるため、商工会議所等とタイアップし、経営者が集まる場へ出向き、セミナーを開催する。 ・BCP策定伴走支援 目標 50 社 セミナー等を通じてBCP策定希望のあった中小企業へ専門家が出向き、策定までを一貫で支援する。 ・BCP策定支援事業紹介リーフレット作成 本事業及び中小企業向けのBCP策定支援を行っている機関の取組を紹介するリーフレットを作成 <p>○予算額 29,690 千円</p>
対象となる方	県内に本社あるいは事業所を置く中小企業
問い合わせ先など	<p>○所管部署 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課</p> <p>TEL：052-954-6334</p> <p>E-mail : kinyu@pref.aichi.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.73

滋賀県

情報提供

支援の名称	事業継続計画(BCP)策定支援事業
制度の趣旨・背景	セミナーの開催やひな形の提供により、県内中小企業・小規模事業者へのBCP・事業継続力強化計画の策定支援を行っています。
制度の内容	<p>○BCP・事業継続力強化計画策定支援セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーを通じて、BCP および事業継続力強化計画の概要と必要性を知ついただき、BCP・事業継続力強化計画の策定・見直し促進を図る。 <p>(参考) R6 年度のセミナー開催状況</p> <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> BCP 策定支援等の企業のリスクマネジメント構築コンサルティングを多数手掛ける講師を招き、BCP の概要と策定メリットについて説明するとともに、事業継続力強化計画をベースに策定時のポイントについて解説。 <p>○BCP のひな型「滋賀県版 BCP モデル」の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 穴埋め式のフォーマットで、専門的な知識がなくても手引きと記入例を参照して作成が可能 滋賀県に多い5つの業種(建設業、製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業)とその他業種向けの汎用版の6種の様式を用意 地震、風水害、感染症の3区分に分かれており、それぞれの事案に対応した BCP 策定が可能
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> 県内の中小企業 県内の小規模事業者
問い合わせ先など	<p>○所管部署</p> <p>滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 商業支援係</p> <p>TEL : 077-528-3731 E-mail : fb00@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画(BCP)策定支援事業 <p>https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/17922.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.74

京都府

情報提供

支援の名称	京都 BCP の推進、京都 BCP 行動指針の策定
制度の趣旨・背景	<p>京都 BCP は、「京都」全体に BCP の考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において、京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する新たな防災の取組です。京都 BCP を具体化するため、京都 BCP 検討会議を設置し、復旧・復興のベースとなる雇用と経済活動を対象とした「京都 BCP 行動指針」を策定し、平成 26 年府防災会議で決定しました。</p> <p>【京都 BCP 行動指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針は、各企業等や行政が取り組むことが望ましい行動のガイドライン ・「平常時」「緊急対応時」「復旧・復興期」のフェーズごとに、リスクの認識、BCP の充実、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）や地域連携の要点について整理
制度の内容	<p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から「京都 BCP 検討会議」を「京都 BCP 推進会議」に移行 京都 BCP 行動指針を踏まえ、経済界等の意向を確認しながら、企業への普及啓発や BCP の策定を支援していきます。 ・当面の取組 <p>〈連携型 BCP の取組推進〉 経済団体との災害時の情報共有体制の確立、金融機関やライフライン事業者等との連携強化（災害時の情報共有やリエゾン派遣のルール化、災害応急対応の連携、図上訓練の実施等）、長田野工業団地での連携型 BCP の推進、京都 BCP 企業交流会の開催、ISO（国際標準化機構）への参画</p> <p>〈個別 BCP 策定支援〉 BCP 策定企業の実態調査、BCP 策定支援セミナー・意見交換会の実施等</p> <p>〈共通事項〉 京都 BCP 推進会議の定期開催、地域防災計画への反映、広報・啓発事業の実施</p>
対象となる方	<p>○京都 BCP 推進会議構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授 京都大学防災研究所 牧 紀男 教授 経済団体、地元金融機関、ライフライン事業者、京都市、京都市 等 <p>○京都 BCP 行動指針対象者 地方自治体、民間事業者</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 京都府 危機管理部 災害対策課 TEL : 075-414-4475 E-mail : saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都 BCP（企業のための防災のページ） https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/kyotobcp/index.html ・京都 BCP 行動指針 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/kyotobcp/documents/r3kyotobcpshishiin.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.75

大阪府

技能提供・人材派遣

支援の名称	企業等のBCP策定支援、BCP勉強会・研修会への講師派遣
制度の 趣旨・背景	商工会・商工会議所等と連携して中小企業のBCPの取り組みを支援しています。
制度の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【企業】「超簡易版BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）・（新型コロナウイルス感染症対策版）」の公開 事業継続に際し最低限これだけは押さえておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）・（新型コロナウイルス感染症対策版）」を府HPで公開しています。A3サイズの用紙1枚に記入（入力）するだけでBCPの策定が可能です。BCPを策定する人手や時間が足りない方は、BCPの第一歩として、ぜひご活用ください。 ○【企業】BCPセミナー・ワークショップの開催 商工会・商工会議所等と連携してBCPセミナー・ワークショップを開催しています。 ○【企業】BCP策定支援（専門家派遣） 大阪府商工会連合会と連携し、専門知識を持った経営指導員及び専門家によるBCP策定の支援をしています。 <詳細は以下リンクから> http://www.osaka-sci-bcp.com/ ○【中小企業組合】組合BCPの策定支援（専門家派遣） 大阪府が支援機関を通じて専門家を派遣し、組合BCPの策定等を支援いたします。
対象となる方	企業、中小企業組合、その他
問い合わせ 先など	<p>○所管 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営支援グループ TEL：06-6210-9490</p> <p>■関連URL：中小企業の事業継続計画（BCP） http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.76

兵庫県

情報提供・技能提供

支援の名称	企業 BCP・BCM 伴走型支援事業
制度の趣旨・背景	大規模災害等の発生時において、企業はサプライチェーンの断絶や販路縮小、感染症罹患による従業員の出勤困難等様々な課題に直面するため、事業継続計画(BCP)の策定及び事業継続マネジメント(BCM)の実践がきわめて重要になる。そのため兵庫県では、①BCPの策定、②BCMの確立・実践を基本方針として伴走型支援を行い、災害時にもしなやかに立ち直る企業のレジリエンスを強化させる。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○通常セミナー・講座 <ul style="list-style-type: none"> ①BCP/BCM 支援セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・ BCP 及び BCM の必要性や策定ポイント、BCP 発動事例等を理解 ・ セミナー終了後に個別相談会を実施 ②BCP 策定講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ BCP のひな形を提供し、リスク評価や事業継続戦略等を踏まえ、その場で実践的な BCP を解説 ・ 受講後は専用メールで個別サポートを提供 ③BCP/BCM 実践講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ シナリオに基づく机上演習で実効性を検証 ・ 社内研修・BCP 事務局運営セミナーで、BCM の効果的な実施について解説 ○土日宿泊型研修〔1泊2日〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県広域防災センター内の研修宿泊施設で実施 ・ 上記①～③のセミナー・講座を凝縮し、さらに発展的内容を追加 ・ 広域防災センターの防災体験学習も提供 ・ 参加者交流会を通じて異業種間での繋がりを構築 ○半日型 BCP 策定講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ BCP 策定に困難を抱える小規模企業者等を対象 ・ BCP のコア要素を半日で策定できる場を提供 ○観光 BCP 特化型講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光レジリエンスサミットにおいて重要性が再確認された、観光 BCP についてのセミナー・ワークショップを提供
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○経営者または経営中枢の幹部（推奨） ○BCP/BCM は組織全体での取組であることを理解されている方 ○策定後も定期的にフォローアップを実施できる企業等 ○兵庫県内に事業所を置く企業等（医療法人や社会福祉法人等も含む。）
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管 <p>兵庫県 危機管理部 防災支援課 TEL：(代表) 078-341-7711 内線 (73233) E-mail : bosaishien@pref.hyogo.lg.jp</p> ○関連 URL <p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/bcp.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.77

奈良県

情報提供(開始年度令和7年度)

支援の名称	事業継続計画(BCP)策定支援事業
制度の趣旨・背景	<p>近年頻発する地震をはじめとした自然災害など、企業の事業継続を脅かす様々な事象が発生した際に、事業への影響を低減させ早期に業務を再開するため、事業継続計画(BCP)を策定しておくことが重要です。</p> <p>そこで、県内中小事業者の災害対策への危機管理対応の向上を図るため、BCP策定支援を行います。</p>
制度の内容	<p>○事業内容</p> <p>(1) BCP策定セミナーの開催（2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例から県内企業の災害対策への危機管理意識を醸成するための「普及啓発セミナー」 BCP策定のノウハウがない県内事業者の知識向上を図るための「策定支援セミナー」 <p>【支援ステップ】</p> <p>各事業者の段階に応じて実施</p> <p>Step.1 意識の向上（普及・啓発） Step.2 策定支援 Step.3 フォローアップ</p> <p>(2) 普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシの配布、啓発動画放映等 <p>○予算額、事業費等 R7 予算 1,150千円</p>
対象となる方	県内中小事業者
問い合わせ先など	<p>○所管部署 奈良県 産業部 経営支援課 TEL : 0742-27-8131</p> <p>○関連 URL http://www.pref.nara.jp/66564.htm</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.78

鳥取県

補助金等

支援の名称	中小企業リスク対策強化推進事業
制度の趣旨・背景	多発する自然災害や経済変動など事業者は様々にリスクと隣り合わせにある。BCPの策定・実践推進により、県内事業者の事業継続力を高める。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定意識を高めるセミナー、策定済BCPの点検・診断を行うワークショップ、BCP訓練等が実施できる人材の育成を目的とした研修 ・専門家による無料個別相談や現地派遣でのリスク診断、策定済BCPのチェック ・BCPの実効性向上に資する取組を支援する補助制度 <補助金メニュー> <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業リスク対策強化補助金(一般対策型) BCPの実効性向上や災害対策強化に係る取組を支援する。 (蓄電池・止水板・防災備蓄等整備) [補助対象者] BCP策定済の県内中小企業等 [補助率] 1／2 [補助限度額] 500千円(下限額 300千円) ■中小企業リスク対策強化補助金(地域連携型) BCPに基づく、地域・団体等の安心確保にも資する取組を支援する。 (電力の開放、地域の除雪、地域向け備蓄品整備等) [補助対象者] BCPに関し地域・団体等と協定を締結している県内中小企業等 [補助率] 2／3 [補助限度額] 1,000千円(下限額 300千円)
対象となる方	県内中小企業者等
問い合わせ先など	<p>○所管部署 鳥取県 商工労働部 商工政策課 TEL: 0857-26-7565 E-mail: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○関連 URL 事業継続計画(BCP) https://www.pref.tottori.lg.jp/129006.htm</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.79

岡山県

補助金等

支援の名称	中小企業 BCP（事業継続計画）推進・策定支援事業 岡山県小規模事業者事業継続力強化支援事業
制度の趣旨・背景	中小企業における災害発生後の早期復旧、事業継続に向けたBCP策定を促進しているが、さらなる普及に向けた事業継続力強化計画の策定や、個別企業のBCPの実効性の一層の向上、関係企業との連携などの促進により、災害時における事業継続能力の向上を図る。
制度の内容	<p>1. 中小企業 BCP（事業継続計画）推進・策定支援事業 <岡山県BCP認定制度> 実効性の高いBCPを策定している企業を県が認定することにより、企業の信用力・企業価値向上につなげるとともに、既に策定済の企業もBCPを見直し、プラスアップしていく仕組みを構築する。また、実践・訓練セミナーも開催する。 <岡山県版かんたんBCPシート> 策定上必須となる項目や作業をシンプルにまとめた、岡山県オリジナルの「簡易版BCP策定シート」の普及セミナーや策定ワークショップを実施している。小規模事業者やBCP策定に後ろ向きな事業者に対し、事業継続力向上の第一歩として簡易版BCPシートを紹介することで、BCPに取組むハードルを下げ、取組意欲の向上を図る。また、策定ワークショップやセミナー等も開催する。</p> <p>2. 岡山県小規模事業者事業継続力強化支援事業 小規模事業者に対し自然災害・感染症等に対応したBCP策定などに要する経費の一部を補助する。 補助対象者：県内小規模事業者 補助金上限：50万円～100万円 補助率：2/3 補助対象経費：防災・減災に資する設備の設置、データのバックアップ等のためのクラウド導入等</p>
対象となる方	○中小企業 BCP（事業継続計画）推進・策定支援事業：県内事業者 ○岡山県小規模事業者事業継続力強化支援事業：県内小規模事業者
問い合わせ先など	○所管部署 岡山県産業労働部経営支援課 TEL：086-226-7353 E-mail： keiei@pref.okayama.lg.jp ○関連URL https://www.pref.okayama.jp/soshiki/45/

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.80

高知県

情報提供

支援の名称	商工業者のBCP策定支援
制度の趣旨・背景	<p>「南海地震対策行動計画」において、事業継続計画（BCP）策定の促進を位置づけるとともに、官民協働で「高知県事業継続計画（BCP）策定推進プロジェクト」を立ち上げ、セミナーの開催等、県内事業者のBCP策定の支援を行っている。令和7年度からの「第6期南海トラフ地震対策行動計画」では、令和9年度末に従業員50人以上の商工業者でBCP又は事業継続力強化計画の策定率95%、従業員20人以上49人以下の商工業者でBCP又は事業継続力強化計画の策定率50%を目標に定め、それぞれの策定の促進に取り組んでいる。</p>
制度の内容	<p>○商工業事業継続計画策定支援事業</p> <p>南海トラフ地震等の自然災害の発生時に、県内の商工業者ができるだけ早期に事業を再開・継続していくことができるよう、BCP（事業継続計画）の策定とその実効性を高めるためのBCM（事業継続マネジメント）の促進を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーの開催（受講後の策定に向けたアフターフォローを含む） <p>○商工業事業継続力強化計画策定促進事業</p> <p>中小企業が行う防災・減災対策に関する事前計画である「事業継続力強化計画」の策定を支援することで、自然災害等の発生時における事業活動への影響軽減と事業継続を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーの開催（受講後の国への認定申請に向けたアフターフォローを含む） <p>○高知県BCP策定推進プロジェクト</p> <p>平成22年6月に高知県、高知商工会議所、TKC四国会高知支部、東京海上日動火災保険(株)との間で締結した協定に基づき、県内事業者に対してBCPの策定を官民協働で支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画（BCP）策定の必要性についての普及・啓発 県内事業者に対する講演会、セミナーの企画・開催 県内事業者の事業継続計画（BCP）策定に対する支援、アドバイス 等

対象となる方	県内商工業者（原則）
問い合わせ先など	<p>○所管 高知県 商工労働部 商工政策課 TEL : 088-823-9283</p> <p>E-mail : 151401@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>○関連 URL • 高知県南海トラフ地震対策支援のご案内 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/nankai-trough/</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.81

鹿児島県

補助金等

支援の名称	中小企業事業継続力強化支援事業
制度の趣旨・背景	<p>鹿児島県は活火山が多く、台風等の風水害も多く発生しています。また、近年は新たな感染症の流行など経営環境が一変する緊急事態が発生しています。</p> <p>平素からの事業継続の備えを怠った場合、事業復旧の遅れや消費者の購買意欲の減退などにより、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増える恐れが高まることから、中小企業の事業継続力強化を図るため、事業継続力強化計画や事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）に関する支援を行います。</p>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業継続力強化計画・BCP 策定に向けたワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> • BCP 策定のベースとなる、防災・減災に係る事前対策・初動対応を中心とした事業継続力強化計画の作成・認定をサポートするワークショップを県内3地域（鹿児島市、鹿屋市、奄美市）で開催 • 自社のリスクをより幅広く網羅し、復旧対応までを組み込んだBCP策定のワークショップを鹿児島市で開催 ○アドバイザーによる伴走支援 <p>ワークショップ参加企業が、事業継続力強化計画の策定や認定手続等について相談できる窓口（アドバイザー）を設置</p> <p>BCP策定や計画策定以後のBCMに関する相談・助言も併せて実施</p>
対象となる方	県内中小企業者等
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 鹿児島県 商工労働水産部 中小企業支援課 TEL：099-286-2951 E-mail：shien@pref.kagoshima.lg.jp ○関連 URL https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyoro/rodo/syoko/shien/bcp_announcement.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

従業員の命を守るとともに、事業の早期復旧につなげたい

No.82

高知県

補助金等

支援の名称	中小企業耐震診断等支援事業費補助金
制度の 趣旨・背景	南海トラフ地震が発生した際に、従業員の命を守るとともに県経済及び雇用への影響を最小限に抑え、早期復旧と事業継続につなげるために、県内中小企業の事務所、工場等の耐震化の促進に取り組んでいる。令和7年度からの「第6期南海トラフ地震対策行動計画」においては、令和9年度末に従業員 50 人以上の製造業を営む企業における耐震化率 80% を目標に定め、耐震化の促進に取り組んでいる。
制度の 内容	<p>県内で製造業を営む中小企業者が耐震診断・耐震設計（建替設計含む）を行う際の経費の一部を補助する。</p> <p>1 対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耐震診断 ②耐震設計(建替設計を含む) <p>2 対象建築物</p> <p>製造業を営むための事務所・工場等で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物であること</p> <p>3 補助率／補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耐震診断：2/3 以内／133.3 万円（耐震診断以外の費用（設計図書の復元、第三者機関の判定等）を要する場合は、当該費用に3分の2を乗じ、1,000 円未満を切り捨てて得た額を上限 100 万円まで加算することができる） ②耐震設計：2/3 以内／200 万円 <p>4 補助要件</p> <p>耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること等</p>

対象となる方	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCPを策定しているもの
問い合わせ先など	<p>○所管 高知県 商工労働部 商工政策課 TEL : 088-823-9283 E-mail : 151401@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>○関連 URL • 高知県南海トラフ地震対策支援のご案内 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/nankai-trough/</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

事業者が行う防災設備の導入やサイバーセキュリティの強化を支援します

No.83

山形県

補助金等

支援の名称	山形県中小企業まるっとサポート補助金 (事業継続力強化支援事業)
制度の趣旨・背景	中小企業・小規模事業者の安定的な経営活動に向けて、県内中小企業・小規模事業者が行う事業継続力強化計画又はBCPに基づく防災設備等の導入を支援します。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○概要 県内中小企業・小規模事業者が事業継続力強化計画又はBCPに基づいて行う、防災設備の導入やサイバーセキュリティの強化に関する事業に対して補助金を交付します。 ○補助率 2／3以内 ○補助金額 10～50万円以内 ○補助対象経費 機械装置費、システム等導入費（山形県内で実施するものに限る） ○申請受付期間 令和7年4月1日（火）～令和7年5月30日（金）
対象となる方	<p>山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者で以下の要件の両方を満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーシップ構築宣言」を行いポータルサイト上で公表していること ・今回の申請に係る設備等の整備計画が含まれる事業継続力強化計画又はBCPを、以下のいずれかの様式で策定済みであること <ul style="list-style-type: none"> ① 経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」（申請日時点で実施期間中のものに限る） ② 山形県版BCPモデル ③ 上記②項目に準じた内容を含む事業者独自のBCP <p>※上記②又は③により申請する場合は、県が開催するBCPセミナーへの参加を必須要件とする</p>
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 山形県産業労働部商業振興・経営支援課 TEL：023-630-2354 E-mail：yshoshin@pref.yamagata.jp ○関連URL https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/marusaipo.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

事業者の防災・減災のための設備投資を支援します

No.84

佐賀県

補助金等

支援の名称	佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金	
制度の趣旨・背景	<p>県内商工事業者のBCP（※）の策定を推進するとともに、BCPに基づく防災・減災に係る取組を支援し、安定した事業継続のための経営力の強化を図ります。</p> <p>※BCP（事業継続計画） 企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。</p>	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象事業 BCPを作成した事業者が取り組む防災・減災を図るための設備投資に係る事業（例：止水版、排水ポンプ、自家発電機、防火シャッター、排煙設備 等） ○補助率 2／3以内 ○補助上限額 100万円 ○補助対象経費 補助事業の遂行に必要な機械装置等の導入に要する経費 補助事業の遂行に必要な事務所等の改装に要する経費 ○提出書類 計画認定申請書（事業計画、収支予算書 等） 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画 自然災害等による損害を補償する保険又は共済の加入を証する書類 (未加入の場合は実績報告までに加入し、提出) ○申請方法 申請は、商工会議所又は商工会を窓口しています。 	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に所在する小規模事業者（法人・個人事業主） ・中小企業支援法第2条第1項に掲げる者のうち、事業の継続が小規模事業者の持続的発展に影響を与えると知事が認める事業者 	
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 佐賀県 産業労働部 産業政策課 TEL：0952-25-7585 E-mail：sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp ○関連 URL https://www.pref.saga.lg.jp/list00056.html 	

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.85

北海道

補助金等

支援の名称	企業立地促進費補助金（高度物流関連事業）
制度の趣旨・背景	北海道内での高度物流施設の新增設に対する補助を行います。
制度の内容	<p>○助成内容</p> <p>(1) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象要件 投資額20億円以上、雇用増20人以上 ・助成額 新設の場合は投資額×10%（限度額5億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額1.5億円） <p>(2) 特別対策地域および地域未来投資促進法適用地域</p> <p>（対象要件：投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額×4%（限度額1億円） ・雇用増1人当たり50万円（6人目から支給、限度額5千万円） ・特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域特例 投資額×8%（限度額1億円）
対象となる方	<p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度物流関連事業 次の各号に掲げる要件を満たす施設において行う事業をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア 容積が5,000m³以上の一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫若しくは貯蔵槽倉庫又は容積が3,000m³以上の冷蔵倉庫(食料品の温度の管理の用に供するものに限る)を有する施設。 イ 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システム等など自動制御又は遠隔制御を行うことができる設備を有する施設。 ウ 取引先と商取引に関するデータを電子的に交換するデータ交換システム等の設備を有する施設。 エ 流通加工の用に供する設備を有する施設。 オ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム若しくは、外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システム等を有する施設。 <p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内全域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る。）
問い合わせ先など	<p>○所管 北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 TEL : 011-204-5324 E-mail : keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinjoseido.htm

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.86

岩手県

補助金等

支援の名称	三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	
制度の趣旨・背景	三陸鉄道の安全性の向上を図るため、三陸鉄道株式会社が実施する輸送設備等の整備に対し補助を行うものです。	
制度の内容	<p>○概要</p> <p>整備の実施については、「地域公共交通活性化・再生法」による「鉄道事業再構築実施計画」に基づき、国の重点的な支援制度を活用し、進めることとしています。</p> <p>令和5年度の地域交通法の改正に伴い、社会資本整備総合交付金の対象が拡充されたことから、令和7年度からは、「鉄道事業再構築実施計画」の変更認定を受け、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）を活用して補助を実施します。</p> <p>なお、令和6年度までは、国の「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に基づき、国1/2(1/3)、県1/4(1/3)、市町村1/4(1/3)の補助率により補助を実施しました。</p> <p>○令和7年度予算額 31,996万円</p> <p>○補助内容（助成率） 国1/2、県1/4、市町村1/4</p> <p>○主な実績 令和6年度は線路設備（トンネル、マクラギ）、信号保安設備（連動装置）、保安通信設備（通信線）等の整備費を補助。</p> <p>【取組イメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>マクラギ更新</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>通信線更新</p> </div> </div>	
対象となる方	<p>○対象事業者 三陸鉄道株式会社</p>	
問い合わせ先など	<p>○所管 岩手県 ふるさと振興部 交通政策室 TEL : 019-629-5206 E-mail : ab0013@pref.iwate.jp</p>	

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.87

埼玉県

補助金等

支援の名称	鉄道安全輸送設備整備費補助											
制度の趣旨・背景	地域鉄道として重要な役割を果たしている秩父鉄道の輸送の安全性向上を図るために、秩父鉄道(株)が実施する輸送設備の整備に対して補助を行うものです。											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○予算 57,000千円 ○補助内容 対象事業費の1/6を上限とする。 ○主な実績 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和5年度：46,331千円</td> <td>継電連動装置更新、コンクリートまくら木化等</td> </tr> <tr> <td>令和4年度：31,133千円</td> <td>保安通信設備更新、変電所設備更新（令和5年度に繰越）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度：54,895千円</td> <td>継電連動装置更新、コンクリート枕木化等</td> </tr> <tr> <td>令和2年度：57,000千円</td> <td>マルチプルタイタンバー更新（令和3年度に繰越）</td> </tr> <tr> <td>令和元年度：30,253千円</td> <td>継電連動装置更新、コンクリート枕木化等</td> </tr> </table> 		令和5年度：46,331千円	継電連動装置更新、コンクリートまくら木化等	令和4年度：31,133千円	保安通信設備更新、変電所設備更新（令和5年度に繰越）	令和3年度：54,895千円	継電連動装置更新、コンクリート枕木化等	令和2年度：57,000千円	マルチプルタイタンバー更新（令和3年度に繰越）	令和元年度：30,253千円	継電連動装置更新、コンクリート枕木化等
令和5年度：46,331千円	継電連動装置更新、コンクリートまくら木化等											
令和4年度：31,133千円	保安通信設備更新、変電所設備更新（令和5年度に繰越）											
令和3年度：54,895千円	継電連動装置更新、コンクリート枕木化等											
令和2年度：57,000千円	マルチプルタイタンバー更新（令和3年度に繰越）											
令和元年度：30,253千円	継電連動装置更新、コンクリート枕木化等											
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○対象設備 安全性の向上に資する設備の整備。継電連動装置の更新及び重軌条交換等 											
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管 埼玉県 企画財政部 交通政策課 TEL：048-830-2227 E-mail：a2220-03@pref.saitama.lg.jp 											

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.88

福岡県

補助金等

支援の名称	第三セクター鉄道等安全輸送設備等整備事業費補助金
制度の趣旨・背景	鉄道軌道による輸送の安全の確保を図り、地域住民の交通利便を確保するため、鉄道事業者に対して補助するもの。
制度の内容	<p>○概要 国、関係市町村と協調し、地域鉄道の事業者が行う鉄道施設の改良、更新等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○令和6年度予算額 60,907千円</p> <p>○補助率 ・第三セクター鉄道2／9、中小民鉄1／6 ・ただし、市町村が交付する補助金の額以内とする。</p> <p>○要件 ・補助対象経費の額が1,000万円以上であること。</p> <p>○実績 令和5年度 66,397千円 令和4年度 82,395千円 令和3年度 30,914千円</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> 平成筑豊鉄道株式会社 甘木鉄道株式会社 筑豊電気鉄道株式会社
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 TEL：092-643-3693 E-mail：kousei@pref.fukuoka.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

外国人が安心して旅行できる環境を整えたい

No.89

大阪府

情報提供

支援の名称	外国人旅行者の安全確保に関する取組
制度の 趣旨・背景	外国人旅行者が、安心・安全に大阪の旅行や観光を楽しんでいただけるよう、災害時などに外国人旅行者自らが、身を守るために必要な情報を入手できる環境づくりと、その情報を活用して適切な行動につなげられるよう、観光施設や宿泊施設等における支援体制の構築を図る取組を進めています。
制度の 内容	<p>1. 外国人旅行者向けのお役立ち情報について 大阪の旅を安全に楽しむための「お役立ち情報」として、災害情報や医療機関情報などを集約し、公益財団法人大阪観光局が運営する観光情報サイト「Osaka Info」に10言語で掲載。</p> <p>2. 「府内観光関連事業者向け 災害時における外国人旅行者 支援フロー（案）」等について 相互の連絡調整体制の構築を図ることを目的として、「府内観光関連事業者向け 災害時における外国人旅行者 支援フロー（案）」を作成。また、「支援フロー（案）」に記載されている内容から、特に知っておいていただきたい内容について、支援に活用できるツールなどの便利情報とあわせて分かりやすく掲載したガイドラインを作成。</p> <p>3. 大阪府内の「外国人患者受入れ可能な医療機関」について スムーズに医療機関にアクセスできるよう、医療機関の協力のもと、外国人患者の受入れが可能な医療機関を選定し、大阪府のホームページにて公開。</p> <p>4. 宿泊施設との「災害時における旅行者の受入れ等に関する協定」について 大地震などの自然災害発生により、移動が困難となった来阪外国人旅行者をはじめとする旅行者の安全を確保するため、宿泊施設を旅行者の一時滞在スペースとして活用できるよう、大阪市と連携して市内の宿泊施設と旅行者の受入れに関する協定を締結し、連携体制の構築を促進。</p>
対象となる方	外国人旅行者
問い合わせ 先など	<p>○所管 大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 観光環境整備グループ TEL : 06-6210-9314 観光振興グループ TEL : 06-6210-9331</p> <p>○関連 URL（外国人旅行者の安全確保事業） • http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/gaikokujinbousai/index.html -</p>

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.90

静岡県

技能提供・人材派遣

支援の名称	土地改良施設BCPの普及
制度の趣旨・背景	農業用水路などの土地改良施設は、農作物の生産に欠かせない施設であり、大規模地震等によりその機能に支障が生じると、農作物の生育被害が予想されるため、一刻も早く施設の機能復旧を図ることが必要となります。そのため、大規模災害やウイルス感染による社会機能の麻痺などの危機に対して、土地改良施設を管理する農業者等の行動マニュアルとなる事業継続計画（BCP）の普及を図っています。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>県は、大規模災害を想定した「静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画モデルプラン」を策定（平成24年3月26日策定）し、土地改良施設管理者がBCPを作成する支援を行っています。新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症によるヒト資源の不足を想定したモデルプランを追加する等、危機に応じた改定を行い、講習会の開催や個別指導等により、施設管理者のBCP策定を支援しています。</p> <p>○実績</p> <p>国・県が水利権を有する広域的な農業用水路等（土地改良施設）を管理する22団体でBCPを策定し、継続的に更新しています。</p>
対象となる方	<p>○対象団体</p> <p>広域的な土地改良施設を管理している土地改良区等の団体</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>静岡県 経済産業部 農地局 農地整備課</p> <p>TEL : 054-221-3644</p> <p>E-mail : nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp</p>

■参考 URL

- 静岡県農山村・農地 H.P.

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nouchi/index.html>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.91

徳島県

情報提供

支援の名称	徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）の公表								
制度の趣旨・背景	近い将来に発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」に備え、県が中心となって関係団体との連携を図りながら、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後に円滑な営農再開がなされるよう、農業分野での体制整備・対策を構築するため、「徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）」を平成25年6月7日に、また「直下型地震編」を平成29年3月17日に策定しました。								
制度の内容	<p>○農業版BCPの構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）本体 南海トラフ巨大地震による大津波災害に見舞われた場合「農地や農業用施設の早期復旧」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示 ・徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）「直下型地震編」本体 中央構造線・活断層地震により甚大な被害を受けた場合の「農地や農業用施設の早期復旧」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示 ・別冊「土地改良区BCP策定マニュアル」、「津波・塩害からの営農再開マニュアル」、「ため池緊急点検マニュアル」 								
対象となる方	<p>○対象となる農業用施設</p> <table border="0"> <tr> <td>①排水機場：38箇所</td> <td>④取水施設（頭首口、堰）：14箇所</td> </tr> <tr> <td>②排水樋門：47箇所</td> <td>⑤ため池：49箇所</td> </tr> <tr> <td>③揚水機場：84箇所</td> <td>⑥農道（一般・農免農道）：5箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦用水路：33箇所</td> </tr> </table>	①排水機場：38箇所	④取水施設（頭首口、堰）：14箇所	②排水樋門：47箇所	⑤ため池：49箇所	③揚水機場：84箇所	⑥農道（一般・農免農道）：5箇所		⑦用水路：33箇所
①排水機場：38箇所	④取水施設（頭首口、堰）：14箇所								
②排水樋門：47箇所	⑤ため池：49箇所								
③揚水機場：84箇所	⑥農道（一般・農免農道）：5箇所								
	⑦用水路：33箇所								
問い合わせ先など	<p>○所管 徳島県 農林水産部 農山漁村振興課 TEL：088-621-2437 E-mail：nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県農業版BCP（業務継続計画）の策定について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/2013061200065/ ・徳島県農業版BCP（業務継続計画）の改正について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/2015112500223/ 								

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.92

高知県

補助金等

支援の名称	農業用屋外燃料タンクの防災対策への補助																							
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るために、平成20年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。																							
制度の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>タンク削減区分</th> <th>タンク整備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助事業者</td> <td>市町村</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>事業実施主体</td> <td>(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者</td> <td>(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)</td> <td>流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>重油代替暖房機(LGPボイラ、木質バイオマスボイラ及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。</td> <td>流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)</td> </tr> <tr> <td>補助対象限度額</td> <td>300万円/10a</td> <td>(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。</td> <td>県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるとして。</p>			区分	タンク削減区分	タンク整備区分	補助事業者	市町村	市町村	事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体	事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)	補助対象経費	重油代替暖房機(LGPボイラ、木質バイオマスボイラ及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)	補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円	補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。
区分	タンク削減区分	タンク整備区分																						
補助事業者	市町村	市町村																						
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体																						
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)																						
補助対象経費	重油代替暖房機(LGPボイラ、木質バイオマスボイラ及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)																						
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円																						
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。																						
○事業概要、支援内容	<p>南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るために、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>○予算：令和6年度 48,361千円</p> <p>○実績（高知県燃料タンク対策事業費補助金）</p> <p>平成25年度から令和5年度まで</p>																							

	重油代替暖房機の導入等による燃料タンクの削減：183基 流出防止装置付き燃料タンクの整備：1, 540基
問い合わせ先など	○所管 高知県 農業振興部 農業イノベーション推進課 TEL : 088-821-4514 E-mail : 160601@ken.pref.kochi.lg.jp ○関連 URL : 高知県燃料タンク対策事業 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/160501/

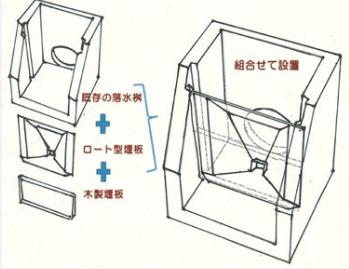
行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

田んぼダムの普及拡大により地域の防災・減災力の向上を図りたい

No.93

宮城県

その他

支援の名称	<h3>田んぼダム普及拡大推進事業</h3>	
制度の趣旨・背景	<p>近年頻発している豪雨や台風などによる水災害への備えとして、流域全体が協働して治水対策に取り組んでいくことが重要とされている中、『田んぼダム』の取組により、田んぼに降った雨水の排水ピークをコントロールすることで、排水路や河川の水位の上昇を緩やかにし、下流側の浸水被害等の低減を目指します。</p>	
制度の内容	<p>○概要 令和3年度に市町村、土地改良区、農業者組織が参画する「宮城県田んぼダム実証コンソーシアム」（事務局：宮城県、大崎市）を設立し、コンソーシアムを核とした田んぼダムの取組への理解醸成と県内全域への普及・促進を図る。</p> <p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者組織等への田んぼダム用調整板の配布 (要件) 田んぼダムの取組について地域の合意形成が図られ、かつ取組面積が10ヘクタール以上であること。 田んぼダムの理解促進、普及拡大を目的としたシンポジウム開催（年1回）（参加費無料） 田んぼダム出前講座の実施（県内小中学校等） 田んぼダムの仕組みを解説した動画の公開 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>■動画タイトル 仕組み丸わかり！ 模型で実験 「田んぼダム～普段は田んぼ、時々ダム～」</p> <p>■YouTubeで検索 田んぼダム 仕組み</p> <p>■動画URLから https://www.youtube.com/watch?v=UwxhMoxNqX0</p> </div> <div style="width: 45%;">  </div> </div> <div style="text-align: right;">  <p>図：田んぼダム用調整板</p>  <p>図：田んぼダム模型</p> </div> <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 田んぼダム用調整板の配布 令和5年度：420枚（約150ha）、令和6年度：630枚（約250ha） 令和4～6年度にシンポジウムを開催（3か年で延べ638人の参加） 	
対象となる方	宮城県内の農業者、農業者組織、農業法人ほか ※シンポジウム参加は県内外問わず	
問い合わせ先など	<p>○所管部署 宮城県 農政部 農村振興課 TEL : 022-211-2862 E-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/tanbodamu-joukyou.html</p> <p>○出前講座申込のURL https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/demae.html</p>	

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

田んぼダム・農業用ため池を活用し防災力の向上を図りたい

No.94

福島県

情報提供

支援の名称	田んぼダム技術マニュアル
制度の趣旨・背景	<p>近年の局地的な長時間にわたる大雨の発生により、大規模な洪水被害等が発生しています。</p> <p>流域全体の関係者が協働して被害を最小限にとどめるための治水に取り組む「流域治水」の一環として、「田んぼダム」の取組を進めているところであります。技術マニュアルの策定等を通して、導入を支援しています。</p>
制度の内容	<p>○田んぼダムとは 水田に降った雨を一時的に貯留し、ゆっくり排水することで、下流域の浸水被害リスクの軽減を図る取組です。</p> <p>○マニュアルの主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 田んぼダムとは 2 田んぼダムの取組方法 <ul style="list-style-type: none"> 1) 取組の流れ 2) 取組前の確認・準備 3) 排水量を調整する器具の選定 4) 排水調整器具の設置方法 3 参考資料 <ul style="list-style-type: none"> 1) 支援制度 2) 先進事例 3) 県内での取組事例 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>令和4年10月 福島県農林水産部農業振興課 福島県多面的持続可能な農業推進会議</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【取扱い】 お手入れ工具の手間が少なくて、安価に行うことができます。 お手入れ器具の材質としては木製、プラスチック製、金属等あります。</p> <p>【取扱い】 底面積（合算面積）：2,500~3,000平方メートル（220×1,300×150mm） 高さ代（充填土を重ねる場合）：3,000~6,000mm程度 内側に砂利を充てて地盤を固めておいてください。</p> </div> </div> <p>○こちらの二次元コードから閲覧できます</p> <div style="text-align: center;"> </div>
対象となる方	農業者、農業法人、農業者等の組織する団体等
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福島県 農林水産部 農村振興課 TEL : 024-521-7416 E-mail : nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045b/tanbodamu4.html</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

田んぼダム・農業用ため池を活用し防災力の向上を図りたい

No.95

兵庫県

補助金等

支援の名称	ため池治水活用拡大促進事業
制度の趣旨・背景	<p>既存ため池の治水活用は、小さなコストで大きな流出抑制効果が早期に得られることから、これを促進するとともに総合治水条例に基づく指定貯水施設等への指定（農閑期等における治水活用の義務化）を推進し、浸水被害の軽減を図る。</p> <p>指定拡大を図るためにインセンティブとして「ため池治水活用拡大促進事業」を創設。ため池管理者が治水活用のために行う施設操作や維持管理等の取組みを補助金で支援している。</p>
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 大雨時の雨水の流入に備え、期間を定めて（台風期(9～10月)等のうち少なくとも1月以上）ため池の水位を常時下げておく管理者の取組（3,000 m³以上の雨水貯留容量を確保）に対し、施設の操作・点検・清掃等を円滑に実施するための費用を県と市町が支援する事。</p> <p>事業期間：平成30年度～令和4年度 補助期間：3年(令和4年度指定ため池は令和6年度まで補助) 補助単価：35,000円／月・箇所(定額) [負担割合 県：市町=1:1] (最大補助額：21万円(3.5万円/月×2ヶ月/年×3年)) その他： •当該事業を活用するため池を県の総合治水条例に基づく「指定貯水施設（期間放流の義務づけ）」に指定する必要あり。 •補助金申請には、ため池管理者が「定められた水位の確保に必要な取組の記録（週1回程度）」を報告する必要あり。 •ため池がある市町が当該事業の補助制度を有する必要あり。</p>
対象となる方	<p>•台風期(9～10月)等に、3,000 m³以上※の雨水貯留容量を常時確保するため池の管理者 ※同一のため池管理者が管理する複数ため池をあわせて3,000 m³以上確保する場合も可</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 兵庫県 土木部 総合治水課 TEL：078-362-9261 E-mail：chisui@pref.hyogo.lg.jp</p> <p>■参考 URL（ため池治水活用拡大促進事業パンフレット） https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/documents/tameikekatuyoupanhu.pdf</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

森林を保全することにより防災力の向上を図りたい

No.96

岩手県

補助金等

支援の名称	森林・山村多面的機能発揮対策事業								
制度の 趣旨・背景	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組を支援します。								
制度の 内容	<p>○助成内容</p> <p>1. 地域環境保全タイプ：里山林保全 146,680～160,000 円/ha 侵入竹林除去等 326,680～380,000 円/ha</p> <p>2. 森林資源利用タイプ：146,680～160,000 円/ha</p> <p>3. 森林機能強化タイプ（歩道・作業道等の作設等）：1,080 円/m</p> <p>4. 関係人口創出・維持タイプ：最大 66,680 円/年</p> <p>5. 資機材整備：1/2 以内（一部 1/3 以内）</p> <p>※3～5は、1又は2と組み合わせて実施</p> <p>※1～4は、国費、県費、市町村費の合計</p> <p>※5は、国費のみ</p> <p>○令和6年度県予算額 1,177 万円</p> <p>○条件等 規約、森林所有者との協定締結等</p> <p>○主な実績</p> <table> <tbody> <tr> <td>令和5年度実績</td> <td>地域環境保全 699ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林資源利用 69ha</td> </tr> <tr> <td>令和6年度実績</td> <td>地域環境保全 549ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林資源利用 39ha</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度実績	地域環境保全 699ha		森林資源利用 69ha	令和6年度実績	地域環境保全 549ha		森林資源利用 39ha
令和5年度実績	地域環境保全 699ha								
	森林資源利用 69ha								
令和6年度実績	地域環境保全 549ha								
	森林資源利用 39ha								
対象と なる方	<p>○対象者 地域協議会（活動組織）</p>								
問い合わせ 先など	<p>○所管 岩手県 農林水産部 森林整備課 TEL : 019-629-5785 E-mail : AF0011@pref.iwate.jp</p>								

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.97

岐阜県

情報提供

支援の名称	<h3>火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策</h3>	
制度の趣旨・背景	県民のみなさんが火山への理解を深めるとともに、防災意識を高めていただくため、火山防災対策の啓発用の教材などを作成しました。	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○火山噴火に備えた実践的な防災教育 <ul style="list-style-type: none"> ・火山の危険性を正しく理解し、備えるための教材（火山を知る本）を作成し、地元市町村の小中学校へ配布 <ul style="list-style-type: none"> 〔火山を知る本は小学校1年生から3年生用／小学校4年生から6年生用／中学生用を作成〕 ○登山者の安全確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯版火山防災マップを作成し、登山者に対し提供 ・携帯版火山防災マップには、携帯電話の通話可能ルート、緊急時の連絡先、噴火警戒レベル2・3の場合の立入規制地点図、噴火時の現象、火山の全域図等を記載 	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○火山を知る本の対象者 岐阜県内の小中学生 ○携帯版火山防災マップの対象者 御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳の登山者 	
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管 岐阜県 危機管理部 防災課 山岳遭難・火山対策室 TEL : 058-272-1111 (内線 2837) E-mail : c11115@pref.gifu.lg.jp ○関連 URL <ul style="list-style-type: none"> ・「火山を知る本」の作成について https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13831.html ・携帯版火山防災マップ（登山者向け携帯版）について https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14884.html 	



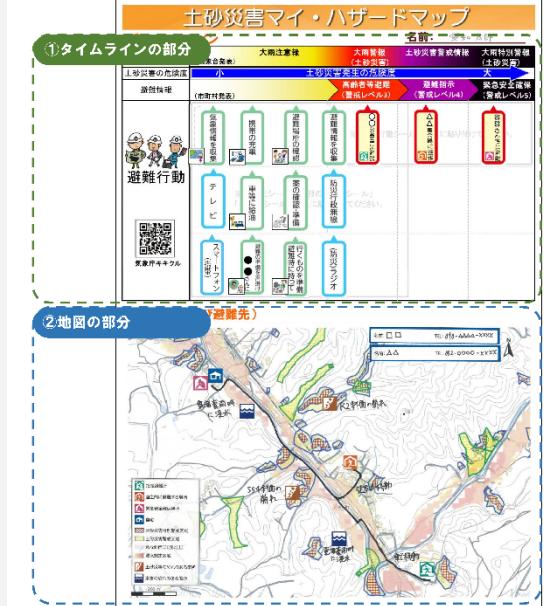
行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.98

愛知県

技能提供・人材派遣

支援の名称	土砂災害 マイ・ハザードマップ作成支援
制度の趣旨・背景	<p>全国各地でたくさんの被害が出ている土砂災害から身の安全を守るために、安全な場所への早めの避難と日ごろの備えが重要と考え、愛知県オリジナルの「土砂災害マイ・ハザード」を作成し、土砂災害警戒区域内にお住いの方への普及を目指しています。</p>
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 土砂災害警戒区域にお住いの方に、災害時に自分のとるべき行動をあらかじめ「土砂災害 マイ・ハザードマップ」として整理し、適切な避難を行うことを目的としています。 「土砂災害 マイ・ハザードマップ」の有効性については、令和4年度に市町村を対象に複数回説明会を実施し、実際にマイ・ハザードを作成し、内容の理解度を高めています。 市町村や自治会等が、「土砂災害 マイ・ハザードマップ」の作成会を開催する場合には、愛知県が製作キッドやガイダンス動画を提供して、作成の支援を行います。</p> <p>○実績 H30～R2 3市 R4 4市町 R5 2市 R6 4市</p> 
対象となる方	<p>○対象 市町村、自治会等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 愛知県 建設局 砂防課 TEL : 052-954-6560 E-mail : sabo@pref.aichi.lg.jp</p> <p>○関連 URL マイ・ハザードマップを作ってみましょう 愛知県土砂災害情報マップ http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/?page_id=425</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.99

奈良県

技能提供・人材派遣

支援の名称	土砂災害地域防災マップづくり	
制度の趣旨・背景	<p>奈良県では、地域住民が中心になって「土砂災害地域防災マップ」を作成することで、地域の特性を活かした実践的な警戒避難のしくみ作りを話し合い、より安全な地域づくりを目指します。</p> <p>「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」を策定し、地域住民のワークショップ等による防災マップづくりを支援します。</p>	
制度の内容	<p>○土砂災害地域防災マップづくりガイドラインの内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 準備します リーダー・メンバーの決定、必要資料・物品集め、ワークショップの計画 マップを作ります 地域での話し合い（ワークショップ）にて、避難先、危険箇所などを調べてマップを作成 マップから考えます 地域での話し合い（ワークショップ）にて、マップを見ながら避難方法、災害の察知方法、災害発生時の役割分担を決定 マップを使います マップを使用した避難訓練、訓練結果を反映したマップの改善 	
対象となる方	<p>○対象 市町村、自治会等</p>	
問い合わせ先など	<p>○所管 奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課 TEL : 0742-27-8521</p> <p>○関連 URL <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害地域防災マップづくり ガイドライン・事例集 http://www3.pref.nara.jp/doshasaigai/sabomapdukuri/ </p>	

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

水害から人命を守りたい

No.100

福岡県

補助金等

支援の名称	流域治水協働推進事業
制度の趣旨・背景	流域治水の取組を促進するため、市町村や民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の整備に対して補助するものです。
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【雨水貯留浸透施設の整備への支援】 補助対象：市町村又は民間事業者^{※1} 補助要件：雨水貯留浸透施設（公園、ため池、グラウンド等）の整備 国の流域貯留浸透事業の採択を受けた事業であること 等 補助率：国 1/3、県 1/3^{※2}、市町村 1/6、民間事業者 1/6 ※1 民間事業者への補助は、市町村を通じて行います。 ※2 負担率は上限値であり、予算の状況により、上限値内で定めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○【実施期間】 令和5年度～令和7年度まで
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 市町村、民間事業者
問い合わせ先など	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部署 福岡県 県土整備部 河川整備課 TEL : 092-643-3691 E-mail : kasenseibi@pref.fukuoka.lg.jp ○関連 URL https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ryuikitisuikyodosuishin.html

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい

No.101

宮城県

その他

支援の名称	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動
制度の趣旨・背景	東北地方太平洋沖地震の津波により壊滅的な被害を受けた海岸防災林の再生にあたり、古くから地域住民等が親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生や、災害防止機能を有する海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚を図るため、住民等の参加・協働による次世代へ継承される森林づくりを推進します。
制度の内容	<p>○概要 海岸防災林（民有林）の再生にあたり、NPOや民間団体等の参加・協働による森林づくり活動を推進するため、以下の3点を目標に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を実施するもの。</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代に継承される森林づくりの推進 (2) 海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生 (3) 海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚 <p>○活動対象林 活動対象森林は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。</p> <p>○条件 再生される海岸防災林が十分な災害防止機能を発揮できるよう、一定の条件（植栽樹種、本数等）に従って植栽及び保育等を行うものとし、活動にあたっては、県及び市町と民間団体等の3者で協定を締結するものとする。（県有防災林を活動対象とする場合は、県及び民間団体等の2者で協定を締結することができる。）</p> <p>○実績 延べ53団体、約150ヘクタールで協定を締結済み（令和7年2月末現在）</p>
対象となる方	<p>○対象者 団体の目的・運営に関する規約及び善良な管理を行う資質と体制を有する民間団体等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 宮城県 水産林政部 森林整備課 保安林班 TEL : 022-211-2325 E-mail : sinseih@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>○関連 URL <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ海岸林再生 みんなの森林づくり活動について https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/minmori.html </p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい

No.102

兵庫県

技能提供・人材派遣

支援の名称	ひょうご防災特別推進員制度 (ひょうご安全の日推進県民会議事業)
制度の 趣旨・背景	地域や学校、家庭における防災対策の実践活動を促進し、県民の防災力の向上を図るため、建築士、防災士等の地域の防災専門家を「ひょうご防災特別推進員」として登録し、派遣する事業を実施します。
制度の 内容	<p>○事業概要 防災対策に関する講義や防災訓練の企画・運営の助言、ワークショップなどを行う「ひょうご防災特別推進員」を自治会や自主防災組織、学校等に派遣します。</p> <p>【ひょうご防災特別推進員の活動内容】</p> <p>○防災講義・防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具等の転倒防止、住宅の耐震化、兵庫県住宅再建共済制度 ・防災訓練の企画・運営、阪神・淡路大震災の教訓 など <p>○自主防災組織の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動に関する防災講義 ・ワークショップ、危険箇所マップづくり等 ・津波、豪雨災害等に備える避難訓練 <p>○実績 令和6年度派遣件数：169件（令和7年2月末時点）</p>
対象と なる方	<p>○対象者 自主防災組織、自治会、学校、企業、その他各種団体等</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管 ひょうご安全の日推進県民会議事務局 (兵庫県危機管理部消防保安課内) TEL：078-362-9823 E-mail：shoubouhoan@pref.hyogo.lg.jp</p> <p>○関連 URL ・ひょうご安全の日公式サイト（ひょうご防災特別推進員） https://19950117hyogo.jp/</p>

行政機能 ／警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用
----------------	-------	---------	-------	----	------	------	-------	------	------	----	------

津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい

No.103

高知県

規制緩和

支援の名称	津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築に対する市街化調整区域における開発許可の規制緩和
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震から県民の生命を守るために、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築等に対する開発許可の規制緩和を行うものです。
制度の内容	<p>○条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水予測区域内の本人又は同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日（平成24年12月10日）以前から居住していること ・津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと <p>○転居先の土地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水予測区域外であること ・津波浸水予測区域公表日以前から本人又は3親等内の親族が所有する土地（同一市町内の転居は購入した土地も可） ・専用住宅に限る（ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可） ・敷地面積は500平方メートル以内であること
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>発災時に自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者名簿登載者及び市町長が認めた者）</p> <p>○対象地域</p>

	<p>高知広域都市計画区域内の南国市、香美市、いの町の市街化調整区域 ※中核市である高知市は除かれます。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 高知県 土木部 都市計画課 TEL : 088-823-9849 E-mail : 171701@ken.pref.kochi.lg.jp ○関連 URL • 市街化調整区域における開発許可の規制緩和について https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2014102200129/</p>

索引

(関係府省庁別)	施策No.	ページ
内閣府		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P6
地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	14	P18
浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	15	P19
都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保	19	P23
準天頂衛星システムの開発・整備・運用	37	P45
地方拠点強化税制	38	P46
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	41	P49
港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置	42	P51
防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置	44	P54
護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	45	P55
鉄道施設の耐震補強（鉄道施設総合安全対策事業費補助）(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道の耐震対策に係る特例措置(固定資産税))	46	P57
津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	62	P75
総務省		
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1	P1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	2	P2
ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	32	P37
耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化等を推進(ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業)	33	P38
災害対策としてのラジオに係る予備送信所設備等の整備の推進(放送ネットワーク整備支援事業)	34	P39
難聴対策としてのラジオ中継局の整備の推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	35	P41
放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	36	P43
防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置	44	P54
厚生労働省		
社会福祉施設等の耐震化	25	P30
医療施設の耐震化	26	P31
農林水産省		
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち木質バイオマス利用環境整備事業	30	P35
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	31	P36
官民連携新技術研究開発事業	51	P64
多面的機能支払交付金	52	P65
中山間地域等直接支払交付金	53	P66
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	54	P67
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消	55	P68
農山漁村振興交付金	56	P69
園芸産地事業継続強化対策	57	P70
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策	58	P71
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち建築用木材供給・利用強化対策	59	P72
林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策	60	P73
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策	61	P74
経済産業省		
災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	27	P32
地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	28	P33
災害時等に備えた需要家側のLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	29	P34
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	31	P36
中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置(中小企業防災・減災投資促進税制)	39	P47
防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置	44	P54

(関係府省庁別)	施策No.	ページ
国土交通省		
住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	3	P3
住宅・建築物の耐震化の促進(建築物耐震対策緊急促進事業)	4	P5
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P6
老朽化マンションの建替え等の促進	6	P7
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P9
主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	8	P10
地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	9	P11
防災性に優れた業務継続地区の構築	10	P12
防災性能や省エネルギー性能の向上等の緊急的な政策課題等への対策の推進(防災・省エネまちづくり緊急促進事業(政策課題対応タイプ))	11	P14
サスティナブル建築物等先導事業	12	P16
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靭化緊急促進事業)	13	P17
地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	14	P18
浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	15	P19
市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	16	P20
市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	17	P21
特定地域都市浸水被害対策事業	18	P22
水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進(一時避難場所整備緊急促進事業)	20	P25
官民連携浸水対策下水道事業	21	P26
災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置	22	P27
優良木造建築物等整備推進事業	23	P28
暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業	24	P29
港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	40	P48
港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置	41	P49
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例	42	P51
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例	43	P53
防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置	44	P54
護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	45	P55
鉄道施設の耐震補強(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道の耐震対策に係る特例措置(固定資産税))	46	P57
鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	47	P59
地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	48	P60
鉄道の豪雨対策(河川橋梁、斜面)(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置(固定資産税))	49	P61
鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置(固定資産税)	50	P63
津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	62	P75
高規格堤防整備事業の促進に係る不動産取得税および固定資産税の特例措置	63	P76
浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	64	P77
浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	65	P78
事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置	66	P79
貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	68	P82
所有者不明土地等対策の推進	69	P83
環境省		
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	31	P36
脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援	67	P80

(支援方法別)	施策No.	ページ
補助金等		
住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	3	P3
住宅・建築物の耐震化の促進(建築物耐震対策緊急促進事業)	4	P5
老朽化マンションの建替え等の促進	6	P7
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P9
主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	8	P10
地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	9	P11
防災性に優れた業務継続地区の構築 (国際競争業務継続拠点整備事業)	10	P12
防災性能や省エネルギー性能の向上等の緊急的な政策課題等への対策の推進(防災・省エネまちづくり緊急促進事業(政策課題対応タイプ))	11	P14
サスティナブル建築物等先導事業	12	P16
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靭化緊急促進事業)	13	P17
特定地域都市浸水被害対策事業	18	P22
水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進(一時避難場所整備緊急促進事業)	20	P25
官民連携浸水対策下水道事業	21	P26
優良木造建築物等整備推進事業	23	P28
暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業	24	P29
医療施設の耐震化	26	P31
災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	27	P32
地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	28	P33
災害時等に備えた需要家側のLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	29	P34
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち木質バイオマス利用環境整備事業	30	P35
耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化等を推進(ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業)	33	P38
災害対策としてのラジオに係る予備送信所設備等の整備の推進(放送ネットワーク整備支援事業)	34	P39
難聴対策としてのラジオ中継局の整備の推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	35	P41
放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	36	P43
港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)	40	P48
鉄道施設の耐震補強(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道の耐震対策に係る特例措置(固定資産税))	46	P57
鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	47	P59
地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	48	P60
鉄道の豪雨対策(河川橋梁、斜面)(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置(固定資産税))	49	P61
官民連携新技術研究開発事業	51	P64
多面的機能支払交付金	52	P65
中山間地域等直接支払交付金	53	P66
みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消	55	P68
農山漁村振興交付金	56	P69
園芸産地事業継続強化対策	57	P70
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策	58	P71
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち建築用木材供給・利用強化対策	59	P72
林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策	60	P73
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策	61	P74
脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援	67	P80
所有者不明土地等対策の推進	69	P83

(支援方法別)	施策No.	ページ
税制優遇		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P6
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型))	7	P9
地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	14	P18
浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	15	P19
市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	16	P20
市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	17	P21
災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置	22	P27
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	31	P36
ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	32	P37
地方拠点強化税制	38	P46
中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置(中小企業防災・減災投資促進税制)	39	P47
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	41	P49
港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置	42	P51
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	43	P53
防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置	44	P54
鉄道施設の耐震補強(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道))(鉄道の耐震対策に係る特例措置(固定資産税))	46	P57
鉄道の豪雨対策(河川橋梁、斜面)(鉄道施設総合安全対策事業費補助)(鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置(固定資産税))	49	P61
鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置(固定資産税)	50	P63
津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	62	P75
高規格堤防整備事業の促進に係る不動産取得税および固定資産税の特例措置	63	P76
浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	64	P77
浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	65	P78
事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置	66	P79
貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	68	P82
所有者不明土地等対策の推進	69	P83
情報提供		
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1	P1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	2	P2
老朽化マンションの建替え等の促進	6	P7
準天頂衛星システムの開発・整備・運用	37	P45
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	54	P67
資金融資		
社会福祉施設等の耐震化	25	P30
護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	45	P55
その他		
都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保	19	P23

この施策集について、今後の充実を図るため、皆様からのご意見ご感想を募集しております。つきましては、下記に掲載のアンケート URL より、ご意見ご感想のご協力をお願いします。

(アンケート URL)

https://www.cas.go.jp/form_sokushin_sesaku.html

民間の強靭化の取組のための国・都道府県の支援施策集

令和7年3月

発行 内閣官房 國土強靭化推進室
連絡先 〒100-8968 千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
TEL: 03-6257-1710 (直通)

強靭化土

強くて、しなやかなニッポンへ

NATIONAL
RESILIENCE